

とてこの書状を以後長く藤家の家寶にする様誓つたといふことで、今に松のをしげが尾をもつて書いたといふ書状藤家に残り傳へられてゐる(藤平八氏の好意によりその書状の寫眞をここに掲ぐ)

第三節 不動明王

春日明神境内に祀られてゐる不動明王は、正康二年丙七月西園寺公由縁によつて安置せらるゝと藤傳記に見えてゐる。この不動明王に絡んで次の様な傳説がある。

明治初年の頃のこと、しかも船場あたりの質屋に起つた話であらうとのことである。

或る晩といつてもまだ軒燈がつけられて間のない頃、とある質屋の暖簾をくゞつた一人の風體さまで賤しからぬ男があつた。男は兩袖で大切さうに風呂敷包みを抱へてゐた。間もなくうまく話がついたものと見えて、男はそゞくさと出て来てやがて何處かへ立ち去つた。



(王 明 動 不)

その夜のことであつた。その日の出し入れの勘定をすませた主は、その夜も甚仇を迎へてバチリ／＼と烏鷺を戦はせたが、どうしても勝てなかつた。やがて寢に就いた主はふと誰かに呼び起された様な氣がして、とび起き邊りを見廻はしたが別に變つた事もないので、再びう／＼と寢入りはじめると、今度はハツヤリ「野田へ歸りたい、野田へ歸りたい」と聞えたと思つてあたりを見廻したり耳を澄したりしたが、夜風が靜かに庭木をそよがせてゐる音が聞えるだけ、氣疲れが出たんだらう位に思つて、主は寢てしまつた。朝になつても別に異變

はなかつたので全く安心してゐたが、又その夜も昨夜と同じ不思議が起つた。二日も續いて同じ不思議なことが續いたので翌早朝番頭を呼んで「これ／＼しか／＼だが最近何か妙な物でも預りはしなかつたか」と尋ねた。番頭もまるで雲を掴む様なことを尋ねられたので、目をバチクリしながら考へ込んでしまつた。やがて何か思ひあたることでもあつたのか、番頭は「實は一昨日の夕方素晴らしい立派な古刀を預つた位がア近頃預り物の變り種でございませう」と不安氣に答へた。主も常々刀はよく預ることがあるので別に不思議はないと思つたが、刀はよく人の靈を宿すといふことがあるのを思ひ出して「それではお前氣の毒だが一足野田へ行つて、近頃刀を盗まれた方はないか調べて来ておくれ」と命じた。早速出向いて訪ねて見ると不動明王の寶篋が盗まれてゐるといふことが直ぐ分つた。そこでこの話をすると、それは全く勿體ないことであるといふので直ちに買ひ戻して不動明王の社祠に奉納した。勿論質屋の主人はその夜から不思議な聲「野田へ歸りたい」に惱まされることはなかつた。

第四節 辨財天

足利尊氏の子義詮が難波記行の途、野田に立ち寄り紫藤の眺めを心ゆくばかり楽しんで時

古へのゆかりを今も紫の

藤波かゝる野田の玉川

と詠んだことは既に史實として有名な話である。

この義詮が難波記行を決心した夜のことであつた。侍臣を退けて獨り靜かに書見にふけつてゐた。勿論その書は難波記行の手引とも云ふべき、歌書や軍書、名所圖繪の如きものであつた。興が湧いてくるまゝに夜を更かしてしまつたが、不思議なことにその夜は少しも眠くならない。しかも頭は冴えてくるばかりであつた。やがて讀書に熱中してゐた義詮は物の怪で

もつたかのように、つと立ち上つて、侍臣も呼ばず庭へ出た。折から彌生半ばのこと、庭の木々は美しい月に淡く照らし出されて何とも言へぬ風情をもつてゐる。うつとりと眺めてゐた義詮は、やがて非常な不思議を發見した。それは現在彼自らが立つてゐる庭の様子が、全然當の庭の趣を異にしてゐるといふことである。しかもその不思議が少しも不安な感じを起させないばかりでなく一層懐しくさえ思はれるのであつた。その不思議な風景といふのは斯うであつた。

庭の中央少し左寄りに、朧月一杯うけて玉の様に美しく照り映えてゐる池があつて、その池を圍つて老木若木をとり交へた藤が、邊りの木立にまはり絡んで、しかも三尺四尺もあらうと言ふ房々とした紫の花を下げてゐるではないか。勿論しかとは見定め難かつたとはいへ、古びた社祠も二三夢の如く鎮座ましまし、千代の常盤を誇る松の大樹、楠の老樹も空を狭めて生ひ茂つてゐる。

不思議はそれ許りではなかつた。折から何處よりも知れぬ芳香が漂つて來たかと思ふ間もなく、妙なる管弦の音が義詮の魂を奪つてしまふかの様にゆるやかに美しいメロデーを奏で初めた。しかし義詮は既に魂を奪はれてしまつてゐるのかこの不思議を不思議とも思へない様子で、うつとりとその場に立ち續けてゐるのであつた。やがてその池の中心と覺しき邊より、この世の人とは勿論想像さえも出來ぬ、神々しい女神が現はれて池上をさも愉快さうに舞ひ舞ひて藤棚の下に到り、やをら眼を見開いた女神は、そこに茫然と立つてゐた義詮を無言の中にさしまねいて、この地の景は美望の限りだとの御意の



(社 神 姫 島 杵 市)

如く、眼を輝かし美はしい身振りを示された。この時であつた。何處か遠い所で鶺鴒の刻を告ぐる第一聲が、邊りの静けさを破つて、かん高く起つた。ハツと思つた義詮の前にはもう先程の淡い景色も、女神も消えてしまつて、現實の館の庭に朝露にしつとりぬれたまゝ、立つてゐる自分自身の姿を見出したのみであつた。

義詮はこの不思議を誰にも語らず、心に適ふ侍臣を連れて難波紀行の途についたのは、それから凡そ一ヶ月の卯月上旬の頃であつた。泊り重ねて義詮一行は野田の里へ着いた。義詮は心に期する所があつたのか、落着く間もなく藤の名所見物に出かけた。勿論義詮の感銘は筆舌につくし得ぬ程深刻なものであつた。侍臣に命じて早々日頃信する辨財天をこの池のあたりに祀ることにした。これが今日春日明神境内に残り、藤家始め多くの人々の信仰をあつめて鎮座まします市杵島姫大明神である。

第五節 野田の大楠 (浪花のながめ 卷五)

野田村には松、栲、楠などの大樹老樹が亭々と空を覆つてゐたといふことである。年代や位置は明確に知ることは出來ないが、凡そ四五百年も昔、多分野田城址であつたと見られる邊りに、一際高く生ひ茂つてゐた楠の大樹があつた。しかもこの楠は幹の半ば頃より二つに分れて、遠方より望めば二本の大木の様に見えたといつて、遠く浦江、海老江、船津橋の邊りを上下する船も、これを目標とすることが出來たといふことである。

その頃の邊りに禪宗の庵を建立せんとして、この楠を庭木に取組んだ所、どうしてもその一方の幹が庵の屋根にかまふ様子に見えたので、夫を切り拂はんと議したが、何をいつても地上で出來る仕事ではなし、扱て切り拂ふとなると誰もが尻込みをして切り拂ふものがない。仕方がないので最近他國遍歴の旅に出てゐる庵主の歸國を待つて事を運ばんとした所、村の百姓の若者が來て、切り拂はんことを申出でたので、頭領は覺つかなくは思つたが、是非に及ばずその若者の申出を受け

た。若者は勇敢にも樹上に上り我身を細引で木にからませしつかりと縛りつけ、大鋸でゴシリ／＼と引き初めた所、一股俄かにさけかゝつて、身にまとひし細引次第にしまり身を二つに絞り切るかの如く、その痛み耐え難く顔色蒼白となり今にも息絶えんとした時、どうしたものか幾重にも巻きつけてゐた細引が一度にばらりと切れてしまった。地上ではなす術もなくあれよ／＼と騒ぎ立てるばかりであつた。

楠の一股は全くさけ落ち、この若者は真逆さまになつて落ちて來た。下には庵を建てる礎石その他の材木が所狭く並べてあつたので、とても命は助かるまいと思つてゐた所、不思議なことにかの若者、中程よりひつくりかへり、あはやと言ふ間に礎石の上に一足揃へて立つて、奇蹟的に命拾ひをした。しかも身にはかすり傷一つ負つてはゐない。事の不思議に茫然と立つてゐた人々は、やがて口々に騒ぎ立てた。この騒ぎの中にあつて彼の若者は、落着き拂つて

「身體に別條がないから、このまゝ一働きしよう」

と鋸とつて働かんとしたので人々は漸く我に歸り

「日出度いことたゞが先づ一休み身體を休めたがよい」

と口々に押し止めたので、若者もそれではといふので休息をとつたといふことである。

この若者は年に似合はず信心深く、平生觀世音を厚く信仰してゐたので「この大難を救はれたのはひとへに觀世音のおかげだ」とその後も一層信心におこたひがなかつたといふことである。人々もありがたい御利益だと、日を経て歸國した庵主に事の由を語つたので、庵主も大いに感激して、そのさけ落ちた楠をもつて、觀世音の像を刻み、やがて出來上つた庵に安置せられたといふことである。

昔からの言ひ傳へに、すべて古木には靈が止まつてゐるとのこと、神木は言ふに及ばず民家に植えてある諸木であつて

も、うかつに引切る事はさけなければならぬ。靈あればこそ時節には芽を出し、枝葉も榮えはびるのである。尤も小枝を切り、花を折り、實をとる事は例へば人間の月代をそり、髭をぬくやうなもので決して木の靈の怒りに觸れることはない。此の楠はこの意味に於いて最も良い教へを残してくれたものである。が信心の力無邊大なることもよく／＼身に沁みたことであらう。

この傳説は「浪花のながめ」巻五に載つてゐる所であるが、今は全くその遺蹟も知ることが出來ず、この傳説さへも知る人がないのは誠に残念なことである。

第六節 やけどの妙薬

「やけどにはうますふくれすひりつかすあらひ清める玉川の水」といふ歌が何時の頃よりか世人に唄はれてゐたことである。しかも六七十年前までは知らない者がなといふ程有名な歌だつたことであるが、現在では玉川の池と共に漸く世人から忘れられやうとしてゐる。勿論この歌の詞の通り、やけどをした時に玉川の水をつけると、跡かたもなく治つたと傳へられてゐる。しかもそのいひ傳へに、この玉川の水がなぜやけどの妙薬であるかといふと、證如上人を本地に一時おかくまひした時、この地は兵火の爲め散々な目にあつた。従つて業人は随分やけどのため困つたのである。この時上人は玉川の水をつければ直ぐ癒えると告げ知らされたので、つけて見ると全くその通りで、何の痛みもなく、跡かたもなく治つたといふのでそれからは全くやけどの妙薬として世間に重寶がられてゐたことである。

第七節 網にかゝつた佛

昔野田新家に網屋宗右衛門と云ふ大漁業家があつて、その全盛の頃には數十名の若者を養つて盛に鱒漁をなし、新家濱、尼崎濱、三軒家濱の三漁場の取締をなし運上の世話役を勤めてゐた。其の初代宗右衛門氏が漁りに出で網を入れて之を引上げ

やうとすると何となく或る靈感に打たれるやうな感じがしたが、只不思議に思ひつゝ網を上げると何時になく甚だ重くて容易に上がらなかつたが、漸くにして引上げる内水面に分、寸、尺と表はれて来る不思議な物を見たが益々勇を鼓して上げて見ると、六尺豊かの坐像の佛であつた。宗右衛門氏は「之れ吾を信に導かんが爲めならん」と直ちに家に迎へて安置し朝夕神妙に勤行を怠らなかつたが、斯かる山緒ある御佛を在家に置くは勿躰なしとて、之を天満の大猶寺（寶珠院）に奉納したが、寺では之は尊しとあつて本尊となし之迄の本尊を脇佛としたところ壇家よりの苦情に遇ひ、又此の佛を脇佛としたところ、引續き三度の火災起り又之を本尊として現在に至つてゐる。最近九鬼子爵の鑑定によると恐らく千五百年以前の物ならんと。網屋宗右衛門なる人は今の新家町二丁目黒崎某氏の祖先で、現在の黒崎氏の宅地は網納屋、若者部屋の跡である。

第八節 春日明神となたや利兵衛

野田、藤の棚には「藤名所」と刻んだ大きな碑があるが、其の碑の横に「なたや利兵衛建之」の八字がくつきり刻まれて居り、後に寛永十四年丑年とか寶曆十三年とか米屋磯兵衛の記が磨滅した碑面から読み取られる。

話は今から約二百八十年前に遡る。大阪靱町に名田屋利兵衛と云ふ相當な雑魚及肥料の問屋があつた。利兵衛は時々近所の人々や家族の者と共に野田の名所蔭藤に一日の清遊を試みてゐた。信心深い彼は其の都度、城内にある春日明神の参拜を忘れなかつた。處がいつの間にか彼の野田行の目的は藤よりもむしろ春日明神になつてゐた。そして彼の信心が深まるに従つて家運は益々隆昌になつて行つた。

たま／＼彼の眼に映つたものは風雨に傷めつけられた社殿であつた。信仰心の燃え熾つてゐる彼は遂に獨力社殿の改築を誓つた。それから数年の後、立派に出来上つた春日明神社殿は、一層近在の人の尊崇的となつて行つた。

時代はこれより百年の後、寶曆年間に入る。初代利兵衛によつて新に築かれた社殿もいつしか荒れ果ててしまつた。そし

てこれが改築を思ひ立つたのが米屋磯兵衛である。磯兵衛はもと名田屋方に傭はれてゐたが獨立して一家をなしてゐた彼は荒れ果てた社殿を見、主家の初代の功を思つて改築を決心し寶曆十三年之れが完成を見た。

米屋磯兵衛は現今の戎神社の前に明治時代迄仕込んでゐたさうであるが遺蹟は残つてゐない。尙現在金物商として盛大な店舗を張つてゐる西區靱町の名田利兵衛商店の當主は初代利兵衛十六代の後裔である。

第三編 枝下諸團體

第一章 國防に關する諸團體

第一節 第一西野田防護分團

創設と過程

全世界を支配しつゝある科學の威力が戰闘に缺くべからざるものとなつて、近代戰線が空中に布かれるに至つた事は萬人周知の事である。然も空襲を以て最善の戰闘手段と考へられる今日、此の空襲を如何に回避し、その目標とされる大都市を如何に防衛するかを研究することの必要なるは今更論を待たない事であらう。故に茲に必然的に擡頭して来るものは防空を目的とする團體の結成でなければならぬ。戰亂起りて防衛に周章狼狽するは、覆水を盆にかへさんとするに似て、徒らに勞を費すのみ。况んや今時の如き聯盟脱退孤立の立場にあり、或は亦近接某國との間に暗雲低迷せる我國現下の國際狀態にあつては此の防空意識の覺醒と防空施設の充實とを切望するのである。然も今我等が一國を擧げてこの防空に當らんとする

時、そこに組織を編み規定を設けて鋭意その完全なる遂行に邁進すべきである。即成された建築の破壊は容易であらうが、徐々に建設された自然の岩窟は容易に潰滅し得ない。全國民の結團に依つて爲される防空事業も亦然りである。平素の訓練、不斷の防空こそ緊要であらう。

茲に於て昭和九年五月十一日、本校々長乾市松、大阪市長より近畿防空大演習施行に當つて第一西野田小學校通學區域内の防護分團の編成統一を任せられ第一回防護分團長たるの重職を命ぜらる。本校その光榮に感激せるは言ふまでもなく、即時部内有力者及教化委員數氏と協議し、圓滿なる會談を重ねて遂に第一西野田防護分團の結成を見るに至ると同時に第一回防空演習が行はれ、之が永久的の國家的行事とされるに至つた。今左に本分團防護實施並に訓練計畫を掲げやう。

一、本分團防護實施並に訓練計畫

第一 總 則

- 1、本計畫ハ近畿防空演習大阪市及此花區防護實施並ニ訓練計畫ニ基キ第一西野田防護分團ニ於テ實施スベキ防護並ニ訓練ニ關スル一般ノ要領ヲ規定スルモノトス
- 2、大阪市第一西野田尋常高等小學校通學區域ヲ以テ本分團ノ防護區域トス
- 3、本分團ハ第一西野田防護地區内ニ居住スル青年團員、青年訓練所生徒、在郷軍人、町内會員、醫藥生衛生團體員、婦人團體員等ヲ以テ組織シ、第一西野田防護地區ノ防護ニ任ズルモノトス
- 4、本分團ハ左記工場防護分團ト連繫ヲナシ相互協力シテ地區防護ノ完全ヲ期スルモノトス

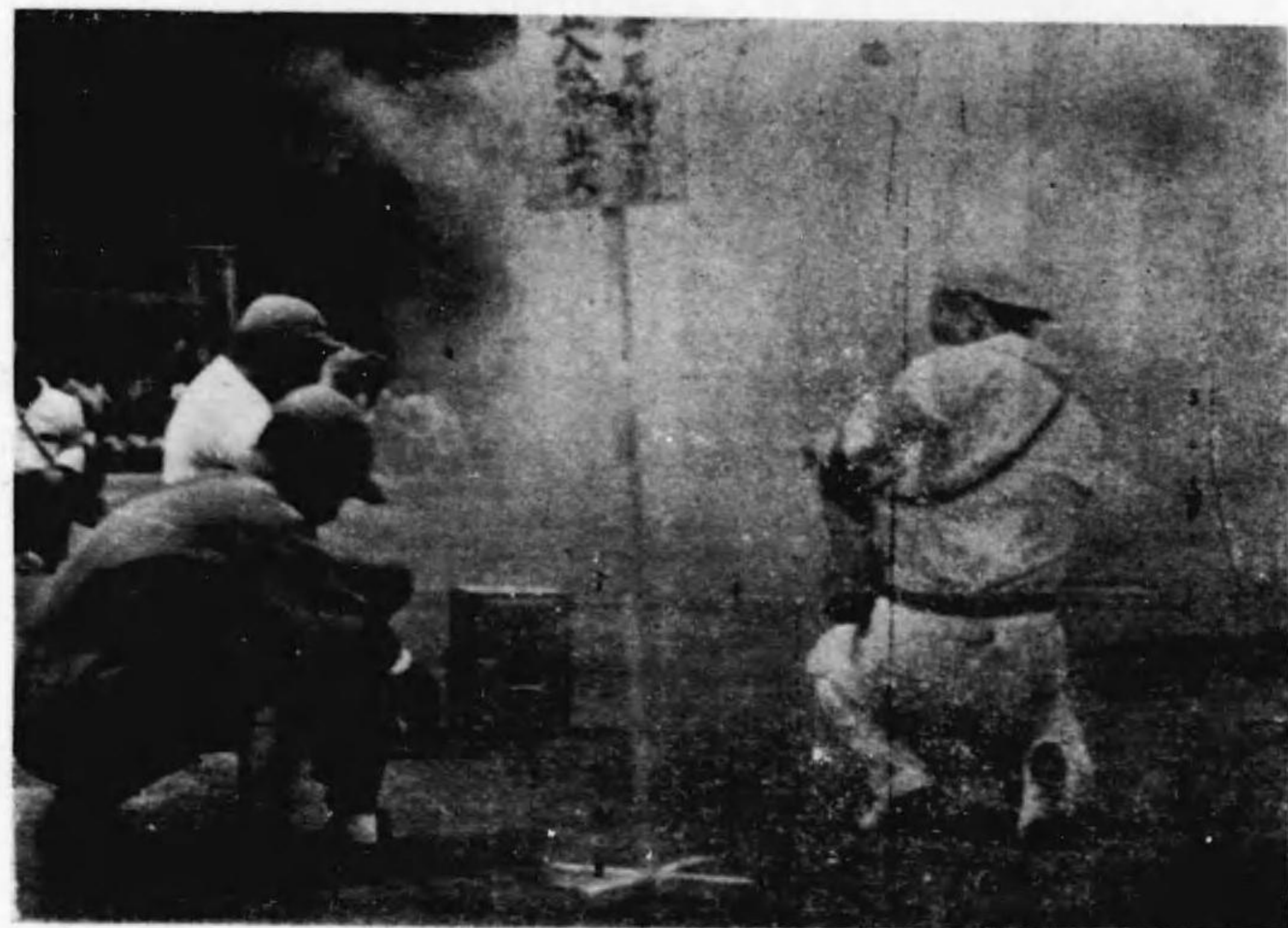
日本紡績福島工場 龜甲町一丁目
東洋製糖株式會社 平松町



此大花阪市第一西野田防護分團本部



一タスボ傳宣制管火燈前部本



躍活の班毒防

第二 防護ノ方針

5、敵ノ空襲ニ對シ火災ノ發生ヲ防止シ若シ火災發生セルトキハ消防官憲ヲ援助シ災害ノ擴大防止ヲ期ス
毒ガス攻撃ニ對シ地區内住民ノ安全ヲ計リ燈火管制ノ迅速確實ナル實行ヲ期ス、其他一般ニ地區内住民ノ動搖ヲ防止シ治安維持ヲ保ス

6、火災防止、毒ガス防禦及燈火管制ニ關シテハ各官公衙、ビルディング、會社（工場防護團ヲ設置スルモノヲ除ク）商店、神社、佛閣、各民家等ニ於テ自ラ所要ノ施設ヲナスモノトス、當分團ハ之ヲ督勵シ之ヲ援助スルモノトス

第三 編成及機關

7、第一西野田防護分團本部ハ大阪市第一西野田尋常高等小學校ニ設置シ左ノ役員及團員ヲ以テ組織ス
分團長 一名 副分團長 三名
顧問 二八名 幹事長 一名
幹事 三名 幹事補佐 十名
團員 八三五名（二交代制、豫備員數加算）

8、第一西野田防護分團編成一覽表

班 警	別	主ナル業務		係						別		
		主ナル業務	要員	班長	係長	組長	伍長	團員	計			
青年團員	班 警	1 火災・盜難豫防補助 2 要警備物件警備補助	1	巡邏係	1		2		4		20	巡查派出所管内ヲ巡邏シ又ハ立哨警戒ス 要警備物件ノ警備補助 通信連絡補助
				警備係	1					2		
				1						31		

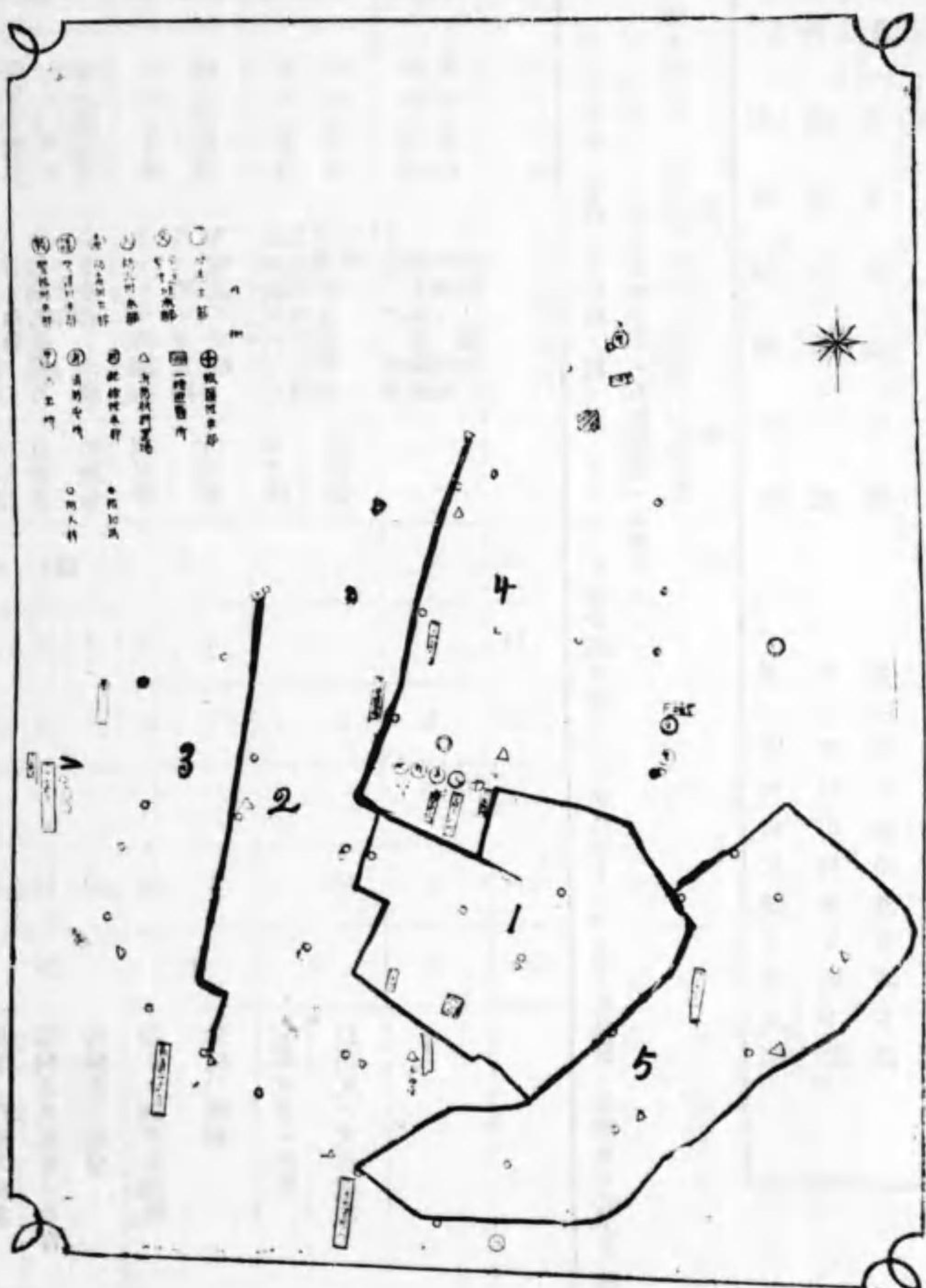
班毒防	班導誘者難避	所難避管	通交班理	班火防	班報警
町内會員 醫藥、衛生 關係團體員	町内會員	町内會員	青年團員	町内會員	在郷軍人
1 應急防毒準備ノ督勵 2 毒瓦斯檢知 3 消毒	1 防難誘區域外避 2 防難誘區域外避 3 難所管理ノ避 ト連絡	1 避難所管理補助 2 避難者出入指 3 秩序維持	交通整理補助	1 防火宣傳及防 火準備勵行ノ 督促 2 火災防止 3 消防補助 4 人命・貨財保 全	1 警報ノ傳達 2 燈火管制ノ實 施及監督補助
消毒係 警戒係				消防係 防火係 警報係	
1	1	1	1	副1	1
1	1			1	
2	3	2	2	5	5
				(員詰班) 6	
10	9	8	16	30	29
36	13	11	19	99	26
消毒	1 各民家防毒準備ノ督勵 2 毒瓦斯檢知 3 瓦斯警報			消防ノ援助 重要建築物、要地、空家 ノ防火	分擔區域内ナ巡行シ火氣 ニ注意シ防火宣傳及防火 準備ノ督促ニ任ス 火災發生セハ急報シ且ツ 交通整理ニ任ス

備考 本表要員數ハ常時一日勤務ノ數ヲ示シ、モノニシテ本分團ニ於テハ二交代制トシ、之ノ要員數ノ倍數及ビ若干ノ豫備員ヲ以テ編成セリ(但シ分團本部員及顧問等ハ本表外トセリ)

9、本分團と密接なる關係を有する機關左の如し

關近防衛	官防	係防	市防
福島警察署	朝日橋消防署	區防護團本部	市防護團本部
第五野田防護分團本部	第四野田防護分團本部	第三野田防護分團本部	第二野田防護分團本部

第一西野田防分護防田野西一第
圖備配團分護防田野西一第



10、本防護分團ノ防護地域ヲ五區ニ區分シ次表ノ如ク配備ヲナス

第四 本防護分團の配備

- 第一防護地域 玉川町一丁目
- 第二防護地域 玉川町二丁目
- 第三防護地域 玉川町三丁目
- 第四防護地域 龜甲町一丁目
- 第五防護地域 平松・草開町

第一西野田防護分團配備表

班別	名稱	所在地
本部	警護班本部	同
分團本部	第一西野田小學校	
班別 <th>名稱</th> <th>所在地</th>	名稱	所在地
警報班	警報班本部	第一西野田小學校
防毒班	防毒班本部	同
同	第一瓦斯哨	玉川町四丁目市電陸橋上
同	第二瓦斯哨	第一西野田小學校屋上
同	第三瓦斯哨	龜甲町一、龜甲大師屋上
救護班	救護班本部	第一西野田小學校
同	治療所	同
同	第一出張所	玉川町二、宮崎醫院
交通整理班	交通整理班本部	第一西野田小學校
同	第一組配所	玉川町三丁目停留所附近 玉川町三丁目巡查派出所附近

備考	班		火		防		班理	
	同	同	同	同	同	同	同	同
演習状況ノ變化ニヨリ右配備ハ變更セラル、コトアリ	同	器材置場	十三ヶ所					
	同	第三監視哨	玉川町四丁目省線陸橋上					
	同	第二監視哨	第一西野田小学校屋上					
	同	第一監視哨	東洋製罐會社					
	同	第三屯所	龜甲町一 津田製材所前					
	同	第二屯所	第一西野田小学校					
	同	第一屯所	戎神社境内					
	同	防火班本部	第一西野田小学校					
	同	休憩所	玉川四、三木笑鼓館					
	同	第二組配置所	玉川町四丁目交叉點					
	同	班	第二出張所	玉川町三、山本醫院				
	聯絡班	連絡班本部	同					
	宣傳班	宣傳班本部	同					
	配給班	配給班本部	第一西野田小学校					
	誘導班	同	西野田公園					
	避難者	同	一時集合所	龜甲町一、清風寮跡				
	管理班	同	第二防毒室	西野田圖書館				
	避難所	同	第一防毒室	同				
	避難所管理班本部	同	第一西野田小学校					

第五 本分團各班に於て行ふ業務要項

- 1、警 護 班 警察官憲を援助し、部内の火災盜難の豫防並びに警備警戒をなす。
- 2、交通整理班 警察官を援助し交通の整理をなす。
- 3、防 火 班 投下爆彈又は燒夷彈落下等による部内の火災に對し消防、官憲の指揮により火災防止又は消火の援助をなし又部内民家に防火準備の督勵をなす。
- 4、警 報 班 敵機空襲に關する警報及燈火管制の實施監督に援助す。

- 5、防 毒 班 毒ガスに依る人畜被害の防禦をなすため、毒ガスの搜索、檢知、警戒警報、除毒消毒作業をなす。
- 6、救 護 班 空襲に依り發生せし彈丸、毒ガス傷病者及一般傷病者の救護作業をなす。
- 7、避難者誘導班 空襲を受けたる時或は其の虞ある場合に、一早く部民を安全なる個所に誘導避難せしめ災害を免れしむ。
- 8、避難所管理班 部民の安全に逃れ來るべき避難所を管理維持し、防毒室の設備或は避難者の出入指導救護をなす。
- 9、配 給 班 防護團員或は避難者の食糧被服等を配給し又は諸必要物品の分配、配給をなす。
- 10、宣 傳 班 部民防護のため必要なる事項を普及すると共に敵方の各種の悪宣傳、流言等を防ぎ確實なる情報を迅速に報知する。
- 11、連 絡 班 防護諸機關の機能を發揮し、各種の命令傳達に努め電信電話等不通となりたる場合に於ても正確、敏速に其の目的の達成を期す。

第六 本分團長の結團式に於ける訓示

訓 示

曩ニ大阪市ノ防護ニ關シテハ防護業務規約制定セラル、アリ更ニ此花區防護團ノ組織成リ本防護分團モ亦其主旨ニ則リ大阪市此花區第一西野田防護分團ヲ組織シ本日茲ニ結團式ヲ舉行スルニ至レリ。

惟フニ分團ノ使命ハ多シト雖モ就中敵機ノ空襲ニ對シテ其ノ被害ヲ豫防軽減シ以テ住民ノ安寧ヲ圖ルニ在リ、乃我等ノ愛スル此郷土ノ一切ヲ我等ノ力ニヨリテ自治的ニ守護シ保全スルニアリ。

故ニ團員ハ他ニ卒先シテ防空演習ニ必要ナル智能ヲ練磨シ一致協力シテ義勇奉公ノ至誠心ヲ發揚シ身命ヲ塔シテ以

テ任務ノ遂行ニ當ルヲ要ス。
 本分團ハ十一班ニ別レテ各班夫々最良ノ機能ヲ發揮セザルベカラズ而モ亦各班ヨク連絡ヲ緊密ニシテ規律アル統制ニ服シ沈着冷靜ニシテ然モ敏捷果斷正確ニコノ責務ヲ遂行スルヲ要ス。
 大阪防衛司令官ハ本月十八日正午ヲ以テ想定ヲ公表セラレタルアリ、尙今ヤ近畿防空演習ハ世界注視ノ的トナリ、畏クモ侍從武官ヲ本市ニ御差遣アラセラレ參謀總長閑院宮殿下ノ台臨ヲモ仰グト拜聞ス。
 本分團今日ニ及ブ迄役員並ニ團員各位ニハ捨身懸命熱心ニ豫行演習ヲナシテ必要ナル訓練ヲセラレタルハ小職ノ深甚ナル敬意ヲ表スル所ナリ希クハ結團式成ルト共ニ倍々其職分ニ精勵セラレテ優秀ナル成績ヲ收メラレコトヲ聊カ所懐ヲ述テ訓示トス

昭和九年七月廿二日

大阪市此花區第一西野田防護分團長 乾 市 松

第一回防空演習

近畿二府六縣を打つて一丸、防空大演習の幕いよいよ開く！帝國の心臓部大阪を標的としての敵機襲來を豫想する軍民こゝに協力一致、大空の護りを固めること將に三ヶ月餘、防衛司令部及大阪市防護團を中心に全市二百八十分團の防備はとのひ、第一西野田防護分團の配備又全く成れり。

昭和九年七月二十五日正午命令

命

令

大阪市防護團長 關

一

近畿防空演習參加ノ爲メ大阪市防護團ハ二十六日午前七時迄ニ其ノ配置ヲ完了スベシ
 各區防護團長殿

告

諭

大阪市防護團長 關

一

- 一、某國ニ對スル平和工作絶望ノ状態ニ陥ルト共ニ近畿地方ハ近ク其ノ空襲ヲ豫期スルニ至リ我精銳ナル皇軍ハ既ニ對敵行動ヲ開始セリ
- 二、我方大阪市民ハ義ニ制定セラレタル防護要務規約ニ準據シ平素ノ訓練ノ効果ヲ發揮シ沈着冷靜之ニ處シ以テ防護ノ完璧ヲ期スルヲ要ス

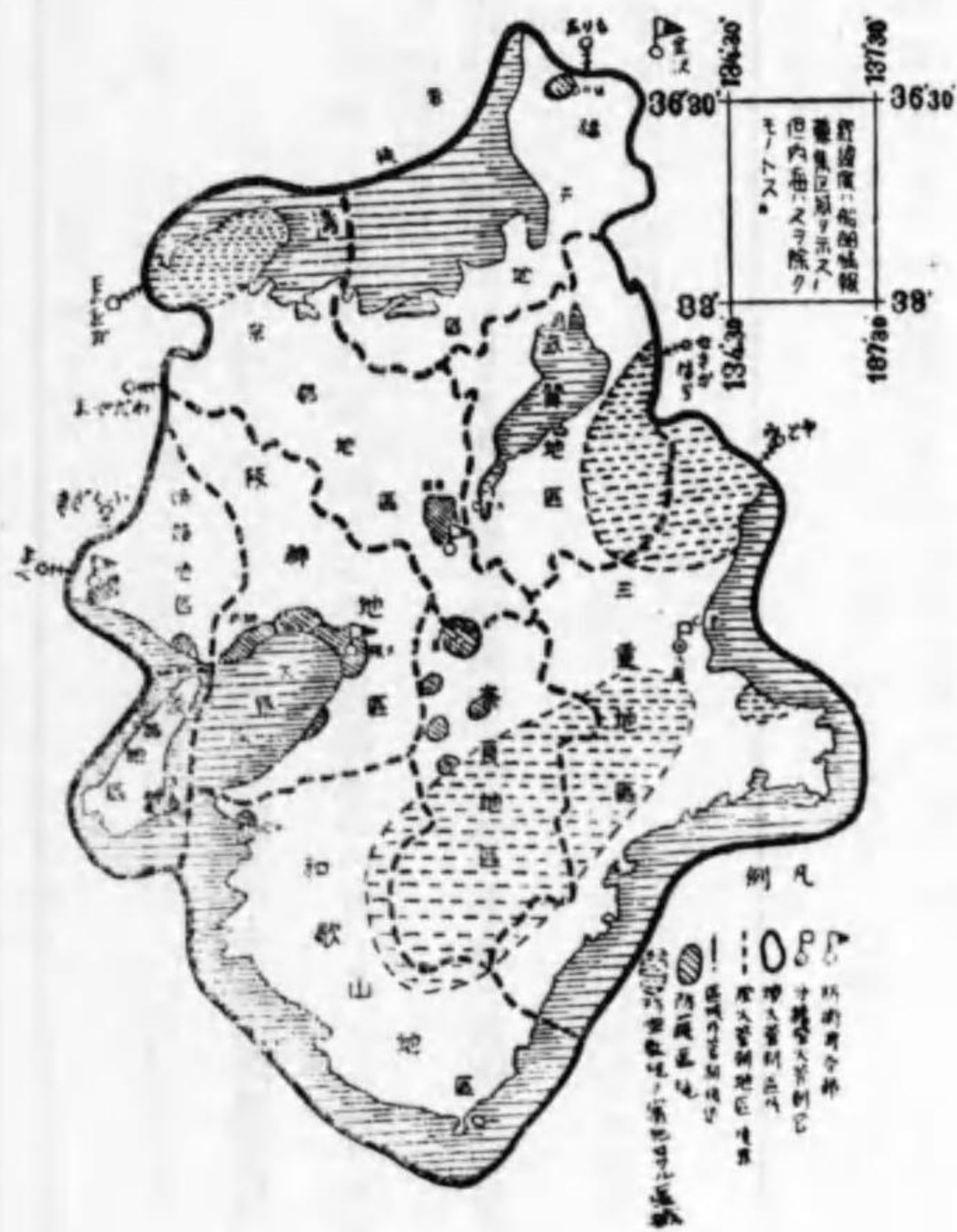
昭和九年七月二十五日零時十分

大演習細部の區分

燈火管制區域	演習全區域
防空監視區域	演習區域中の主要部
防護區域	大阪市、京都市、神戸市其他希望都市
軍警備實施區域	大阪市及京都市附近
參加團體	演習區域内に在る軍部外の官公衛諸團體

近畿防空大演習實施地域

近畿防空演習區域要圖



- ◆二府六縣◆
- 阪神地區
- 京都地區
- 福井地區
- 滋賀地區
- 三重地區
- 奈良地區
- 和歌山地區
- 姫路地區

防空大演習當日演習實施事項 (昭和九年七月)

日	第一	第二	第三	時間	事項
即	同	同	同	午前六時十五分	團員集合團長ヨリ訓示後各自ノ部署ニ就ク
同	同	同	同	午前七時五分	警戒警報發令
同	同	同	同	午前八時	空襲警報アリ
同	同	同	同	午前九時	各班へ傳達ス——全學童ヲ避難セシム
同	同	同	同	午前十一時	阪神地區空襲警報解除
同	同	同	同	午前十一時	玉川町二丁目極樂寺前大火災
同	同	同	同	午前十一時五十八分	第三屯所へ警報
正	同	同	同	午後一時三十分	阪神地區空襲警報解除
同	同	同	同	午後二時十分	畫食 (配給班ノ活躍)
同	同	同	同	午後三時	阪神地區空襲警報
同	同	同	同	午後三時五十二分	玉湯前瓦斯落下防毒・救護班ノ出動
同	同	同	同	午後五時六分	阪神地區空襲警報解除
即	同	同	同	午後五時六分	阪神地區空襲警報
					東洋製鐵會社橫ニ瓦斯彈落下
					防毒・救護班ノ出動活躍

(日 六 廿)

午後五時七分	下福島天神裏四ツ辻焼夷彈落下
即	防火班出動活躍
午後六時	阪神地區空襲警報解除——夕食
午後七時二十分	燈火管制實施命令下レ
同八時三十分	阪神地區空襲警報
即	警報班ノ活躍——燈火管制ノ督勵
午後九時十分	日本紡績清風寮ニ燒夷彈落下
即	防火班出動——暗黒裡ニ消火ニ努ム
午後九時二十分	阪神地區空襲警報解除
午後九時四十五分	警戒警報解除
午後九時五十分	演習休止

第

午前六時三十分	第二日自動務團員集合各自ノ部署ニ附ク
午前七時	演習開始——警戒警報——空襲警報
同八時	本部へ催涙瓦斯彈落下——全兒童ノ避難
同八時二十五分	本部ヲ極樂寺ニ移ス
同九時五分	空襲警報解除
正午	晝食
零時	阪神地區空襲警報

(日 七 十 二) 日 二

零時十分	津田製材所前出火——防火班ノ出動
零時五十分	阪神地區空襲警報解除
午後一時	本部水道鐵管破裂斷水——同時出火
即	防火班ノ出動活躍
午後二時	本部水道復舊
午後二時四十分	阪神北區空襲警報
午後四時五分	玉川町三丁目民家へ瓦斯彈落下
即	防毒、救護班ノ出動活躍
午後四時四十分	阪神地區空襲警報解除
午後六時	夕食
午後七時二十分	阪神地區空襲警報
同	燈火管制ニ入ル
午後七時二十分	草開四ツ辻出火——防火班出動
午後八時	空襲警報解除
午後八時三十五分	警戒警報解除
午後九時二十五分	阪神地區空襲警報
午後十時三十五分	阪神地區空襲警報解除
以後	二十八日午前一時迄部内警戒

第三日 (日八十二)

時間	事項
午前一時	第一日勤務團員ト交代
午前一時四十五分	阪神地區空襲警報
午前二時二十分	龜甲大師前燒夷彈落下——防火班出動
午前二時三十分	圓満寺北方出火——防火班殘部隊出動
午前二時四十八分	阪神地區空襲警報解除
午前四時二分	阪神地區空襲警報
午前四時三十分	阪神地區空襲警報解除
午前四時五十六分	阪神地區空襲警報
午前五時六分	五川町一丁目民家へ瓦斯彈落下
午前五時八分	西成湯前へ燒夷彈落下出火負傷者アリ
午前五時三十一分	津田製材所前へ燒夷彈落下出火——防火班、救護班ノ出動活躍
午前六時	朝食
午前七時三十分	阪神地區空襲警報
午前七時三十二分	玉川町宮崎病院横手ニ燒夷彈落下出火
午前七時四十分	草開町民家へ燒夷彈落下出火——防火班ノ出動
午前七時五十分	戎神社前西野田圖書館前へ毒ガス彈落下——防毒班、救護班ノ出動活躍
	藤原館前へ瓦斯彈落下——防毒班出動

午前十時四十五分
午前十時五十分
同時
同時
同時

阪神地區空襲警報解除
阪神地區空襲警報解除
演習終了
演習終了式ヲ行フ

第一西野田防護分團訓練並に其の實施業程

事項	日	時	設備	要項	備考
發令	五月十一日	五月二十日		乾市松校長分團長ニ委囑セララル 森田伊兵衛氏副分團長ニ委囑セララル 甘田久吉氏副分團長ニ委囑セララル 石森太次郎氏副分團長ニ委囑セララル	此花區校長會ニテ 第一西野田防護分團協 議會ニテ
準備工作	自五月下旬 至六月中旬			1 協議會開催 一回、二輯、三輯 2 要員表作製	第一西野田小學校ニテ
編成成立	六月三十日			各班役員團員決定委囑狀發行	
講習及演說	六月六日	午後七時	講演說明用地圖 掛圖 模型燃彈・映畫	1 開會ノ辭 乾市松分團長 2 講演 杉谷少佐(配屬將校) 3 講演 田村福島警察署長 4 講演 朝日橋消防署長 5 防空映畫	第一西野田小學校庭ニ テ此花區防護團ト共同 主催
防空	六月六日	午後六時		1 防空ニ關スル掛圖及模型飛行機、燃彈 2 防火、防毒ニ關スル掛圖、寫眞等	第一西野田校唱歌教室 ニテ此花區防護團ト共 同主催
展覽會	自七月二日 至七月二十四日		樂隊、メガホン 携帶電燈、カバン 1等	青訓生徒、青年團員、分團役員連夜燈火管制徹 底ノタメ街頭宣傳サナス	分團地域内

防衛防護資材及 状況現示材料	團員訓練									
	防護演習實施			結團式	豫行演習			全員講習會		
一〇	防毒面	七月二十八日	第三日	同	七月廿二日	七月廿三日	七月十一日	七月十三日	七月十四日	七月十二日
二〇	代用マスク	七月二十一日	第二日	同	七月廿二日	七月廿三日	七月十一日	七月十三日	七月十四日	七月十二日
三〇	風旗	七月二十一日	第二日	同	七月廿二日	七月廿三日	七月十一日	七月十三日	七月十四日	七月十二日
四〇	消火器	七月二十一日	第二日	同	七月廿二日	七月廿三日	七月十一日	七月十三日	七月十四日	七月十二日
五〇	サイレン 空鐘一〇	七月二十一日	第二日	同	七月廿二日	七月廿三日	七月十一日	七月十三日	七月十四日	七月十二日
六〇	警報器	七月二十一日	第二日	同	七月廿二日	七月廿三日	七月十一日	七月十三日	七月十四日	七月十二日
七〇	四斗樽	七月二十一日	第二日	同	七月廿二日	七月廿三日	七月十一日	七月十三日	七月十四日	七月十二日
八〇	消石灰	七月二十一日	第二日	同	七月廿二日	七月廿三日	七月十一日	七月十三日	七月十四日	七月十二日
九〇	防毒幕布	七月二十一日	第二日	同	七月廿二日	七月廿三日	七月十一日	七月十三日	七月十四日	七月十二日
一〇〇	立札	七月二十一日	第二日	同	七月廿二日	七月廿三日	七月十一日	七月十三日	七月十四日	七月十二日
一一〇	擔架	七月二十一日	第二日	同	七月廿二日	七月廿三日	七月十一日	七月十三日	七月十四日	七月十二日
一二〇	救急藥品	七月二十一日	第二日	同	七月廿二日	七月廿三日	七月十一日	七月十三日	七月十四日	七月十二日
一三〇	狀況現示材料	七月二十一日	第二日	同	七月廿二日	七月廿三日	七月十一日	七月十三日	七月十四日	七月十二日
一四〇	青赤テロップ	七月二十一日	第二日	同	七月廿二日	七月廿三日	七月十一日	七月十三日	七月十四日	七月十二日
一五〇	發煙筒	七月二十一日	第二日	同	七月廿二日	七月廿三日	七月十一日	七月十三日	七月十四日	七月十二日
一六〇	發煙筒	七月二十一日	第二日	同	七月廿二日	七月廿三日	七月十一日	七月十三日	七月十四日	七月十二日
一七〇	數卷	七月二十一日	第二日	同	七月廿二日	七月廿三日	七月十一日	七月十三日	七月十四日	七月十二日
一八〇	十數丈	七月二十一日	第二日	同	七月廿二日	七月廿三日	七月十一日	七月十三日	七月十四日	七月十二日

演習終了後に於ける市長の告諭

去ル七月二十六、七、八ノ三日ニ亘リ大阪市ヲ中心トシテ舉行サレタル近畿防空演習ハ本市トシテハ空前ノ大規模タリシニモ拘ラス統監部ノ講評ニモアリタル如ク豫想外ノ好成績ヲ收ムルヲ得且又畏キ邊ヨリ御差遣相成リタル侍從武官並ニ御台臨ノ各皇族殿下ニ於カセラレテモ御満足ニ思召サレタル極ヲ拜承シタルハ洵ニ三百萬大阪市民ノ無上ノ光榮ニシテ感激ニ堪ヘサルトコロナリ是レ全ク本市二十萬防護團員諸子カヨク本演習ノ重大ナル意義ヲ認識シ一旦緩急ノ際我カ帝國ノ經濟的中心タル大阪市ハ我等市民ノ手ニヨツテ防護セサルヘカラストノ信念ノ下ニ盛夏酷暑ノ候月餘ニ亘ル訓練ヲ遂行セラレタル結果ニ外ナラサルナリ

惟フニ現下國際情勢ノ緊迫ハ我國民ニ臨時ノ偷安ヲユルサス諸子ハ單ニ今回ノ演習ノ結果ニ満足スルコトナク更ニソノ成果ヲ批判檢討シ以テ今後ニ關スル防護團組織ノ發展並ニ市民訓練ノ徹底ニ資セラレンコトヲ茲ニ防空演習終了ニ當リ參加團員諸子ノ勞ヲ衷謝シ將來ニ對シ一層ノ御自重ヲ望ム

明和九年八月一日

大阪市防護團長 關

感謝狀

第一西野田防護分團

近畿防空演習ニ參加シ團員協力一致所期ノ目的達成ニ貢獻セシコト多大ナリ仍テ茲ニ感謝ノ意ヲ表ス

昭和九年八月一日

大阪市長 關

第二節 帝國在郷軍人會西野田分會

第一項 名稱組織其の他の沿革

明治四十二年四月三日西野田在郷軍人團といふ名稱の下に創立せられ、同年十一月三日中央に帝國在郷軍人會設立せられ全國軍人會を統一せらるることとなり、本團も亦其の組織下に入り帝國在郷軍人會西野田分會と改稱し、明治四十四年四月一日帝國在郷軍人會旗一旗を新調し爾後之れを正旗とし前會旗を副旗と改稱して今日に至つたのである。

大正三年三月西野田區内有志により西野田分會後援會なるものを設立され、同六月分會内の組織を變更、部内を十三區隊に分ち、區隊下に分隊を置く。

大正七年四月一日分會の事務所の位置を第二西野田小學校より第一西野田小學校に變更、大正八年四月二日分會の規約の改正をなし、八月三日役員會の決議により爾後會費の徴收を全廢した。大正九年六月分會の基本金を募集し應募金額二萬三千三百三十九圓十八錢を得た。

第二項 從來爲し來た主なる事業

大正八年六月一日城北偕行社に於いて大阪支部管下相撲大會舉行、北白川宮殿下御台覽遊ばさる。當分會より正選手小田政義、副選手野中音吉の兩氏出場された。

大正八年十一月攝播の野に陸軍大演習舉行せらるるに當り分會は宿營部隊の配宿斡旋及慰問品を贈呈した。尙ほ豫習教育中の壯丁を見學の爲め大演習地に引率陪觀せしめた。

大正八年二月十一日比叡山に雪中行軍四明ヶ嶽に於いて紀元節遙拜式を擧げた。

大正十二年九月關東震災義捐金として金百七十三圓五十一錢を寄贈した。

大正十三年七月四日より七月十一日に至る八日間市電従業員罷業に際し分會は總動員にて市側の要請に應じ交通整理其の他の援助をした。同年九月三日關東震災一週年を記念し非常時出動演習を行ふ。出場者實に七百十名に達し充分に演習の目的を達成した。

大正十五年二月十一日摩耶山に雪中行軍をなし山上に於いて遙拜式を行ひ湊川神社に參拜、同年三月十七、八、九三日間に亘り分會は奥丹地方大震災慰問品を募集し金七百九十九圓八十五錢及び衣類外十四梱包を得て帝國在郷軍人會福知山支部に送附し罹災者に分與を依頼した。

昭和三年四月二十九日天長節拜賀式及臨時總會を舉行し過激思想排除に關し左の宣言をす。

宣 言

今や帝國ハ思想上經濟上ニ於テ正ニ困難ニ面ス此ノ危急ノ秋ニ當リ我等在郷軍人會員ハ其ノ本領ヲ發揮シ誓テ國體ノ擁護ニ任シテ昭和維新ノ完成ヲ期ス

昭和三年五月十九日以後出征部隊に對し或は宿舎に或は慰問に歡送迎に接待に夫々從事した。

昭和三年七月五日防空演習に際し扇町救護隊に田中理事外九名服務した。又分會事務所を保護隊本部として此の演習に參加し、同月六日午後〇時三十分患者收容班として田中理事外九名扇町公園に服務、午後一時支部連絡として西山百藏氏服務分會長以下二百八十九名は保護隊本部に集合服務、午後六時四十八分侍從武官陸軍歩兵大佐川巡文三郎殿當分會警備狀況を視察せらる。

昭和三年十一月十日御大典奉祝大會を町内有志と合同して舉行した。又此の盛儀を永遠に記念すべく記念杯を頒つた。尙ほ分會に於いても積立貯金を獎勵勸誘し其金高十萬八千四百圓に達した。同二月十一日雪中行軍を滋賀縣比良山に行ふ。途中比良口八所神社に於て紀元節遙拜式を行ひ午後七時歸阪した。當日積雪丈餘あつて實に勇壯の極みであつた。

昭和四年六月四日 聖上陛下大阪行幸遊ばされるに際し三日より七日に亘る此の間分會は自衛團を組織し區内の靜穩を圖る又奉送迎及び御警衛にも参加、同六月四日分會は練兵場に於ける御親團の光榮に浴した。

昭和四年七月一日京阪神に於いて施行せられた國家總動員演習に参加し、分會長以下三百二十六名、演習後大阪城内紀州御殿に東久邇宮殿下を奉送迎した。

昭和六年十月廿八日木村分會長滿蒙問題に關する講演會を第三西野田小學校に於いて開催し輿論の喚起をはかる。尙第五第一、第四、第二の順序に同様行ふ。

昭和六年十一月三日午前七時三十分桃山御陵に正式參拜をなし左の誓詞を奉呈した。

誓詞

帝國在郷軍人會西野田分會々員一同ヲ代表シ陸軍歩兵少佐正六位勳四等臣木村惣三郎伏見桃山御陵前ニ拜跪シ誠懐誠懼謹ミテ奏ス

聖訓宏遠昭乎トシテ日月ノ如シ臣等居常奉體シ護國ノ重責ニ任ジツ、アリト雖モ今ヤ劃期的時局ニ際會シテ憂懐措ク能ハズ茲ニ神靈ノ加護ヲ仰キテ眷々匪躬ノ節ヲ効シ盡忠報告ノ至誠ヲ獻ケンコトヲ期ス伏シテ願クハ聖鑒ヲ垂レ給ヘ

同年十一月十五日大阪驛通過滿洲派遣軍歡送迎の爲め分會員百五十六名は大阪驛に徹夜し列車發着毎に歡送迎をした。同十二月三、四、五、六、七、八日に至る六日間、滿洲派遣軍慰問義金を募集した。會員は此の間午前六時三十分第三小學校

に集合し豫て準備員の手により造りたる大幟數十本押立てメガホンを以て一般に皇軍の活動を知らしめた。斯くて此の期間中役員出席延人員三百九十三名、募集口數六千四百三十五口、此の金額一千七十一圓二十二錢五厘を得之を陸海軍に寄附した。

昭和七年五月三十一日木村分會長は此花區聯合分會代表として滿洲國奉天に於いて舉行の在郷軍人會全國大會に出場せられた。

同六月十八日美に帽見山の戰闘に於いて名譽の戰死を遂げられた上福島出身多田上等兵の遺骨を大阪驛に出迎へ翌二十日役員多數葬儀に参加した。

昭和七年十一月特別大演習舉行せらるるに當り分會に於いては左記事業を實施した。

- 一、聖上陛下奉送迎
- 一、聖上陛下御駐紮中自衛團を組織する
- 一、御親團参加
- 一、大演習陪觀
- 一、宿營軍隊犒慰其他

昭和八年八月八日下福島出身故陸軍歩兵伍長小林學氏遺骨大阪驛着につき分會は出迎へをし、九日下福島町葬にて葬儀舉行につき分會は大橋一對靈前に供へ、役員及び正會員多數參列した。

右は昭和八年末迄に於ける分會の爲した主なる事業である。此の外幾多の事業を効果的に行ふてゐるが之れを省略する。

第三項 役

員

明治四十二年四月三日西野田在郷軍人團として創立せられた當時に於ける役員は左の諸氏である。

顧問	大阪聯隊區司令官	團長	松井半重郎
副團長	井口安之助	會計	畑治平
會計	池永恒太郎	會計	井口安之助
評議員	古谷治一郎	評議員	余部市郎兵衛
評議員	藤徳富	評議員	赤坂龜三郎 (第一西野田校長)
評議員	渡邊作左衛門	評議員	東肅逸 (第二西野田校長)
評議員	田中淺次郎	常任幹事	中野福松
常任幹事	北村庄太郎	同	山本末吉
同	森田寅次郎	同	渡邊仙太郎
幹事	中野國藏	幹事	橋本庄太郎
同	大宮安次郎	同	吉谷吉次郎
同	安西金次	同	宮地久治
同	中明治郎	同	福田光三郎
同	佐藤政太郎	同	井上喜一郎
同	播野勇次	同	池田勝次
同	臼谷吉藏	同	平野榮次郎

同 小谷 熊吉

以上の諸氏であるが、既に二十有五年を経た今日、最早故人となられし向もあり、改姓其他に依り今日健在であるが其の姓の變はられし向もある。尙ほ左に歴代の會長を列記しやう。

初代	松井半重郎氏	明治四十二年四月三日就任
二代	西起三郎氏	大正元年三月就任
三代	豊田龜三郎氏	大正十二年五月十八日就任
四代	木村惣三郎氏	大正十三年二月十一日就任

かくて木村氏今日に至られたが、現在分會長以外の重なる役員の方には次の諸氏である。

分會副長	豊田龜三郎	分會副長	安井直三郎
同	北本重次郎	理事	柴田磯一
理事	吉谷吉之助	同	北元勝一
同	山崎勝藏	同	山沖末夫
同	田中利平	同	赤松藤楠
同	奥野喜藏	同	甘田久吉
同	平田武次郎	同	淺野秀男
同	前川喜之助	同	池田勝一
同	榎庄太郎	監事	大野己三郎

監事	齋崎卯之助	評議員	余部晴夫
評議員	中村秀三郎	同	小山虎造
同	石森太次郎	同	宇野一雄
同	新谷藤次郎	同	榑井信次郎
同	橋伊作	同	山本競
同	松本倉太郎	同	吉谷武次郎
同	井上彌三郎	同	中川虎雄
同	木谷千代長	同	遠藤周藏
同	高野與惣次	同	田中利明
同	川東清助	同	多田國松
同	山田幸太郎	同	高木愛一
同	志村志八	第一班々長	飯田工
第二班々長	中村秀三郎	第三班々長	小笠原明
第四班々長	籠谷忠三郎	第五班々長	米川藤一
第六班々長	松尾久二郎	第七班々長	大西久雄
第八班々長	山田滿喜男	第九班々長	伊藤進太郎
第十班々長	今井權次郎	第十一班々長	細見清次郎

第十二班々長 村田五三郎
 第十三班々長 佐藤島一
 第十四班々長 大在家庄太郎
 第十五班々長 志村音八
 顧問 松井半重郎氏 西起三郎氏 森田伊兵衛氏
 藤本八次郎氏 井口安之助氏
 名譽會員 百三十名
 正會員 千五百名位 (常に三百名内外の異同をなしつゝあるも千五百名には變りがない)
 以上主なる役員で各班副班長及組長を登載し得ざるは甚だ遺憾である。

第四項 受賞 其他

大正四年三月十一日 御即位大禮觀兵式に分會を代表して猪瀬金太郎、高木正明兩氏參列したのに對し御親閱記念章を拜受する。
 大正七年三月三日 昨年十月の水害に際し物品を寄贈したるに對し大阪支部長より感謝状を受く。
 大正十二年二月十日 水騒動警備功勞に對し支部長より賞状を受領する。
 大正八年一月二十五日 寺内會長より模範分會として表彰せられた。
 大正八年一月二十五日 井口安之助、藤本八次郎兩氏模範會員として之亦表彰せられた。
 大正九年一月二十七日 午前十時大阪支部に於いて左記四氏を模範會員として表彰せられた。
 中野福松、八田仙太郎、平岡豊三郎、大野巳三郎

大正九年六月十九日 左記諸氏頭書の通り表彰せられた。

模範會員 松井半重郎、谷幸吉

功勞者 藤富衛、田中喜三郎、古谷治一郎、玉田義一

大正九年七月十七日 東北聯合會合同武術競技會及び大運動會に於いて當分會代表相撲選手は三等賞を得た。

大正十年六月 模範會員として西起三郎、柴田機一の二氏表彰せられた。

大正十一年一月二十日 左記三氏模範會員として表彰された。

森田寅次郎、豊田龜三郎、山本米次郎

大正十一年六月 左記四氏模範會員として表彰せられた。

小谷熊吉、吉谷吉之助、藤井源吉、高岡傳吉

大正十二年六月二十日 左記四氏模範會員として表彰せられた。

北村庄太郎、松谷昌俊、高木正明、立木昇一郎

大正十二年九月 關東震災に於ける分會の活動に對し左記の通り謝狀表彰狀を受けた。

十月二十二日附 北區聯合會會長より 感謝狀

十月二十八日附 東京市聯合分會より 感謝狀

十一月三日附 大阪府知事より 感謝狀

十二月一日附 大阪支部長より 表彰狀

十二月 附 會長川村元帥閣下より 感謝狀

大正十三年一月二十日 左記十名模範會員として表彰せられた。

天野利平、畑治一、田中利平、岡野三木造、山崎勝藏、高橋晋次郎、北村庄藏、赤松藤楠、北元

重次郎、吉田藤三郎

昭和二年五月一日 奥丹後地方震災に當り金品を寄贈したるに依り左記の通り賞狀及感謝狀を受けた。

第四師團管下聯合會支部長より 賞狀

福知山支部長より

感謝狀

昭和二年五月十日 左記諸氏役員表彰せられた。

松井半重郎、西起三郎、井口安之助、森田寅次郎、藤本八次郎、豊田龜三郎、大野巳三郎、柴田

機一、吉谷吉之助、山本米次郎、畑治一、高橋晋次郎、北元重次郎

又左記七名の諸氏は模範會員として表彰せられた。

岸上松一、森儀十郎、遠藤周藏、加登幾太郎、山本鏡、八尾候太郎、石井十一郎

又八月二十日右同様にて左記八氏

銀崎卯之助、池田勝一、高木愛一、淺野秀男、今津菊次郎、田原龍藏、平田武次郎、釜谷熊三

昭和三年一月二十日 左記四氏右様の理由により表彰せられた。

西山百藏、加藤勝治、間倉喜三郎、多田國松

昭和三年六月二十日 同上により左の八氏表彰せられた。

高橋慶次郎、橋伊作、木谷長松、山下松之助、清水清吉、井上唯夫、藤村文治、樹井信次郎

昭和四年 一月二十日 左記七氏も亦同前にて表彰せられた。

沼野岡平、齊藤匠、川平嘉三、前川喜之助、吉村卯三郎、山田幸太郎、神崎勇
又同日役員として六氏も亦同じく表彰せられた。

山崎勝藏、田中利平、赤松藤楠、吉田藤三郎、中村作次郎、甘田久吉
又六月二十日附模範會員として左記八氏も同様表彰せられた。

昭和五年 六月二十日 右同様にて左記三氏表彰
井上彌三郎、小山虎造、志村晋八、細見清次郎、中野清太郎、柴島幸之助、余部晴夫、土井清吉

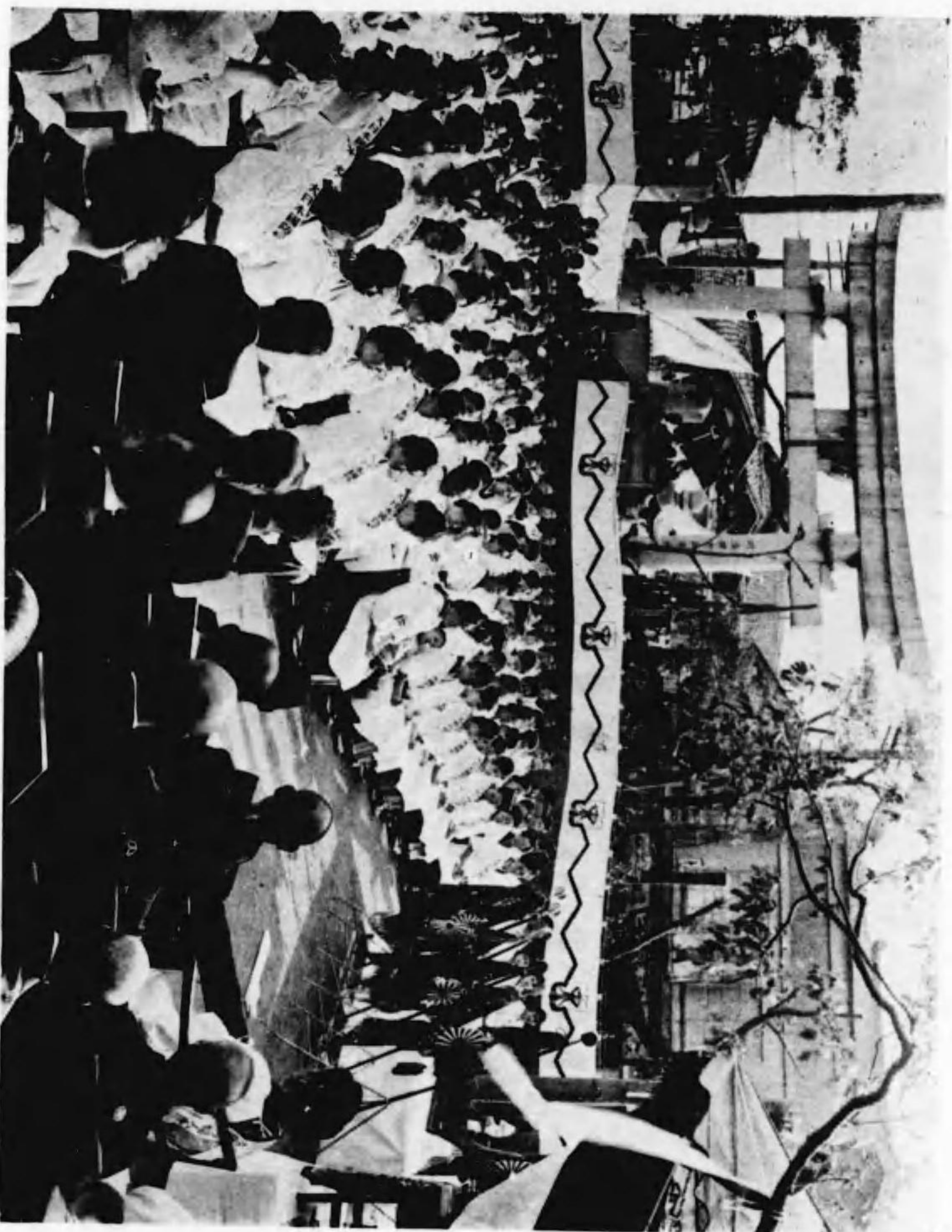
昭和五年 十一月三日 左記三氏二十年勤続者として總裁宮殿下より表彰せらる。
高野與惣次、田原寅次、吉田健一

昭和六年 六月二十日 左記諸氏模範會員として表彰さる。
森田寅次郎、吉谷吉之助、大野己三郎

昭和七年 一月二十日 左記頭書の通り六氏表彰せられた。
山本兵太郎、村瀬惣太郎、勝勇次郎、本田辰吉、常藤新吉、前川健造、中川虎雄、能瀬虎夫

昭和八年 一月二十日 頭書の通り五氏表彰せられる。
役員表彰 浅野秀男、川東清助 模範會員 松本倉太郎、根門利一、築部幸吉、橋正一
又六月二十日同じく模範會員として日下忠藏、木村明治郎の二氏表彰せられた。

役員表彰 池田勝一、山本鏡 模範會員 吉村山平、松本照一、川島長治



式會發會分田野西一第 會人婦防國本日大 區花此市阪大

第三節 國防婦人會第一西野田分會

第一項 創立

昭和六年九月十八日滿鐵爆破事件を導火線として滿洲事變起り昭和七年九月には滿洲國の獨立となり昭和八年三月には我が大日本帝國は國際聯盟脱退の通告をなし此處に名實共に非常時となり、國防に、外交に、教育に、産業に擧げて國家總動員の止むなきに立ち到つた。特に國防に於いては、國民の國防と云ふ觀念が國の隅々まで——婦人の務め——銃後の花——國防婦人會創立の機運——が愈々濃厚に動きはじめた。そこで私共は昭和九年十月八日講演と映畫の夕を催したのである。本夕に於ける梅澤ッ佐の講演は數百名の參會者に多大の感動を與へ、進んで會員たらんとする向も續出するに至つた。三日間に渡る會員募集の結果は六百五十名を算するに至り、茲に大日本の國防婦人會大阪市此花區第一西野田分會は銃後の花として誕生したのである。

發會式當日

關西大風水害慘禍の復舊でそれ／＼多忙を極めてゐながらも國防婦人會第一西野田分會の蕾は爛漫たる開花と充實せる結實とを目標に日一日とふくらみを増し遂ひに昭和九年十月十四日産土神惠美須社境内に於いて花々しい發會式が舉行された

發會式順序

- 一、開會の辭
- 一、國旗に敬禮 一同起立

- 一、宮城及伊勢神宮遙拜 同
- 一、國歌合唱 同
- 一、國際聯盟離脱の詔勅奉讀 田中ヤク
- 一同着席
- 一、經過報告 田中喜三郎殿
- 一、分會長副會長辭令交付 本部 長
- 一、分會長挨拶 分會長 田中ヤク
- 一、宣言文朗讀 同 田中ヤク (會員起立)
- 一、祝辭 第四師團司令部 參謀長殿 (代讀梅澤少佐)
和田此花區長殿
- 一、同 府會議員 高木正明殿
- 一、同 在郷軍人會會長 木村惣三郎殿
- 一、同 下福島分會長 白江種殿
- 一、講演 梅澤少佐
- 一、銃後の花合唱 一同起立
- 一、萬歳三唱 一同起立 (余部市郎兵衛氏發聲)
- 一、閉會の辭 以上

祝 辭

本日茲に此花區第一西野田分會の發會式を舉行されることになりましたことは洵に慶賀に堪へない所であります。我國の婦人は能く家庭を治め男子をして後顧の憂なからしめるのがその傳統的美風で婦人道德の基調であります。然るに現時に於きましては婦人が家庭人として完全なる修養を積むと共に一面近代國防智識の涵養が最も緊要なこととなつて参つたのであります。

戰爭長期に亘り國民生活に深刻なる影響を及ぼし戰爭の慘禍と生活の不安が加つた場合婦人にこの修養訓練を缺き尙の策勲に因つて銃後國民の結束を亂されるやうなことが有りましたは留守を守る婦人として洵に申譯無き事でないからうかと思はれるのであります。

男子は義に由つて動き女子は愛を以つて臨むのがその特色であります。その燃ゆるが如き母性愛に國防智識が加はるならば實に第一線の將兵に非常なる感激と力を與ふるのみならず第二の國民に鞏固なる國家觀念を與へ搖がぬ國礎を永へに造ることと思はれます。

國防婦人會が以上の趣旨で設立されましたことが大に世人を動かしまして本會の結成は全国各地に及び創立一年有半にして大阪附近のみにても二十五萬餘の會員を擁することとなりその狀況事業等は畏くも寂聞に達しましたことは本會の洵に光榮と存する所であります。

皆様は本會の尊き使命を理解せられたこの意義深き事業に向つて強き第一歩を踏み出されたることにたいし衷心より謝意を表すると共に貴分會の隆昌をお祈り致しまして祝詞と致します。

昭和九年十月十四日

第四師團參謀長 田 中 靜 壹

祝 辭

第一西野田小學校下ニ於ケル玉川婦人會ヲ中心トシテ茲ニ大日本國防婦人會第一西野田分會ノ結成ヲ見秋陽麗ラカ
 ナ本日惠美須神社頭ニ壯嚴ナル發會式ヲ舉行セラレマスコトハ洵ニ慶賀ノ至リデアリマス。
 抑モ日本ノ軍隊ガ國防上他國ノソレニ比シテ遙カニ優レテ居リマスコトハ勿論上至尊ノ稜威ト規律アル軍ノ訓練ト
 ニ因ル譯デアリマスガ亦一面國民一致ノ銃後ノ後援ニモ負フトコロ頗ル大デアリマス。
 殊ニ此ノ國防婦人會員ガ烈々タル赤誠ノ進リヲ見セテ奔走セラル、聲援ニ皇軍ノ士氣ハ愈々倍加スルコト、信ジマ
 ス。又會員諸姉ノ尊キ至誠奉公ノ精神ハ今次ノ近畿大風水害ニ際シテモ美シキ活動トナリ泪ダマシキ努力トナツテ
 吾々ニ多大ノ感激ヲ與ヘラレマシタ。今第一西野田小學校部内ノ祖國愛ニ燃ユル同志五百有餘ノ結合ニ依ツテ生レ
 マシタ本分會ノ役員會員ハ協心戮力以テ日本傳統ノ婦徳ノ上ニ家政育兒ノ大任ヲ志レズ非常時日本ノ良妻賢母トシ
 テ克ク銃後ノ務ヲ果スト共ニ和親向上ニ精勵セラレンコトヲ希フ次第デアリマス。尙本會創設ニ際シ斡旋御配慮ヲ
 賜リタル有志各位ニ深厚ナル謝意ヲ表シ併セテ前途洋々タル本會會運ノ隆昌ヲ産土社頭ニ祝禱シテ本式典ノ祝辭ト
 致シマス。

昭和九年十月十四日

大阪市此花區長 和田元治郎

祝 辭

本日茲ニ大日本國防婦人會第一西野田分會ノ日出度發會式ヲ舉行サレマス事ハ誠ニ喜バシク存ジマス。
 惟ヒマスニ我國内外ノ情勢ハ國防ノ重要ヲ痛感セシメテ居マス。我國ハ滿洲問題ヨリ聯盟脫退、海軍問題等方綜錯

シ就中隣邦露國ノ國境方面ノ不法行爲ヤ北滿列車妨害事件等ト日増ニ募ツテ今正ニ非常時ノ中心帶ニ接シツ、アル
 折柄軍人ハ家ヲ忘レ妻子ヲ顧ズ我君國ノ爲戰ツテ下サル事ヲ思ヒマスト私達女性モボンヤリトシテ居ル秋デナイト
 存ジ昨年春以來白エブロンニ禱ガケノ姿デ或日ハ築港ニ或夜ハ梅田ニ傷病兵ヲ慰メ凱旋勇士ヲ犒ヒ又出動上途ノ將
 士ニ萬歳ヲ絶呼シ激勵シテ送迎申シテ居マス。尙出征將士ノ遺家族ノ慰安援助ニモ努メテ居マス。
 昨年來將星荒木、南、加藤大將閣下ガ大會ニ御臨席ノ際國防婦人會ニ多大ノ御期待ヲカケテ居ラレル御講演ガアリ
 尙南大將閣下ノ御話ノ一節ニ甚ダ畏イ事デ御座イマスガ 天皇陛下、秩父宮殿下ノ御前ニテ閑院宮殿下ヨリ國防婦
 人會ノ事ヲ種々御下問ニナリ陸軍大臣ト南大將閣下ヨリ御返答申シ上ゲラレマシタ長クモ本會ノ狀況ハ畏キ邊リニ
 聞エアゲ奉リマシタトノ事デゴザイマス。斯ク光榮アル此會ハ益々増大強化セネバナラヌ時ニ當リ今日此分會ノ諸
 姉ガ奮然起ツテ國防婦人會ニ御加入下サル事ハ私達同志ノ力ヲ倍加サレマス。ドウゾ皆様手ヲ引キ合ツテ燃ユル様
 ナ赤心ヲ光輝アル皇國ノ護リニ男子ヲ援ケテ勇進致シマセウ。茲ニ愚見ヲ述ベテ本日ノ祝辭ト致シマス。

昭和九年十月十四日

大日本國防婦人會 白江種
 大阪市此花區下福島分會々長

田中會長挨拶

今日此意義深い且つ榮ある發會式に當りまして私共三人は只今辭令を頂戴致しまして誠に此上も無き光榮に存じま
 す。もとより乏しき身を以つて此榮職を汚しましたる以上は及ばずながら出來得る限り誠心誠意御奉公を勤むる覺
 悟で御座います。私共は既玉川婦人會の一人として多數の會員の方々と心を一ツにして滿十ヶ年の今日まで家庭婦
 人としての修養に或は社會公共事業に又は種々の方面に及ばずながら努めて参りましたのです。先程市會議員田中
 喜三郎氏より經過報告をして頂きました通り、此度第一西野田分會創立致ますにあたりまして部内の有力なる方
 々の多大の御援助と取わけ玉川婦人會の役員の方々には、會員募集につきまして短時日の間に日夜寢食を忘れ西に

東に御ほんそう被下まして豫期以上の好成绩にて六百に近い會員を勧誘して頂いたのです。本會の皆様も共に協力致しまして國恩の萬分の一でも御役に立つ機會を得ました事を會員皆様は定めし御喜び被下て居ものと信じて居ます。何卒分會員の方々は勿論、部内大方の御厚情と御操助を御願ひ申上げ、猶關西本部の御方々の御指導を仰ぎまして此重大なる責任を大過なく果したう存じます。甚だ簡單では御座いますが之を以て今日の御挨拶と致します。

み の り

かくて會員歡呼の裡に多數の有志來賓を迎へ花々しく發會式を終りたる第一西野田分會は、愈々充實せる結實を求めながら雄々しく精進をつゞける事になった。國防婦人會館(われらの會館)の建設にも應分の寄附を募つて金參百拾貳圓參拾壹錢也を献金した。會員の申込みも其の後續出してゐる。尙又滿洲、北支那派遣軍の勇士の方々に、せめてもの御慰問にと云ふ考へから、目下懸命に慰問袋の調製中である。こうしてけなげに朗かに、銃後の務に邁進をつづける事の出来る私共の會を御後援下さつた有志各位並びに會員諸姉に感謝の意を表すると共に、今後に於ける健全なる本會の發展充實を希ふて筆を擱く。

大日本國防婦人會
大阪此花區 第一西野田分會役員

- 顧問 (次第不同) 余部市郎兵衛、古谷松太郎、豊田宗太郎、木村惣三郎、乾市松
分會長 田中キク
副分會長 西五辻春枝、北本末野
會計係 泉 隆子

庶務係 扇谷こま

出動係 余部英子

理事 (次第不同) 豊田貞子、豊田美代子、高木敏子、長樂志加子、中野スエ、余部ユキ

評議員 (次第不同) 森田テル、大野静子、藤敬子、甲田すみ子、森ワカ、豊田りよ、畑布美子、岡野キミ子、念佛四音

子、中英子、藤本初子、山本智恵子、西谷花代、北村イシ、平井千枝子、田堀潤子、神波文子、共榮静子

第一班(玉川町一丁目) 班長 岡田美津枝 副班長 田伏イシ 組長 伊藤友枝、赤田らく、津田文子、平松タエ、長原ひろ子

第二班(玉川町二丁目)

班長 小田しづ 副班長 澄川はる 組長 眞來ます子、石森咲子、堤ハル、松尾一子、白石トメ

榎木サダ

第三班(玉川町三丁目) 班長 木村るい 副班長 中野たつる 組長 北本ソノ、池田やす、田中ます、野間かづ江

第四班(草 開 町) 班長 西谷花代 副班長 高田やす枝 組長 木村つる、西野たみ子

第五班(平松町・龜甲町一丁目) 班長 濱田ふじ 副班長 山本近子 組長 川内中恵、奥野した、巽治子、國枝とみ江、

井關わい、吉岡たけの、澤村みさを、増田サト、川部トミ

第六班(龜甲町二丁目) 班長 友鳴松枝 副班長 藪野ミキ 組長 伊藤シン、片岡ハル

第二項 本會の事業

本會は國防思想の普及に、凱旋兵の出迎へに、入營兵の見送りに、警備兵の出動見送りに、退營兵の出迎へに、慰問袋の調達に等々銃後の花として活動する事になつてゐる。

第七次慰問袋及慰問狀調製に關する依頼

一、趣意

私達の師團から多數の兵隊さんが今北支那で日夜在留同胞の保護に且又國威の發揮に活躍して居らるゝ事は皆様の御存知の事で御座いまして其の兵隊さんの御辛勞も並々ならぬ事と御察し致します。やがてお目出度いお正月を迎へる時會員諸姉の心からなる慰問袋を差上げて御武運の長久を御祈りいたしたいと存じますから次の方法を以て會員の皆様は慰問袋の調製を御願致します。

二、慰問袋調製の方法

慰問袋調製の爲一個分五十錢宛とし各分會の會員の七分の一の數丈けお贈りすることゝしました。之がため次の如く定めます。

- (1) 慰問袋の調製に當り調製者の厚意に依り五十錢以上に物品を多少加へらるゝは差支ありませんが、無暗に多數の品物を加ふるが如きこと無い様御注意を願ひます。要は精神のこもつた袋が喜ばれます。
- (2) 慰問袋一個五十錢として其の金額を十一月二十日の分會長會議の際お渡ししますから各分會代表者は認印を準備して來て下さい。

三、調製上の注意

内容品は調製者に於て適宜お選び下すつて差支ありませんが左記に御注意願ひます。

- (1) 慰問袋の中に必ず收容して頂きたいもの
 - イ、慰問袋 (調製者自身又は御家族の心をこめた慰問文) 關西本部の年賀名刺(印刷の上配布します)及び婦人國防第二十三號
 - ロ、從軍の將兵方に慰問袋は御正月到着しますから御正月に應しい内容の品を御選び下さい。

ハ、同じ分會の方々から御出しになる慰問袋は兎角内容の品物が同じ様になる傾きになりますから異つたものを差上げたいと思ひますので御出になる會員の方々とよく御相談の上異つた内容品を御入れ下さる様御願ひ致します。

ニ、創作品(從軍將兵を樂ませ喜ばせる實用的手藝品若くは御子達の學藝品、手工品、圖畫等特に御子達の學藝品等は喜ばれます)

ホ、優美なる繪葉書、美人繪葉書等も大に喜ばれます。

(2) 其他慰問袋に收容することを適當と認むるもの

イ、娛樂讀物(肩の凝らない輕易なる書類、雜誌類、但し人手を経て汚れたる古物は避けられたし)

ロ、最近の新聞紙若しくは週聞新聞

ハ、罐詰類(果物、野菜、豆、貝類等小さい物)

ニ、乾燥菓子類(大阪特産の栗おこし又は數ヶ月放置するも變敗せざるもの、但しキャラメル、飴等は溶け易さに付き避くる事)

ホ、國産煙草類(一度日本製の煙草をのんで見たいと思ふさうです。煙草はつぶれる憂ひがありますから空罐等を利用して下さい。

ヘ、通信用具(便箋、封筒、鉛筆、但し切手類は不要)

ト、其他特に調製者の考案に依り適當と認むるもの。

(3) 袋は手拭、タオル、又は越中禪等に利用出来る様考慮して製作せられたし、尙縫方を確かにし、袋の口は紐を用ひて(縫ひつけないで)結び方を嚴重にし輸送取扱中にこぼれ出さぬ様御注意下さい。

尙袋表面の差出し人住所氏名の記載方は住所大日本國防婦人會何々市何區何々分會何某と記して下さい。

四、發送方法

- (1) 分會取纏め 十二月二日迄に各人調製せるものを各分會毎に取纏め十二月三日午前九時より午後三時の間に各分會より師團經理部門協主計に發送すること。
- (2) 師團司令部へ通知 各分會にて取纏まつたならば其簡數等を葉書を以て師團經理部門協主計迄通知すること

(3) 分會師團間の運搬 經濟的方法により分會より立替拂間を爲し置き實費を師團經理部門脇主計に請求する事
(4) 梱包發送 師團に於て梱包の上お正月に間に合ふ様發送す。

五、其他注意事項

(1) 右以外分會等に於て慰問袋取纏め其他に要する費用は一切支出出来ませんから豫め御承知置き下さい。
(2) 本慰問袋調製のため寄附金募集等は一切なさざる様願ひます。但し慰問袋を寄贈される有志の方がありませんが内容は一度點檢をして下さい。

昭和九年十一月十二日

大日本國防婦人會關西本部

第三項 大日本國防婦人會關西本部會則

第一章 總則

第一條 本會則ハ大日本國防婦人會々則ニ基キ定メタル同關西本部内ノ規約トス

第二章 事業

第二條 本會ノ目的ヲ達スル爲メ關西本部ニ於テハ左ノ事業ヲ行フ

イ、出征(出動)將兵ノ激勵、慰問

ロ、凱旋歸還軍隊ニ對スル感謝慰問

ハ、入院將兵ニ對スル慰問

ニ、戰病死者ニ對スル弔問

ホ、出征(出動)兵士遺家族ノ救恤慰問

ヘ、入營(在營)兵士ニ對スル激勵、慰問

ト、講演、映畫及小冊子等ニ依リ婦人トシテノ國防觀念普及

第三條 本會ノ事業ト目的又ハ種類ヲ同フスル事業ヲ行フ團體援助ヲ乞フトキハ本部評議會ノ決議ニヨリ之レト協同シ若クハ之ヲ補助スルコトアリ

第三章 組織

第四條 關西本部ハ本部支部及分會ヲ以テ組織ス

第五條 本部ハ關西地方ニ於ケル本會ノ中樞機關ニシテ主トシテ事業ノ企劃指導ヲ行フ分會ハ本會實行機關ノ單位トス
支部ハ本部ト分會間ノ連絡並兩者ノ輔佐機關トス

第六條 分會ハ概ネ一小學校通學區域内ノ會員ヲ以テ組織ス

分會ヲ便宜班ニ、班ヲ更ニ組ニ區分スルコトヲ得

第七條 支部ハ郡又ハ區ヲ以テ單位トスルヲ例トス

區制ヲ採ラサル市及市制ヲ採ルニ至ラサル大町ニアリテハ其市又ハ町ニ支部ヲ置クコトヲ得

第八條 學校、會社、工場、百貨店等ノ婦人團體ヲ以テ分會ヲ組織スルコトヲ得

第九條 支部以下各團體ノ稱呼ハ概ネ其所在地又ハ所屬名ヲ冠スルカ又ハ便宜著明ナル地名ニ番號ヲ附シテ稱呼スルモノト

ス

第十條 關西本部ハ第四師團司令部ノ指導監督ヲ受クルモノトス

第四章 會 員

第十一條 本會ノ會員ハ左ノ如ク分ツ

處女會員(婦人青年會員)、普通會員、特別會員、名譽會員

- 1 處女會員(婦人青年會員)ハ十六歳以上二十五歳以下ノ未タ配偶者ナキモノニシテ會費年額六十錢ヲ前納スルモノ
- 2 普通會員ハ二十五歳以上若クハ配偶者アルモノニシテ會費年額壹圓貳拾錢ヲ前納スルモノ
- 3 特別會員ハ會費年額參圓ヲ前納スルモノ
- 4 名譽會員ハ會費年額參拾圓ヲ收ムルモノ又ハ百圓以上ノ寄附ヲ爲シタルモノ

第十二條 入會者ハ會員二名以上ノ紹介ヲ要スルモノトス

第十三條

會員ノ所屬ハ入會ヲ申込ミタル分會ニ所屬スルモノトス所屬ノ變更ヲ必要トスル場合ニハ新舊分會ニ届出ツルモノトス未タ分會ヲ爲ササル地區ニアリテハ便宜支部又ハ本部ニ直屬スルコトアリ

第十四條 分會ハ會員名簿ヲ備付ケ其移動ヲ明ニスルモノトス

第五章 資 産 及 會 計

第十五條 關西本部ニ屬スル資産ハ凡テ之ヲ本部ニ收納保管シ本部、支部並分會ノ經費ハ毎月本部ノ豫算ヨリ支出スルモノトス

但シ會費ノ徵收ハ分會ニ於テ擔任シ其都度本部ニ送附スルモノトス

第十六條 關西本部ノ資産ハ概ネ左ノ區分ニヨリ成ル

- 一、補助金又ハ寄附ニ係ル動産及不動産
- 二、會員ヨリ納入スル會費
- 三、本會ノ事業ヨリ生シタル收入

第十七條 關西本部ニ屬スル財産中左ノ各號ノモノハ基本財産トス

- 一、基本財産トスル條件トスル動産又ハ不動産
- 二、本部評議會ノ決議ニヨリ基本財産ニ組入レタルモノ

第十八條 基本財産ハ利子ノ外之ヲ消費スルヲ得ス

但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ本會評議員總員ノ半数以上出席シ其出席議員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之ヲ消費スルコトヲ得

第十九條 關西本部ノ財産管理並收支取扱ニ關スル規程ハ本部評議會ノ決議ニヨリ別ニ之ヲ定ムルモノトス

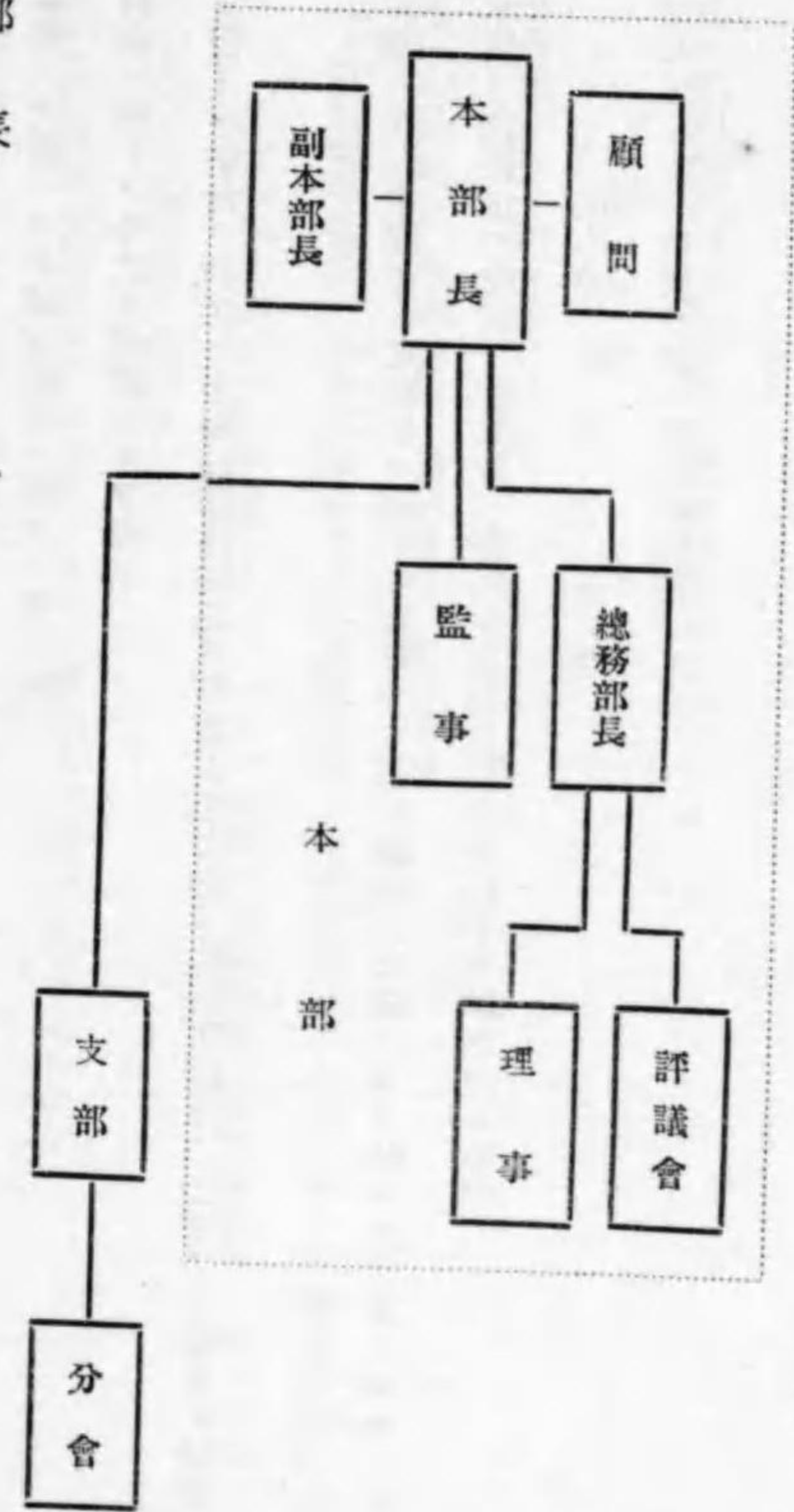
第二十條 關西本部ノ諸經費ハ會費、補助金、寄附金及基本財産ノ利子ヲ以テ之ニ充ツ

第六章 役 員 及 顧 問

第二十一條 關西本部ニ左ノ役員ヲ置ク其系統附圖ノ如シ

(附圖)

純系部本西關



本部部長 一
 副本部長 二
 總務部長 一 (理事長ヲ兼ス)
 理事 若干
 監事 若干
 評議員 若干
 囑託員 若干

第二十二條 本部及分會ニ顧問若干ヲ置ク

本部顧問ハ大阪府知事夫人及大阪市長夫人ニ依囑スルヲ例トス
 分會顧問ハ男子タルコトヲ得

第二十三條 支部ニ左ノ役員ヲ置ク

支部部長 一

副支部部長 一

第二十四條 分會ニ左ノ役員ヲ置ク

分會長 一

副分會長 二

理事 若干

監事 若干

評議員 若干

前項ノ外第六條ノ規定ニヨリ (班) 組ヲ設ケタル場合ニハ同班 (組) ニ各長一名及副長二名ヲ置クコトヲ得

第二十五條 本部長ハ第四師團長夫人ヲ推戴スルヲ例トス

第二十六條 本部及支部ノ役員ハ本部長ヨリ之ヲ囑託スルモノトス

第二十七條 分會長及副分會長ハ分會評議會ニ於テ分會員中ヨリ推薦シ本部長之レヲ囑託ス

第二十八條 分會ノ理事監事ハ分會評議會ニ於テ分會員中ヨリ推薦シ分會長之ヲ囑託ス、班長同副長、組長同副長ヲ設ケル

場合ニ於テハ同班 (組) 内ノ會員ニ於テ同會員中ヨリ推薦シ分會評議會ノ承認ヲ經テ分會長之レヲ囑託ス

評議員ハ分會ノ總會ニ於テ分會内ノ會員中ヨリ推薦ス

第二十九條 役員及顧問ハ名譽職トシ本部及支部役員並顧問ハ別ニ任期ヲ定ムルコトナシ

第三十條 分會役員ハ其任期ヲ三年トス

但シ再任ヲ妨ケス又補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第三十一條 役員交代ヲ行フ場合ニハ後任者ノ就職スルマテハ前任者ニ於テ其職務ヲ執ルモノトス

第三十二條 本部ニ指導企劃或ハ事務ヲ執行スル有給囑託若干ヲ置クコトヲ得

本部高級囑託ハ第四師團司令部囑託ヲ以テ充ツ其任免ニ關シテハ第四師團長ノ承認ヲ要スルモノトス

第三十三條 本部長ハ部務ヲ總理シ及關西本部ヲ代表ス

副本部長ハ本部長ヲ輔佐シ本部長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

第三十四條 支部長ハ本部ト分會トノ連絡並兩者ノ輔佐ニ任シ會務ノ發展ヲ計ルモノトス

副支部長ハ支部長ヲ輔佐シ支部長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

第三十五條 分會長ハ各所屬分會ノ會務ヲ統轄シ分會ヲ代表ス、副分會長ハ分會長ヲ輔佐シ分會事故アル時ハ其職務ヲ代理ス

第三十六條 本部長ハ本部評議會又ハ分會評議會ノ決議カ公益ヲ害シ若クハ本會ノ目的ヲ遂行スルタメ著シク不適當ト認めタルトキハ顧問ニ諮詢シ其同意ヲ得テ當該評議會ノ決議ヲ取消サシムルコトヲ得

第三十七條 本部並分會評議會ハ本部長ヨリ前條ノ取消要求アリタルトキハ直ニ之レニ應スルモノトス

第三十八條 理事ハ理事長ノ意圖ヲ受ケ事務ヲ執行スルモノトス

第三十九條 本部長ハ本部囑託中ヨリ理事ヲ選任スルコトヲ得

第四十條 理事トシテ第四師團司令部及大阪憲兵隊並在阪海軍將校中ヨリ現役將校及同相當官四名ヲ依囑スルモノトス

該將校及同相當官ハ關西本部一般ノ會務、金錢ノ出納、會風ノ肅正振作ニ關スル事項ヲ輔導スルモノトス

第四十一條 本部ニ企劃指導機關ヲ設ク該機關ノ要員ハ本部長之ヲ選任シ概ネ左ノ區分ニヨリ業務ヲ分擔スルモノトス

- 總務部 一般會務ノ統轄
- 統制部 一般統制、企劃ニ關スル事項
- 教化部 講演、映畫ノ實施、小刊行物ノ編纂配布
- 事業部 恤兵慰問ニ關スル事項
- 庶務部 通信、連絡、報告記録ニ關スル事項
- 會計部 金錢出納ニ關スル事項

第四十二條 監事ハ本部長又ハ分會長ニ直屬シ經理ノ監督ニ任ス

第七章 評議會及總會

第四十三條 本部及分會ハ決議機關トシテ左ノ役員ヨリ成ル評議會ヲ開ク

- 本部評議會 本部評議員、理事長、第三十九條及第四十條規定ノ理事
- 分會評議會 分會長、分會副長、分會理事、評議員

第四十四條 本部評議會ノ決議スヘキ事項概ネ左ノ如シ

- 一、規約ヲ設ケ又ハ改訂スルコト

- 二、統一處理ヲ要スル事業ニ關スルコト
- 三、財産ヲ以テ支辨スル事項ニ關スルコト
- 四、年度豫算ヲ定ムルコト
- 五、決算報告ノ承認ニ關スルコト
- 六、財産ノ管理方法ニ關スルコト
- 七、基本財産ノ設置及處分ニ關スルコト
- 八、不動産ノ收得及處分ニ關スルコト
- 九、其他重要ナル事項

第四十五條 本部評議會ニハ議長、副議長各一名ヲ置ク。議長及副議長ハ當該評議會議員ノ互選トス。分會評議會ニ在リテハ分會長議長トナルモノトス。

第四十六條 評議會ハ議長ノ外定員ノ三分ノ一以上出席スルニアラサレハ會議ヲ開クコトヲ得ス。

第四十七條 評議會ノ議事ハ出席議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス。可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス。

第四十八條 本部評議會ハ必要ニ應ジ本部長之ヲ招集ス。

第四十九條 凡テ役員ハ所屬單位ノ評議會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得。

第五十條 分會ハ毎年少ナクトモ一回總會ヲ開キ役員ノ推薦及會務ノ報告ヲ爲スモノトス。

分會總會ニ於テ本部監事ハ會計ニ關スル報告ヲ爲スモノトス。

第八章 會旗、徽章及服裝

第五十一條 本會ニ會旗ヲ設ク。會旗ヲ分ツテ本部旗、及分會旗ノ二種トス。

第五十二條 本部旗及會旗ノ事ニ付省略。

第五十三條 會員ノ徽章ハ挿圖ニ付省略。

第五十四條 團體行動ノ場合本會員ハ服裝ノ奢侈ヲ豫防スル爲メ白ノ金巾上衣ヲ着スルヲ本旨トス。

會員タルコトヲ示スタメ約三寸巾ノ襟ニ會名ヲ書シ右肩ヨリ左脇ニ懸クルモノトス。

右襟ハ分會毎ニ保存スルモノトス。

第九章 表 彰

第五十五條 本會會員ニシテ其功績顯著ナルカ又ハ其行爲他ノ儀表ト爲リ何レモ推賞スベキモノト認メタルトキハ會長ノ名ヲ以テ表彰狀又ハ賞品ヲ授與ス。

第五十六條 表彰ノ審査ハ分會長ノ上申ニヨリ本部評議員之ヲ審査ス。

第五十七條 會員ニアラスシテ本會ノ趣旨ヲ贊助シ功勞顯著ナルモノニ對スル表彰モ亦前二條ニ準ス。

第十章 雜 則

第五十八條 本會則ハ本部評議會ニ於テ評議員總員ノ半數以上出席シ其出席議員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルヲ得ス。

第五十九條 本會ハ團體トシテ政治ニ干與シ又本會員ハ本會ノ名目ヲ以テ政治ニ干與スルコトヲ得ス。

第六十條 本部事務規程、表彰規程、財産管理收支取扱規程、報告規程及表弔慰藉ノ規程ハ會長ニ於テ別ニ之ヲ定ム。

第六十一條 會員ハ本會ノ事務並振興ニ關シ意見アルトキハ順序ヲ經テ上申スルコトヲ得。

上申事項ハ本部評議會ニ於テ審議セシムルモノトス

附 則

本會則ハ昭和八年月日ヨリ之ヲ施行ス

大日本國防婦人會
關 西 本 部 財 產 管 理 收 支 取 扱 規 程

第一章 總 則

第一條 本規程ハ大日本國防婦人會關西本部會則（以下單ニ會則ト略稱ス）第十九條ニ依リ關西本部ニ屬スル財産ノ管理並
收支取扱ニ關スル一切ノ事項ヲ規定スルモノトス

第二條 本部ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

第三條 一會計年度ノ收支ハ翌年度四月三十日迄ニ悉皆完結スルモノトス

第四條 本規程ニ於テ單ニ本部ト稱スルハ會則第四條ノ支部及分會ヲ包含セス

第二章 財産管理及會計

第五條 本部所屬ノ財産ヲ左ノ二種ニ區分ス

一、基本 財 産

會則第十七條ニ規定スルモノ

二、運 轉 資 金

1、補助金又ハ寄附ニ係ル動産

2、會員ヨリ納入スル會費

3、本會ノ事業ヨリ生スル收入

4、基本財産ヨリ生スル收入

5、其他本會ニ關シ生シタル一切ノ收入

第六條 前年度ノ剩餘金ハ翌年度ノ收入ニ組入ルモノトス

但シ評議會ノ決議ニ依リ基本財産ニ組入ル、モノハ此限ニアラス

第七條 本部支部及分會所要ノ經費ハ一切基本財産ヨリ生スル收入及運轉資金ヲ以テ之ヲ支辨スルモノトス

第八條 本部所屬ノ財産ハ會計部之ヲ管理スルモノトス

第九條 本部ノ財産中現金ハ小口支拂ニ要スル若干額ノ外、郵便官署又ハ確實ナル銀行ニ預入レ若クハ確實ナル信託會社ニ

預託シ或ハ國債證券又ハ確實ナル有價證券ヲ買入レ利殖ヲ圖ルモノトス

支部及分會ニ於ケル現金ノ保管法亦前項ニ準ス

第十條 定期預金信託金及有價證券ノ預託ハ會則第四十條ニ依ル會計部主任理事ノ名ヲ以テスルモノトス

第十一條 前條ノ銀行又ハ信託會社ノ選擇ハ本部理事會ノ決議ニ依リ之ヲ決定スルモノトス

第十二條 毎年度ノ豫算ハ前年度二月盡日迄ニ會計部ニ於テ編成ノ上理事會ノ決議ヲ經テ評議會ニ附議決定スルモノトス

但當分ノ内各月毎ニ豫算編成シ且ツ理事會及評議會ノ決議ヲ省略スルコトヲ得

第十三條 毎年度ノ決算ハ五月盡日迄ニ會計部ニ於テ調製ノ上監事ノ監査ヲ受ケ評議會ノ承認ヲ經ルモノトス

前條但書ノ場合ニ於テハ毎月決算シ監事ノ監査ヲ經テ本部長ノ承認ヲ經ルモノトス

第十四條 豫算決算ハ附表第一ニ示スコ目別ニ依ルモノトス

第十五條 前二條ニ依ル豫算及決算ハ確定後可成速ニ機關紙報又ハ分會總會等ヲ利用シ會員ニ報スルモノトス
 第十六條 支部及分會ハ豫算ノ令達ヲ受ケタルトキハ第十三條ニ準シ決算シ決算書類ハ本部會計部ニ送附スルモノトス
 第十七條 財産寄附ノ申込ヲ受ケタルトキハ理事會ノ決議ヲ經テ之ヲ收受シ本部ノ記録ニ登錄スルモノトス
 第十八條 金錢及物品ノ出納ハ本部ニ在リテハ總務部長支部及分會ニ在リテハ支部長又ハ分會長ノ命令ヲ經タル後之ヲ實行スルモノトス

第十九條 監事ハ毎年度必ス一回定期検査ヲ必要ニ應シ臨時検査ヲ行フモノトス
 但シ實施前豫メ總務部長ニ通報スルモノトス
 本部ノ監事ハ前項ニ準シ支部又ハ分會ノ検査ヲ行フコトヲ得

第二十條 前條検査ノ結果ハ本部長ニ報告スルト共ニ總務部長ニ通報スルモノトス

第二十一條 囑託以下役員ニ對スル給與金及役員ニ要スル旅費額ハ本部理事會ノ決議ヲ經テ本部長之ヲ決定スルモノトス

第三章 出 納 整 理

第二十二條 本部ニ屬スル金錢及物品ノ出納ハ會計主任理事之ヲ擔任シ支部又ハ分會ニハ必要ニ應シ其ノ分任員ヲ置ク

第二十三條 會則第十一條ニ依ル會費ノ徵收ハ左記手續ニ依ルモノトス

- 一、會員ヨリ會費ノ納入アリタルトキハ分會、會計主任（前條ノ分任員）之ヲ受領シ附表第二ニ依ル受領證ヲ發行シ之ヲ納入ニ交付スルモノトス

- 二、分會、會計主任ハ前項會費ヲ適宜取纏メ附表第三ニ依ル送金證ヲ添附ノ上本部會計主任理事ニ直送スルモノトス
- 三、本部會計主任理事前項會費ヲ受領シタルトキハ附表第四ニ依ル受領證ヲ發行スルモノトス

第二十四條 補助金又ハ寄附金ノ收納ニ就テモ概ネ前條ニ準シ取扱フモノトス
 第二十五條 支部及分會ノ經費ハ概ネ毎月十日迄ニ支部及分會、會計主任宛送金スルモノトス
 第二十六條 金錢ノ支拂ハ臨時ノ支出ヲ要スルモノ、外毎月二十二日及盡日ノ二回ニナスヲ例トス
 第二十七條 現金、有價證券及預金證書等ハ當分ノ内第四師團經理部内ノ金櫃ニ收藏シ本部會計主任理事之ヲ管守スルモノトス

第二十八條 火災盜難其他ノ事故ニ依リ現金又ハ物品ニ異狀アリタル時ハ速ニ其ノ事實ヲ調査シ會計部長ヲ經テ本部長ニ報告スルモノトス

第四章 帳 簿

第二十九條 會計部ニ左ノ帳簿ヲ備付ケ會計ヲ整理スルモノトス

○財 産 目 録

○整 理 簿

○試 算 表

○現金受領證綴

送 金 證 綴

豫 算 書 綴

決 算 書 綴

會費分會別徵收内譯簿（様式附表第六ノ通）

○支部及分會經費支拂内譯簿（様式附表第七ノ通）

○物品出納簿

物品配與簿

注文傳票綴

前項ノ外必要ニ應シ補助簿ヲ設クルコトヲ得

第三十條 前條ノ帳簿中主要ナルモノ（○印ノモノ）ハ年度經過後十年間其ノ他ノモノハ三年間之ヲ保存スルモノトス

第三十一條 分會ニ在リテハ第二十九條ニ示ス帳簿ノ外附表第五ニ依ル分會費徵收整理簿ヲ備付ケ會費ノ徵收狀況ヲ常ニ明確ナラシメ置クモノトス

前項帳簿ハ會員名簿ニ必要ノ要件ヲ記載シ之ヲ代用スルコトヲ得

第三十二條 會計主任交替ノ際ハ前任者ニ於テ主要帳簿ノ末尾ニ取扱期間及此間ニ於ケル出納相違ナキ旨ヲ記入シ、前後任者連署印シ責任ノ分界ヲ明確ニナシ置クモノトス

第三十三條 本規定ニ定ムルモノノ外會計ニ關スル細部ノ事項ハ本部事務規程、報告規定其他ノ諸規定ニ依ルモノトス

第五章 雜 則

第三十四條 支部及分會々計主任ハ支部長又ハ分會長ノ推薦ニ依リ之ヲ定メ決定後十日以内ニ印鑑添附ノ上氏名ヲ本部へ届出スルモノトス

第三十五條 未タ分會ヲ構成セザル會員ニ關スル一切ノ會計事務ハ本部會計主任ニ於テ直接之ヲ處理スルモノトス

第三十六條 本規程ノ外支部又ハ分會ニ於テ必要ナル規定ハ本部長ノ承認ヲ經テ之ヲ定ムルコトヲ得

第三十七條 本規程ハ本部評議會ノ決議ヲ經ルニ非ラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得サルモノトス

附 則

第三十八條 本規程ハ昭和八年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二章 社會教化並に救済に關する諸團體

第一節 公 同 委 員 會

別補保護區委員

第一項 沿 革 の 大 要

大阪市は昭和二年四月一日を以つて學制統一をなし従つて學區廢止となる。從來の聯合區會議員なるものは自然に解散の形となり、各區獨立の民間參政機關なるものは、一先廢止の形となつた。また、大阪市は區會議員に代るべき公同委員會なるもの設立の必要を認め、去る昭和二年八月二十日を期し公同委員會規程を制定し、全市一勢に各區別に公同委員會なるものを組織した。其の委員選出方法は、一般市公民中より市長が之を囑託した。委員は常に所屬區内の一般公民と役所との融和親睦をはかり、併せて區内行政事務の援助をなし以つて區の行政機關を益益圓滑ならしめんとするものである。

第二項 公同委員會の組織

公同委員規程

第一條 本市各區に公同委員を置く、公同委員の定數左の如し

- 一、人口十五萬未満の區 百 人
- 二、人口十五萬以上二十萬未満の區 百二十人
- 三、人口二十萬以上の區 百五十人

前項各號の人口は内閣に於て官報を以て公示したる最近の人口に依る
 公同委員の定数は任期満了の際にあらざれば之を増減せず

第二條 公同委員は區長の諮問に應じ區内の行政事務を援助するものとする

第三條 公同委員は市民より市長之を囑託す

第四條 公同委員の任期は二年とす、但し補缺委員は其の前任者の殘任期間在任す

第五條 公同委員は別に定むる區域毎に幹事一人又は數人を互選す

第六條 公同委員會及幹事會は區長之を招集す

區長は會務を統理し會議の議長となる

附 則

本規程施行に依り公同委員の定數從前の定數より減少する區に在りては當分の間從前の規定に依るものとする

公同委員規程に依る區域

本市公同委員規定第五條に依る區域左の通定む

此 花 區

- 第一區 元上福島聯合に屬する地域

- 第二區 元下福島聯合に屬する地域
- 第三區 元西野田聯合に屬する地域
- 第四區 元芦分聯合に屬する地域
- 第五區 元西九條聯合に屬する地域
- 第六區 元春日出聯合に屬する地域

公同委員規程此花區細則

第一條 本細則に於て本市公同委員規程を單に「規程」と稱す

第二條 規程第二條の行政事務の概目左の如し

- 一、各種統計調査に關する事項
 - イ、國勢調査に關する事項
 - ロ、勞働統計調査に關する事項
 - ハ、産業、生産物の統計に關する事項
 - ニ、會社の統計に關する事項
 - ホ、工場、工場の統計に關する事項
 - ヘ、法人の印鑑に關する事項
 - ト、營業證明に關する事項
- 二、選舉資格調査に關する事項

- イ、衆議院議員選舉資格に關する事項
- ロ、府會議員選舉資格に關する事項
- ハ、市會議員選舉資格に關する事項
- ニ、家屋稅調査員選舉資格に關する事項
- ホ、淀川左岸水害豫防組合會議員選舉資格に關する事項
- ヘ、所得調査委員、同補闕員選舉資格に關する事項
- ト、陪審員に關する事項
- チ、公民權、選舉有權者證明に關する事項
- 三、學齡兒童調査及就學督勵に關する事項
 - イ、學齡兒童入退學、猶豫免除に關する事項
- 四、徵兵適齡者調査に關する事項
 - イ、徵兵に關する事項
- 五、寄留者調査に關する事項
 - イ、寄留届受理に關する事項
 - ロ、寄留者刑罰に關する事項
- 六、各種證明に關する事項
- 七、青年訓練所入所適齡者調査及入所勸誘に關する事項

- イ、青年訓練所に關する事項
- ロ、青年團に關する事項
- 八、青年教育後援に關する事項
- 九、納稅督勵に關する事項
 - イ、諸稅、各種使用料の督稅に關する事項
 - ロ、滯納處分の囑託、受託に關する事項
- ハ、徵稅、督稅事務の檢査に關する事項
 - ニ、稅務の統計報告に關する事項
- 十、納稅組合に關する事項
- 十一、孝子節婦篤行者表彰に關する事項
- 十二、其他區長に於て必要と認めたる事項

第三條 規程第一條の公同委員定數を本區は元學區域に依り左の通り之を別ち該區域委員を以て組織したる委員會を置く

- 上 福島部内 定員十六人
- 下 福島部内 定員六人
- 西 野田部内 定員四十人
- 芦 分 部内 定員五人
- 西 九條部内 定員十人

春日出部内

定員四十三人

三九四

第四條 區域公同委員會に幹事を置き其の定数を左の通り定め委員中より互選す

上福島部内	二	人
下福島部内	一	人
西野田部内	五	人
芦分部内	一	人
西九條部内	一	人
春日出部内	六	人

幹事定数二人以上の區域に於ては更に幹事長を互選す

第五條 區域公同委員會及幹事會は幹事長（幹事長なき區域に於ては幹事）に於て之を招集開會する事を得此の場合に於ては招集したる幹事長又は幹事其の議長となる

第六條 會議の議事は普通會議の方法に依る但し簡易なる事件は書面又は回章等の方法を用ふる事を妨げず

議長は委員外のものをして會議に参加せしめ議案の説明又は意見の陳述を爲さしむることを得

第七條 區長は事件の種類に依り區域公同委員會幹事會の議決を以て區域公同委員會の議決に區公同委員會幹事會の議決を以て區公同委員會の議決に代ふることを得

但し區域公同委員會幹事の數一名の區域にありては區域公同委員會に限り之を適用せず

第三項 西野田公同會

我が西野田區内は公同委員を以つて特に西野田公同會なるものを組織し一般公同委員會組織の目的達成に努力をなす。西野田公同會なるものは西野田區内公同委員を以つて組織せるものなり。左に其の規約を列記す。

第一條 本會は西野田公同會と稱し西野田區域公同委員を以て組織し會員相互の親睦を圖り且社會的向上發展を期するを以て目的とす

第二條 前條の目的を達成するため本會は春秋二季に總會を開くものとす

但必要に應じ臨時總會を開くことあるべし

第三條 總會開催の時期及場所は幹事の合議に依り幹事長之を招集す

第四條 本會員自家に不幸ありたるときは直ちに所屬幹事に通知するものとす

第五條 所屬幹事前條の通知を受けたるときは即時之を弔問し葬儀の日時場所等聴取し本會々員及此花區公同委員幹事に通知するものとす

第六條 本會に會計一人を置き幹事中より互選し會費の保管及收支の事務を掌るものとす

第七條 本會員は會費として壹ヶ月金壹圓宛齎出するものとす

第八條 會費の徴收は所屬幹事之を幹旋し毎月五日迄に前月分を取纏め會計に送付するものとす
公同委員の任期及任期滿了左記せん。（任期滿二ケ年）

囑託期日

任期滿了月日

第一期

昭和二年八月二十日

昭和四年八月十九日

三九五

第二期	昭和五年四月十五日	昭和七年四月十四日
第三期	昭和七年四月十五日	昭和九年四月十四日
第四期	昭和九年四月十五日	昭和十一年四月十四日

各期の定員左の如し

第一期	西野田部内	二十二名
第二期	同	三十五名
第三期	同	三十五名
第四期	同	四十名

第四項 公同委員氏名

西野田部内公同委員住所氏名(幹の印あるは役員なり)

任	期	期間	住	所	電話番号	氏	名
常幹	幹	幹	年				
第一期	二期	三期	現在	六、七	此花區玉川町二丁目八二番地	福島三四番	余部市郎兵衛
第一期	二期	三期	現在	六、七	此花區玉川町三丁目二八番地	福島七四〇番	森田伊兵衛
第二期	三期	現在	四、七	此花區草開町三九番地	福島四九八番	豊田保三	
第三期	現在	二、七	此花區草開町四六番地		福島四四六番	藤本八次郎	
第一期	二期	三期	現在	六、七	此花區玉川町一丁目二九番地	福島三九三番	森長三郎

第二期	三期	現在	四、七	此花區玉川町二丁目一三〇番地	福島一八〇番	田中藤三郎	
第一期	二期	三期	現在	六、七	此花區玉川町三丁目二七番地	福島一二七番	野中利三郎
現在			〇、七	此花區龜甲町一丁目二二番地		扇谷朝二	
第一期			二、〇	此花區玉川町一丁目六九番地	土佐堀三八二九番	豊田宗太郎	
第一期			二、〇	此花區龜甲町一丁目五二番地	土佐堀四三三二番	河崎鶴雄	
第一期			二、〇	此花區龜甲町一丁目一四番地	土佐堀八二九番	西五辻光伸	
第二期			二、〇	此花區龜甲町一丁目五二番地	福島八六九番	河崎鶴一	

(昭和九年八月調査)

第五項 目的及行事

公同委員会は昭和二年八月二十日に始めて設立したるものにして二ケ年満期なるを以つて今期は創設より第四期目なり本會は春秋二期に總會を開き委員相互の親睦を計る。又必要に應じて區長臨時に委員を招集し、一般行政の援助を仰ぐ事あるべし。

一 學校區内を一公同委員集團となし、一學校區内に一名宛の幹事を置く。幹事數名の中より幹事長を互選し、幹事長必要と認めたる時は、幹事會を招集し、一般委員會の基礎を則る事あり。

我が西野田區内には現に四十名の公同委員を有し各校八名宛の委員を囑託す。

(別補) 保護區委員

第一項 此花區西野田方面保護區委員名簿

- 一、此花保護區事務所 新家町一丁目五四 南徳寺内 (電話土佐堀一〇七六弘誠園取次)
- 一、當番常任委員 新家町一丁目五四 南徳寺 囑託保護司 弘誠園長 住職 有田靜暉氏
- 一、常任委員(八名ノ内)
 - 第一小區 吉野町二丁目三四 因順寺 囑託保護司 住職 深澤教顯氏
 - 第二小區 玉川町二丁目一五七 教化委員 古谷 松太郎氏
 - 第二小區 新家町二丁目三三 教化委員 弘誠園經營者 渡邊作右衛門氏
- 一、福島、朝日橋兩警察署教護主任
 - 一、第一小區 出入橋以西龜甲町以東(一九名ノ内)
 - 玉川町三丁目二八 方面當務 西野田軍人分會顧問 教育副會長 教化委員 森田 伊兵衛氏
 - 龜甲町一丁目 第一西野田小學校長 乾 市松氏
 - 上福島南二丁目七二 教育會長 教化委員 小田 仙太郎氏
 - 一、第二小區 龜甲町以西兼平町以東及ビ西九條一團
 - 今開町一丁目 第二西野田小學校長 西井 芳雄氏
 - 吉野町一丁目 第三西野田小學校長 板谷 堅治氏
 - 新家町一丁目 第四西野田小學校長 中塚 一太郎氏
 - 大開町一丁目 第五西野田小學校長 松本 岩吉氏

- 下福島五丁目 芳分小學校長 湯本 計吉氏
- 江成町一〇一 公同委員 方面委員 西野 五兵衛氏
- 玉川町三丁目九四 教化委員 中野間 菊雄氏
- 吉野町一丁目一六 高橋 覺性氏
- 吉野町二丁目 米田 與一郎氏
- 新家町一丁目三五 市會議員 方面委員 公同委員 松浦 俊次郎氏
- 新家町二丁目 松井 半重郎氏
- 新家町二丁目六〇 教化委員 大野 治右衛門氏
- 新家町二丁目一 方面委員 教化委員 松谷 昌俊氏

第二項 少年の保護

子供はどうして悪くなるか——少年の不良化と環境 (一専門大家の研究の意見)

A 少年の教育

教育が少年の個性を形成するに有力なることは何人も疑はざる所である。教育の中には胎内教育、家庭教育、学校教育、職業教育、社會教育、宗教教育等あつていづれも大切であるがこゝには主として学校教育のみについて記して見よう。

大阪少年審判所に於て大正十二年一月開廳以來昭和四年十二月末日まで滿七ヶ年の調査によると保護少年一三、一九五人中全然不就學の者は六二三人(百分の四・七三)にしてその内一二、五四四人(百分の九五・二七)は就學兒童であつた。

従つて保護少年といへども大概は學問の素養ある者であるが、しかし半途退學者が割合に多い。前記一三、一九五人の保護少年中

尋常小學の半途退學者	三五六二 (二七%)
高等小學の半途退學者	一四五一 (一一%)
中等學校の半途退學者	六八四 (五・一%)

であるが、更に卒業生を調べて見ると

尋常小學限りの者	四二〇〇 (三九%)
高等小學限りの者	二〇〇七 (二二%)
中等學校限りの者	五一 (〇・四%)

次に彼等在學中の成績を見ると小學以上中等學校時代を通じて左の通りである。

良好者	六・二七%
普通者	四二・〇〇%
不良者	三九・一一%
不明	七・九〇%
不修學者	四・七二%

即ち我々の保護少年の大多数は尋常小學を卒業してゐるが在學中の成績は普通或はそれ以下にして學校を離れた限り少年審判所に來るまで(大概は十六七歳に至るまで)は小説以外の文字に親しみます嘗て修得した學問は奇麗に忘却してゐるのである

保護少年の教育状態は右の通りであるからその結果として彼等は、一般に非常識である上に意思が極めて薄弱である。非常識と意思薄弱とは現代の少年の通有性であるといふ學者もあるが、我々の保護少年に至つてはその程度が一層烈しいのである。

我輩は少年審判所に來た少年について自身が智能發育の程度を検査してゐるが、今年四月より尋常小學卒業限り學校教育を受けてゐない少年十名に次の問題を課し各語句を整理して意味の通する様にするを試みた。

- 一、私は 勉強 學校 します よく どの學科も
 - 二、一疋の 守る 主人の よく 犬が かしこい 言附を
 - 三、私は ました 先生に 私の 直す 頼み やうに 宿題を 私の
- (以上三田谷博士の學齡兒童検査函による)

然るところ

第一問を五分以内に完成した者は七人

第二問を七分以内に完成した者は四人

第三問は十分間の猶豫をあたへたるも完成したるもの一人もなし

この検査はあまり正確なものではないが、保護少年の教育不徹底なることの一斑を知るに足るものと信じてゐる。

少年の教育が不徹底であるから彼等は極端な没常識にして、他人の金品を自分の物の如く處理するとか、極めて些細なる動機により別段の目的なくして家出する様になるのである。それで、我等は補習教育その他適當の方法を以て彼等の智能を啓發すると同時に自分の善と認むる所については勇氣を以てこれを斷行し容易に他より誘惑せられない様に訓練させる必要

があると思ふてゐる。

B 交友及娛樂

少年の不良化に關する環境を論ずる場合には、前記のほか尙不良交友と、不良娛樂とを考究せねばならぬがこの二つの問題は家庭や學校教育の如くいづつれの保護少年にも關するものでなくむしろ比較的小さき範圍の同題であるから我が大阪少年審判所の調査も十分に行届いてゐない。たゞ僅かに不良行爲の原因として左の統計が出来てゐるのみである。

不良行爲の原因	人	百分比
不良娛樂	一〇四三	七・五六
遊興	六二三	四・五二
不良好友	一一〇〇	八・七〇
誘惑	四〇三	二・九三

それで我輩はこの二つの問題につき詳細に説明をすることが出来ないからこの問題に關聯した實例を摘示して議論に代へやうと思ふ。

○實例(一) 某少年は京都市内に於て相當名の聞えた豪商の末子で當時某中學の二年生、父は老年で且病身なるため店を近親の者に譲り郊外に立派な邸宅を設けて、近所の家族を引き纏め全く商界を退き、心靜かに老を養ひ専ら子供の成長を樂しみにしてゐた。少年には兄と姉とがありいづれも高等教育を受けた者であつたが少年の素質は修學に不適當であると思へ中學二年級において一度落第しその後も英語と數學との成績が著るしく悪かつたのである。或日この少年が學校から帰宅すると少々頭痛がするといふたので母は早速床をのべて休養させんとした。少年は代數の宿題があるといひたるも母は

宿題はどうでもよい、身體が大切だからといふて就寢させた。幸にも翌朝は元氣よく起上つたので母も安心して平日の如く辨當を持たせて登校させた。少年は何心なく家を出たが校門に入らんとした時ふと代數の宿題がしてなかつたことに氣付き門前に佇み思案に暮れてゐた。そこへ上級の某生がやつて來た。

「オイ君、どうしたんだ」

「僕は昨日、頭が痛かつたので、代數の宿題をして來なかつたのだ」

「それは大變だぞ、あの先生の宿題をして來なかつたらドエラク章魚を釣られるぞ、アカン／＼君今日は休めよ、實は俺も今日は休む積りだ」

と教唆した。潮れんとする者は薬でも掴むといふが、純眞にして内氣な子供が思案にあまつて困つてゐる時にはこの無謀な忠告でも嬉しく有難く聞へるから、少年は元氣を回復し、悪いことゝは知りつゝも上級生に引張られて其の日は附近の某寺院の境内で遊び暮らし、大體放課の頃合を見計らつて自宅へ歸つた。

意志薄弱な少年が悪友に誘惑されるのは大體このやうな経路を取つてゐる。それで若しこの少年の父母が注意深き人であつたなれば學校の先生に宛て、子供は病氣のために宿題をすることが出来なかつた事の届書を少年に持参させたであらうに

先生は少年が怠惰の爲に宿題を果さなかつたのではないと知れば別段に叱責する事もなく、少年も元氣よく出席することが出来たのであるが、この少年の母親(父親は當時旅行中であつた)はそれまでの注意が出来なかつた爲に少年が宿題を果さず就寢した事は忘れなくとも、そのため先生から怒られるか否かに氣が付かすに少年を平素の如く登校させた事が失敗の動機になつたのである。在學中の少年は成る可く規律的に勉強させなければならぬ。宿題が出てゐるなれば、甚だし

き不快でない限りはそれを完了した上で休養させる様に鼓舞奨励することが望ましい。尤も或種の少年には學科の負擔が餘り重過るため歸宅して宿題をしなければならぬといふ責任感はあるが、その宿題は何程勉強しても到底出来る見込みがないから、それらの心配から頭痛を覚える者もある。このやうな少年に對しては善良なる家庭教師につけて學力を補足するとか場舎によつては程度の低い學校に轉校させるのもよい。優秀な生徒の多い學校では大抵高等教育の準備のために生徒の力にあまるやうな宿題を出すから、凡庸の生徒をそのやうな學校へ入れて置くと、この少年の様な過誤に陥る様になる。學校の成績があまりに悪くて回復の見込みなき生徒はむしろ方向轉換をして實業につかせる方が本人の爲にも社會のためにもよい結果を得るやうである。もし又少年の身體が虚弱であるために思ふ様に勉學が出来ないのであるならば、一層思ひ切つて一年間位休學して、其の間専ら體育に従事しそれから捲土重來の勢を以て修學させるがよいと思はれる。

前記の少年は歸宅してから母に何もつけなかつたので母は平素の如く學校へ行つて來たものと信じてゐたのである。その翌日も又少年は學校に近づきたるころ若し教師から「昨日は何故休んだのか」と尋ねられたら何と答へやうかといふことが心配になつて堪らなくなつた。進まぬ足を漕ぎ運びつゝ行くうち、昨日の上級生が學校の近所に待つて居て「昨日缺席したことが知れると大變だから今日も休まう」と勸誘し、それより毎日かかる状態を反覆し、翌日の集合所を豫約しては約一ヶ月間も無届缺席を續けてゐた。そして最初一二回は上級生の方から餽飧とか菓子とかを考つてゐたのが後には「君の家は金持だから明日は何圓持つて來い、金がなければ品物でもよい」といふやうなことを半ば強制的に命ずるので少年は其の度毎に母の金錢を持出したり書物小道具類を持出して上級生に交付してゐたが最後には京都市内二、三の百貨店に引廻されて背後の權手に操られて數回萬引を敢てした結果として終に少年審判所の保護を受ける様になつたのである。

○實例(二) 大阪市内の夜店には盛り場に「ケキクレン」といふ射的菓子販賣器が出てゐる。その機械は河床の土砂

を握上みげる器械の模型と思へばよい。或高等小學校一年級の生徒が從來はそんなに悪癖のある子供ではなかつたのに、去年の夏自分の家の近くの廣場に金魚すくひ屋と、ケキクレン屋とが店をならべて四五軒出來た。或晩此の生徒の父親は夕食の後生徒と共に廣場に行つて「ケキクレン」をやつてみたので、子供はそれが病付となり親から貰ふ小使は大抵これに消費してしまひ、終には小使錢では不足であるから、どんなにかして小金がほしいと思つてゐる矢先自宅の火鉢の抽斗には通用せぬ光緒四年製の支那銅貨が三枚入れてあるのを思出し、それを持つて行つてやつて見たところ、別にとがめられなかつた。(勿論先方は氣付かなかつたのである)それよりこの生徒は更に一錢銅貨に似てゐるものなれば何でもよいと考へた末、小工場の多い場所のことで「ナツツ」の座金を拾ふのは譯なしであるので鐵製の座金を拾つては「クレイン」を廻しに行つた。その中に近くでは顔を見知られてはならぬと思ひ、遂に遠征するやうになり、その上一人では寂しいからと友達、それも年少の子供を五六人連れて諸所へ出かける様になつた。夏休も今二三日で終りといふ八月二十八日の午後四時頃、矢張り例の手段で盛にやつてゐるところを某署の刑事巡査が見付けて、子供でありながらよく金を持つてゐるのに不審を抱き取調の末この驚くべき詐術を發見したのである。この子供の中には「ブリヤ」を圓形に切り濡れたボール紙に張付けたものを使用した者があつたので、今更子供等の奇智と技工とに驚かされた次第である。この悲しむべき事實をまぎ／＼見せられた時に我々は今更乍ら親の不用意な一時の醉興から小供を不良娛樂に導いたことを遺憾に思ふと同時に不良娛樂が如何に童心を毒するかを感じた者である。

以上は我等が過去十年間にわたり、大阪少年審判所に於て少年の保護事業に従事したる際直接又は間接に實驗した結果による意見である。語るところは唯だ統計と實例とのみで精神科學的に非ざることは、自分ながら汗顔の次第と思ふてゐるがそれでも尙讀者の参考になれば幸と存する次第である。

第二節 社會教化委員會

第一項 創立

大阪市の社會教化委員會が創設されたのは大正十三年十一月十日であつた。昭和三年十一月一日には大阪市社會教化委員會規程が設けられ、十一月十日より實施することになった。

第二項 大阪市教化委員規程

第一條 本市社會教育ノ發達ヲ期スル爲メ大阪市教化委員ヲ設立ス

第二條 教化委員ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲各種教化團體代表者其ノ他適當ト認ムル者ノ中ヨリ市長之ヲ囑託ス

第三條 教化委員ノ任期ハ四年トス、但シ中途囑託ヲ受ケタル者ハ先ニ囑託セラレタル者ノ任期滿了ノ日マデ在任ス

第四條 教化委員ノ管掌事項凡ソ左ノ如シ

一、市立小學校ヲ中心トシ其通學區域内ニ於テ行フ社會教化事業ニ協力スルコト

二、市立小學校通學區域内ニ於ケル各種團體ノ施設ニ係ル社會教化事業ノ聯絡ヲ圖ルコト

三、市立小學校ヲ中心トスル社會教化事業ノ進展ヲ圖ルコト

四、本市社會教化事業ニ關シ市長ノ諮問ニ答フルコト

第五條 教化委員管掌事務ノ協調ヲ圖ル爲市立小學校通學區域毎ニ教化委員ヲ設ク、但シ數學校ノ通學區域ヲ通シテ之ヲ設クルコトアルベシ

教化委員會ハ其ノ區域内ノ教化委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 市立小學校ヲ以テ常任教化委員トス

常任教化委員ハ教化委員會ニ關スル事務ヲ處理ス

第七條 教化委員會ニ關スル規程ハ當該教化委員會ノ協議ニ依リ市長ノ承認ヲ經テ之ヲ定ム

附 則

大正十三年十一月達第五十號大阪市教化委員設置規程ハ之ヲ廢止ス

本規程施行ノ際現ニ存スル教化委員會ニ關スル規程ハ本規程ニ依リ承認ヲ受ケタルモノト看做ス

本校に於ては昭和四年六月十三日午後八時より作法室に於て教化委員會を開催した。余部市郎兵衛氏から教化委員會開設以來の大様を説明せられ、尙本會の振興策を謀られた。種々意見の交換もあつたが本部に於いては左の規程を設ける事にした。

第一西野田教化委員會規程

第一條 本會ハ大阪市教化委員規程ノ本旨ニ依リ社會教化事業ノ促進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ第一西野田教化委員會ト稱シ事務所ヲ第一西野田尋常高等小學校ニ置ク

第三條 本會ハ第一西野田尋常高等小學校通學區域内ノ大阪市教化委員ヲ以テ組織ス、但シ區域外教化委員ト雖モ委員會ノ決議ニヨリ加入スルコトヲ得

第四條 教化委員ノ任期ハ四ヶ年トス、但シ中途囑託ヲ受ケタル者ハ先ニ囑託セラレタル者ノ任期滿了ノ日迄在任ス

第五條 本會ノ一般事務ハ常任委員之ヲ處理ス

第六條 本會ニ幹事若干名ヲ置ク其ノ任期ハ四ケ年トス

第七條 幹事會ハ必要ニ應シテ開催シ提案其ノ他ノ協議ヲナスモノトス

第八條 委員會ハ常任委員之ヲ招集ス

第九條 本會ノ事業左ノ如シ

- 一、第一西野田小學校ノ通學區域内ニ於テ行フ教化事業ニ協力スルコト
- 二、各種團體ノ施設ニ係ル社會教化事業ノ聯絡ヲ圖ルコト
- 三、社會教化事業ノ進展ヲ圖ルコト
- 四、本市社會教化事業ニ關シ市長ノ諮問ニ答フルコト
- 五、本會ノ目的ニ適合スル事業

第十條 委員ハ受持區域ヲ分擔シ區域内ノ教化ニ努ムルコト

昭和四年十月十二日

以上の規程を設け大阪市此花區長小林壽夫殿へ報告した。

第三項 第一西野田教化委員會沿革

(昭和四年四月一日ヨリ昭和四年九月末日マデ)

昭和四年六月十三日 本校作法室に於て教化委員會開會十五名出席本會の振興策を講ず。

昭和四年九月三十日 羽室庸之助氏を聘し衛生に關する講話をなす、聴衆八百餘名。

昭和四年十一月十一日 大阪市で教化委員會代表者懇談會が開催されて本會よりも乾常任教化委員、余部市郎兵衛氏が出席せられた。

昭和六年三月七日 教化委員會を開催し左記の事項を申合せた。

- 1、山菓子廢止の件
- 2、毎月七日に定例会を開くこと
- 3、會費年額金五圓とし年二回に據出すること
- 4、教化委員會主催の講演會、慰安會を開くこと
- 5、事業細案を作成すること

昭和六年四月七日 定例会を開く。

昭和六年五月八日 定例会を開く。

使用人慰安修養講演並映畫會開催すること。

本年度豫算並に決算についての申合せ。

昭和六年五月十五日 講堂に於て使用人修養講話慰安會を開催す。

昭和六年六月二日 教化委員會主催、青年會、婦人會後援の下に科學の夕講演並に活動寫眞會を開催す。

昭和六年六月十三日 中央市場見學。

昭和六年七月十七日 校醫山本茂先生の夏季衛生に關する講話。

昭和六年八月十五日 納涼講演會 岩崎不染氏の講演及び浪花節等の餘興。

昭和六年十月六日 堺刑務所見學。

昭和六年十月十三日 戊申詔書下賜記念講演會開催、校長の修養と題する有益なる講話、浪花節、活動寫眞等の餘興あり。

昭和六年十二月一日 滿洲事變映畫會を開催す。主催教化委員會、玉川婦人會、後援青年會。

昭和七年二月廿五日 時局講演映畫の會開催す。乾校長の「滿蒙上海事件」についての講演。

昭和七年四月三十日 映畫の會。陸軍少將森下閣下より肉彈三勇士奮戰の實況についての講演あり、其の他時局に關した有益なる映畫多數。

昭和七年五月十七日 被傭者慰安講演映畫の會、乾校長より「感謝の心」と題しての講演。

昭和七年六月十八日 見學旅行、堅上村地じり地帯、府立修徳館見學。

昭和七年九月三日 講演と映畫の會。乾校長より「我等の覺悟」について講演、オリンピック等の映畫、主催は教化委員會、後援は青年會、玉川婦人會、博信社。

昭和七年十月八日 見學旅行・仁徳天皇御陵參拜、堺福助足袋工場見學す。

昭和七年十月十八日 講演と映畫の會。津田富次郎先生より「佛敎美術」に關する講演、母の心等の映畫。

昭和七年十一月十二日 陸軍特別大演習陪觀。

昭和七年十一月廿九日 映畫會開催、教化委員、玉川婦人會主催、青年會、博信社後援の下に「陸軍特別大演習」に關するもの其の他。

昭和八年二月十五日 土屋觀道先生の「眞に生きる道」講演、浪花節等の餘興あり。

昭和八年四月十七日 自治制發布一般講演會、乾校長の「自治制の發達に就いて」の講演、平井章夫先生の「心身鍛鍊」に

就いて講話と實演。

昭和八年六月十九日 被傭人慰安修養講演會、阿部市綿糸會社々員、北元勝一殿より「印度、アフリカ地方視察實見談」其の他餘興として活動寫眞。

昭和九年二月十七日 皇太子殿下御降誕記念講演、映畫會開催す。大阪府社會事業主事賀來先生より「兒童愛護の諸問題に就いて」の講演、映畫。

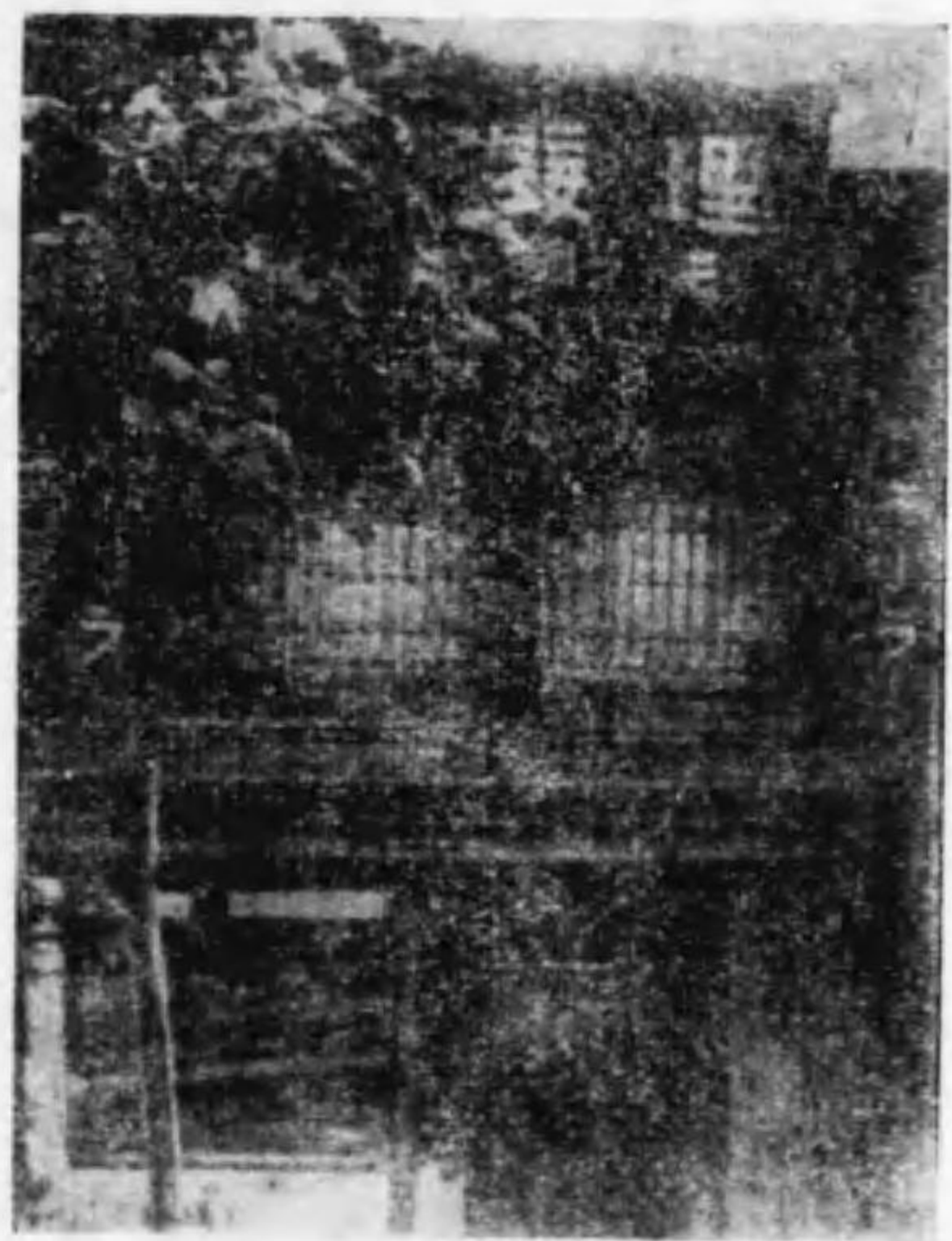
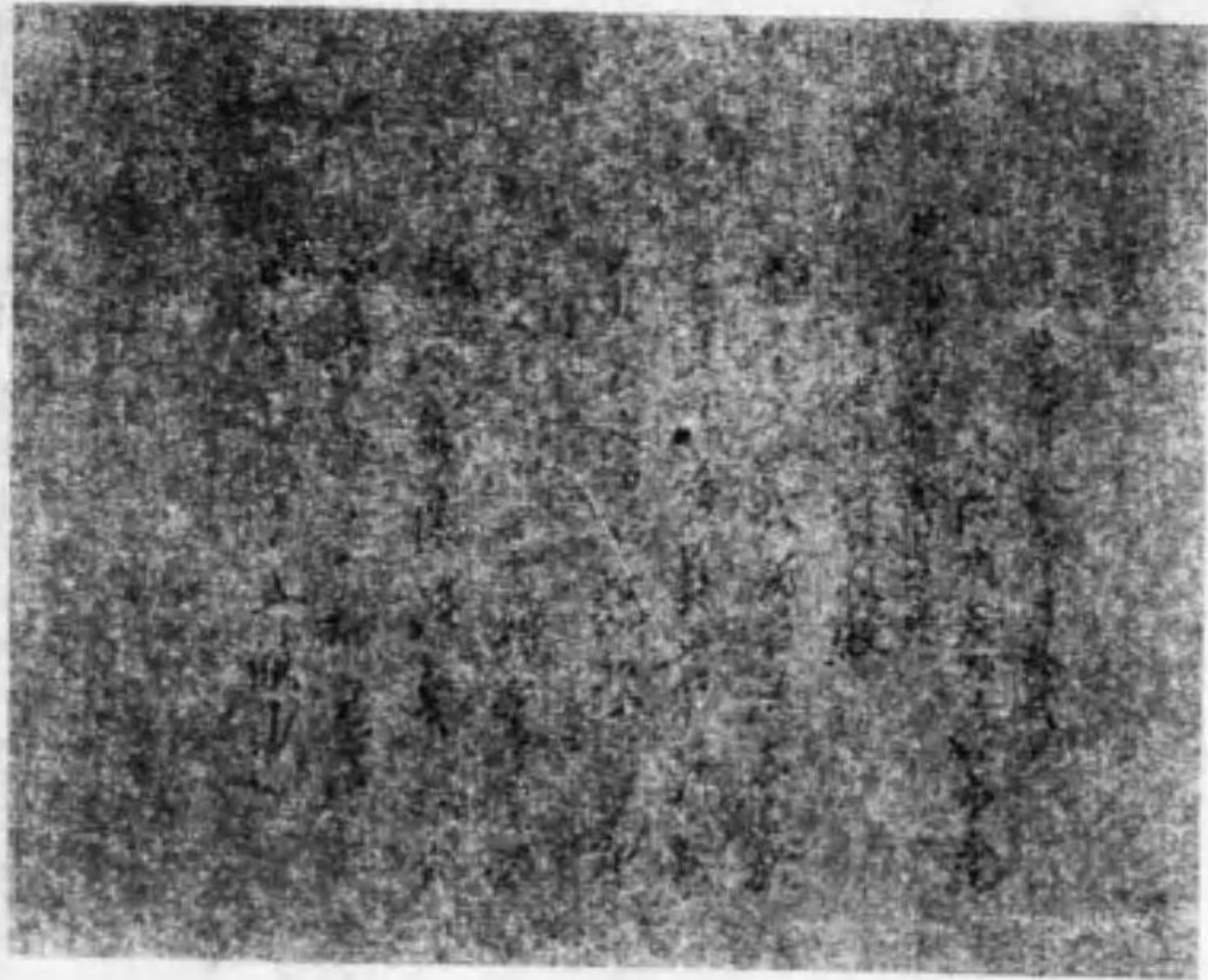
昭和九年四月廿三日 自治制發布記念講演映畫會、主催大阪市教育會、教化委員會、後援帝國在郷軍人會西野田分會、青年團、玉川婦人會、方面委員會、衛生組合、教育後援會の下に陸軍中佐伊藤正雄殿の「神の意識に關する所見」と題する講演、公民教育、國難襲來の映畫。

昭和九年六月二日 六甲郊外學園見學をなす。

第四項 會 員

昭和九年四月現在教化委員芳名(次第不同)

余部市郎兵衛、森田伊兵衛、豊田保三、森長三郎、野中利三郎、田中藤三郎、藤本八次郎、西五辻光伸、古谷松太郎、豊田宗太郎、岡野三木造、大石己之吉、余部宗太郎、三木幾藏、中野間菊雄、甘田久吉、荒木徳藏、扇谷朝二、小田金三郎、玉田義一、山本茂、中野正平、石森太次郎、豊田龜三郎、大野万三、乾市松、河田助藏、谷垣福太郎の諸氏。



(方面制度發生の場所)

第一項 方面委員制度の創生

夕刊を賣る親子三人

それは大正七年の秋なかば、ちもろ虫の鳴く頃——の或る日。

大阪市東區淀屋橋の電車停留所附近に、四十恰好の一人の婦人が、背には幼児を負ひ、片脇には數十枚の夕刊をかゝへてたゝすんでゐた。もう秋だといふのに、身にはまだ洗ひざらしの紺の浴衣を着てゐたが、それすら裾はきれて下駄にひつかゝつてゐた。土佐堀川を渡つてくる川風に背の兒の夢が破られてけたましく泣くのを「おうよしよし」と肩をゆすつてあやしなから、夕刊を買つて呉れる客もがな……と、しょんぼり路傍に待つのであつた。電車が砂塵をまいて來て停留所に止まつた。彼女は、つと、その窓下近くへ寄つて「夕刊夕刊」とよばゝつた。思ひなしかその聲も震えてゐる。

停留所に近く一軒の理髮店があつた。その名をモ；ラ館と呼んで、専ら上流紳士を顧客とする店であつた。今日しも街頭に面した理髮用椅子に大きな軀幹をもたせかけてゐる一人の紳士があつた。

紳士は理髮師に顔をそらせながら何氣なく硝子窓越しに街路の方を見るや、そこには前記の夕刊賣子の姿があつた。

當時、世間は米騒動後間もなく人心もなほ落つかず、物價は止め度もなく騰る一方であつた。大阪府ではこれが緩和のため、大阪市内の篤志家から百八十萬圓の寄附金を得、米の廉賣を開始してゐた。恰度その日もどこかでその米廉賣が行はれてゐたのだつた。そうした折柄とて、夕刊賣子の姿は餘計に紳士の注意を惹いたらしかつた。紳士の眼にはそれがこの頃の世相の縮圖とも見えた。紳士はやがて理髮店を出た。そして夕刊賣子から何枚かの夕刊を買ひ求めながら優しく訊ねた。

「夕刊を賣つて一日にどの位もうかるかね」

「ハイ——まあ三四十錢から五十錢になります」

「五十錢！あなた一人でかな」

紳士が再び訊くと

「イ、エ」

と軽く否定しながら電車の向ふ側を指さした。

「あそこにもいます二人の子供と三人掛りでやう／＼それだけになるのでございます」

見ればそこには八歳と十歳位の子供が夕刊をかい抱いて一心不乱に「夕刊夕刊」とよばはつてゐる。

「子供達は學校を休ませてあるのかね」

「ハイ、あるじが病気で寝込んでしまひましたので學校へも出せなくなりました。それでこうして働かせてをりますので」と打沈んだ調子で答へた。

「さう學校を引かせたのかね」

紳士は自分ごとの様に吐息をついた。

件の紳士はやがて淀屋橋を渡つて橋畔の交番所に立つた。そしてその巡査に「あの夕刊賣子の身元調査をするやうに」と命じた。

紳士は誰あらう、大阪府知事林市藏氏であつたのである。(善き隣人より)

大正七年十月七日大阪府告示第二百五十五號ヲ以テ大阪府委員規定制度公布サル

第二項 方面委員 規定

方面委員ニ關スル參考項目、方面委員第一期調査要項

第一條 方面委員の區域は市町村小學校通學區域に據る

但し土地の狀況により區域を分合するを妨げず

第二條 方面委員は關係市町村吏員、警察官吏、學校關係者、有志者及び救濟事業關係者中より知事之を囑託す

方面委員は名譽職とす

第三條 方面委員には常務委員一名を置く

常務委員は委員中の推薦に依り知事之を囑託す

第四條 學校其他適當の場所に事務所を設け專屬書記を置く

書記は常務委員之を選任す

第五條 方面委員は關係區域内の狀況を詳にし大凡左の調査及實行に従事するものとす

- 一、關係區域内の一般的生活狀態を調査し之が改善向上の方法を考究すること
- 二、要救護者各個の狀況を調査して之に對する救濟方法の適否を考究し其の徹底に努むること
- 三、現存救濟機關の適否を調査し其區域に新設を要すべき救濟機關を考究すること
- 四、日用品の需給狀態を調査し生活安定の方法を考究すること
- 五、其他特に調査實行を委嘱せる事項

第六條 方面委員の所域調査考究に依る事業の實施は主として郡市町村公益法人及有志の施設に俟つものとす

第七條 各方面に於ける事務の聯絡統一を圖る爲め各方面常務委員聯合會を設く

聯合會は各方面常務委員を以つて組織し知事に於て必要と認むる場合隨時これを開會す

第八條 府市に幹事を置く

幹事は府市區の救済課係員及警察署員中より知事これを選定す

第九條 委員及従事員は所定の章を帯用す

第十條 書記は有給とし事務所雑費は必要に應じ之を支辨す（大正七年十月七日大阪府告示第二五五號）

第三項 方面委員に關する參考項目

- 一、方面區域の設定は府下一般に普及せしむるの趣旨なるも最初は先づ市内及び市の接續町村特に他地方より移住せる者の多きを占むる工業地區、勞働方面等に就いて之を設定するの方針なり。
- 二、方面委員は成るべく其の職務に就いての趣味と理解と時間を有する者なるを要望するは勿論なるも一面にはまた相當の素養あり人格ある者をして此の職務に訓練するに至らしむるの趣旨に依り、廣く關係區域内に物色して隠れたる一般有志者の中より之を選抜するの方針なり。
- 三、方面區内に居住せざる者と雖も土地、家作、工場其他職務上の關係を有するものは之を方面委員に選任することを得
- 四、方面委員の職務に關し事宜に依り顧問評議員又は相談役を置くことを妨げず、但常務委員より之を委嘱す。
- 五、常務委員は成るべく官公吏以外の者より之を推薦せしむるを可とすべし。
- 六、方面委員の數は一方面區に付き約十人を以つて定員とす、各委員に付き其の分擔區域を定むるを便とすべし。
- 七、方面委員の内少くも一人は毎日又は隔日に一定の時間（日没後約一時間）輪番交代して事務所に出動すべし。
- 八、事務所は學校、寺院、社務所等の一室を以つて之に充つべし、方面委員の集會を要する場所の便宜をも考慮すべし。
- 九、書記の俸給は月額約三十圓の見込、女子を以つて之に任ずるを妨げず。

十、書記の選任に就いては決定前一應府幹事に打合せをなすべし。

十一、方面委員の職務要項凡そ左の如し

- 一 一般生活狀態の調査のため時に自ら部内の巡視又は家庭訪問を爲すこと
- 二 常に警察、學校、神社、寺院、教會、衛生組合、在郷軍人、青年團其他の各種の公共機關と密接なる連絡を保ち一般生活狀態の真相を詳明するに努むること。
- 三 調査の結果は臺帳に記入し異動あるごとに成るべく迅速に之が加除訂正を爲すべし。
- 四 臺帳はカード式に依るべし（本文末カード雛形參照）
- 五 方面委員は毎月少く共二回以上之例會を開き會議の經過は議事録に之を記載すべし
- 六 家政、育児其他各般の人事の關係に付き相談を請ふ者あるの場合に緩急難易を計つて或は自らこれに應じ或は他の擔當機關に委嘱又は紹介の勞をとるは勿論、假令請求なきも進んで擔當の指導又は助力を與へるの注意あるを要す。
- 七 諸届の履行に注意し法規上の手續きを履行せざるが爲の變態的家庭關係（内縁、私生等と云ふが如き）を肅正することに努力すべし。
- 八 妊産婦及び嬰兒の健康保全の上に周到なる注意を加ふるを要す。
- 九 生計困難の者あると認むるの場合には先づ其の困難の原因を調査して之を取除くの方法を考究すべし。
- 十 例へば失業又は不適當なる職業が原因なるときは之に適當の職業を斡旋し子女の係累が貧困たるときは之が保育を或る機關に委託せしむるが如き手段に出づべし。
- 十一 救済の必要を認むるの場合には成るべく敏速に之が手續きを爲し、且つ受救後は一日も早く其の境遇を改善せしむることに指導を怠らざるの留意を要す。
- 十二 方面委員は公私各種の救済機關と親密なる聯絡を保ち事に臨んで敏活機宜を誤らざるの措置を取るべし。

生活安定の方法としては市場購買組合、金融機關等利用の道を拓くべく尙労働階級者の主婦等に對しては常に家政に關する智識の普及を計るべし。

少年少女の職業及び労働の上に格段の注意を加へ其の健康、風紀及經濟的能力の保全を努むべし。

特殊夜學校の施設は動もすれば之あるが爲に反つて學齡兒の不就學を多くし且つ學齡兒をして不適當なる労働に虐使せしめらるゝに便するの弊なきを得ず、方面委員が現存救濟機關の適否を調査する必要がある所以の一例なり。

濟生會發行の施療券の配給、窮民救助、行路病死取扱、感化法の施行(身上調査院外教育等)に關する郡區役所又は警察署主管の事項は追つて其の全部又は一部分を方面委員に委嘱することあるべし。

十二、方面常務委員聯合會は毎月一回府廳内に之を開く、聯合會には必要に依り方面委員又は救濟事業關係者の出席を求め其の意見又は報告を聴取することあるべし。

其の他聯合會に關する規定は別に之を定む。

第四項 方面委員第一期調査要項

第一期調査として先づ諸般計劃の基本たる區域内住民の生活状態の基礎調査に着手する傍ら、此の調査中に發見したる變態的家庭關係の肅正、病者の救療及び幼兒保育に努力す。

第一、生活状態を調査すること

一、第一種第二種に區別し各項に臺帳カード(別紙様式)に記入す。

一、第一種は獨身にして自活の途を得ざるもの、獨身にあらざるもの其の扶助者なく自活の途を得ざるもの及び疾病其他の事故に依り自活困難なる貧困者とす。

一、第二種は凡そ家賃七圓收入二十五圓迄を標準とし家族の員數職業の安否、生活の状態等を斟酌し家計餘裕なき者とす。

す。

一、一方面的調査は之を取纏め統計表カード(別紙様式)に記入す。

第二、戸籍の整理に付助力を爲すこと。

一、内縁妻を戸籍上の正妻とすること。

一、私生子を父母の戸籍の整理に依り嫡子となし又は父の認知に依り庶子と爲すこと。

一、無籍者を就籍せしむること。

一、右戸籍の整理に依り從來受くるを得ざりし軍事救護其他の利益を妻子に及ぼすこと。

一、戸籍を整理したるものは臺帳カード備考中に其事を記載す。

一、家庭の内事に立入るものなれば十分の理解と同情を以つて懇切に相談相手と爲り手續を進むるにあらざれば目的を達し難く此邊十分の考慮を要す。

第三、救療を徹底せしむること。

一、濟生會診療券を委託し各家庭に必要なものに交付す。

一、市醫師會診療券齒科醫師會實費診療券を前同様の方法に依り交付す。

一、診療券を交付せしものは臺帳カード備考欄に其事を記入す。

一、診療券は從來緣故事情により必要以外の個所に濫用せられたるものなしとせず此の點に付注意を要す。

第四、幼兒晝間保育所の利用其他幼兒教養に關すること。

一、保護者なき爲め幼兒の教養保護充分ならざるもの及び幼兒の爲父母の働きを妨げ家計困難なる者の爲めに最寄晝間保育所に幼兒を委託するの途を教へ其の手續きに付必要に依り助力す。

一、漫りに幼兒保育の煩を避くる爲め委託するが如きは却つて種々の弊害を伴ふものなれば此の邊周到なる調査を要す

一、貧子、里子等の教養に就いて特別の注意を要す。
 第五、其他必要と認むる事項に付調査助力を爲すこと。
 (注意) 臺帳、カード用紙は凡て府にて印刷の上交付す。

台帖カード様式

第 號	第 號	第 號	住 所		職 業	公 職	電 話	考 備
			區	町方面				
戶主ノ 住所氏 名職業 生年月	何區何町何番地 何縣 何 某 何年何月 日生	母 六十五才 健 妻 三十五才 健 袋物内職 長男 十才 健 就學中 次男 六才 健	戶主・收入月二十圓外ニ妻ノ内職ニ依ル收 入五圓アルモ本年八月戶主脚氣病ニ罹リシ タメ收入杜絶シ多少ノ貯蓄ニ依リ生計ヲ維 持シ居レリ	北區西野田玉川町二丁目一、四四四番地	衛生組合 評議員		池 永 恒 太郎 常務委員	前記ノ狀況ナルヲ以テ何月何日先ヅ濟生會病院 ニ交渉シテ治療ヲ受ケシムルコト、セリ診察ノ 結果戶主ノ疾病ハ約二週間ヲ經過セバ職業ニ從 事スルコトヲ得ベキ見込ナリ

考 備
前記ノ狀況ナルヲ以テ何月何日先ヅ濟生會病院 ニ交渉シテ治療ヲ受ケシムルコト、セリ診察ノ 結果戶主ノ疾病ハ約二週間ヲ經過セバ職業ニ從 事スルコトヲ得ベキ見込ナリ

第五項 創設當時ノ方面委員 (大正七年十月二十六日)

住 所	職 業	公 職	電 話	委 員 別	氏 名
北區西野田玉川町二丁目一、四四四番地		衛生組合 評議員		委員別	池 永 恒 太郎
同 西野田玉川町一丁目一、五三八番地		在郷軍人會 副會長		委員	豐 田 龜 三 郎
西野田 第一尋常小學校		校 長	土 五二〇	委員	大 塚 光 正
北區西野田玉川町二丁目一、四〇九番地	實 商			委員	谷 木 儀 八
同 西野田玉川町三丁目一、三一一番地	生魚問屋		土 二二九七	委員	中 太 郎 兵 衛
同 西野田玉川町二丁目一、四二九番地		區會議員	土 一六五二	委員	長 野 藤 吉
北 區 役 所		書 記	北 五一一五五	委員	山 中 雄 輝
北區西野田玉川町一丁目一、五七九番地	生魚問屋	在郷軍人會 幹事		委員	山 本 米 次 郎
同 西野田草間町一、五一八番地	劇場主	在郷軍人會 幹事	土 二九五九	委員	藤 本 八 次 郎
同 西野田玉川町二丁目三三九番地		市會議員	土 三三八	委員	余 部 市 郎 兵 衛
同 西野田玉川町一丁目一、五八一番地		衛生組合 評議員		委員	荒 木 德 三
同 西野田玉川町一丁目一、五六六番地	木炭商	區會議員		委員	木 谷 米 吉
同 西野田玉川町二丁目一、四九六番地		區會議員		委員	北 村 甚 之 助
同 西野田玉川町三丁目四七一番地	實 商	區會議員		委員	宮 本 富 藏
曾 根 崎 警 察 署		警 部	北 九一九二	委員	千 田 留 吉
北區西野田龜甲町一丁目二二一番地				書記	南 條 茂

自大正十七年 委員の異動

方面委員囑託年月日	贊助委員囑託年月日	退職年月日	職名	氏名
大正七 一〇 二六		大正一一 五一 二九	前常務	池永恒太郎
七 一〇 二六		一四 八 二六	前常務	藤木八次郎
七 一〇 二六		一一 三 一四	顧問	餘部市郎兵衛
七 一〇 二六		一一 五 二九	顧問	宮本富藏
七 一〇 二六		八 四 七	曾根崎署 書此花區役所	千田留吉
七 一〇 二六		九 四 二	曾根崎署 書此花區役所	山中雄輝
七 一〇 二六		九 一 二二		木谷米藏
七 一〇 二六		一一 四 五		長野藤吉
七 一〇 二六		八 七 七		荒木徳三
十 一〇 二六		一一 三 一四		中太郎兵衛
七 一〇 二六		九 九 一五		豊田龜三郎
七 一〇 二六		昭和三 五 二八	第一西野田 小學校長	山本米次郎
七 一〇 二六		二 五 七		大塚光正
七 一〇 二六		大正一一 五 二九		谷木儀八
七 一〇 二六		一一 五 二九		北村基之助

八 四 七	八 七 七	八 一〇 二七	曾根崎署	島田政市
八 四 七	八 七 七	八 一〇 二七	福島署警部	阿部隆輔
九 九 九	九 七 九	九 九 九	書此花區役所	坊南安次郎
九 九 九	九 七 九	九 九 九		森長三郎
九 九 九	九 七 九	九 九 九		柴田機一
九 九 九	九 七 九	九 九 九		藤井源吉
一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七	井口安之助	
一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七	福島署警部	藏内兼之助
一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七		西野五兵衛
一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七		豊田保三
一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七		中川由松
一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七		野中利三郎
一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七		北本重次郎
一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七	常務	森田伊兵衛
一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七		岡本順次
一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七	一〇 一〇 二七		大谷福松
一一 四 五	一一 四 五	一一 四 五		千畑源吉
一一 四 五	一一 四 五	一一 四 五		中川虎雄

一〇	六	一	第五野田 小學校長	松	木	岩	吉
一〇	六	一三	此花區役所 書記	笠	井	義	延
一〇	六	二四	福島署警部	淺	川	政	尊

現在ノ方面委員 (昭和拾年九月一日現在)

住	所	職	業	公	職	電話	委員別	氏	名
此花區	玉川町三丁目二八番地			軍人聯合分會 副委員長	七四〇		常務委員	森	田伊兵衛
同	玉川町一丁目六九番地			軍人聯合分會 委員長	七九七		委員	豊	田龜三郎
同	玉川町一丁目〇九番地		債券買賣業	公同委員	三九三		委員	森	長三郎
同	中江町一三一番地		質屋業	軍人會理事	四六四		委員	藤	井源吉
同	江成町一〇一番地			公同委員	六五一六		委員	西	野五兵衛
同	草開町三九番地			公同委員	四九八		委員	豊	田保三
同	玉川町三丁目二七番地			公同委員	一二七一		委員	野	中利三郎
同	大開町二丁目九番地		印刷業	軍人會評議員	一五九二		委員	中	川虎雄
同	龜甲町二丁目四〇番地		質屋業	公同委員	一三三四		委員	川	畑小藏
同	中江町五九番地		質屋業	公同委員	一一一五		委員	仲	谷彌太郎
同	江成町一四四番地		質屋業	軍人會役員	五九一七		委員	森	儀十郎
同	玉川町三丁目三六番地			公同委員	七五二		委員	濱	田種次郎

同	大開町四丁目九番地		料理業	軍人會理事	五八三七		委員	樋	野與次郎
同	江成町一二二番地		醫師	大坂市醫師會 會長、教化委員	二一四三		委員	西	起三郎
同	大開町一丁目二九番地		藥種商	軍人會理事	六〇一八		委員	柏	木潔
同	玉川町四丁目七六番地		洋紙却商	軍人會理事	二六三七		委員	坊	幸太郎
同	玉川町二丁目一一番地			軍人會理事	八一七		委員	岡	野三木造
同	龜甲町一丁目二九番地			軍人會理事	四〇九〇		委員	甘	田久吉
同	大開町一丁目一四〇番地			公同委員	四〇九〇		委員	山	本武信
同	大開町三丁目六番地			公同委員	三〇九〇		委員	遠	藤善二瓦
同	大開町二丁目三五番地			公同委員	四四二四		委員	榎	本友吉
同	茶園町四四番地			校長	八四八		委員	横	江義清
同	第一野野田尋常高等小學校		校	校長	三〇〇		贊助委員	乾	市松
同	第五野野田尋常高等小學校		校	校長	四〇六〇		贊助委員	松	本岩吉
此	花區	役	所	庶務係	六五一		贊助委員	笠	井義延
市	立西野田共同宿泊所		主	任	一〇三五		贊助委員	廣	口磯治郎
福	島	警	察	署	三二		贊助委員	淺	川政雪
此	花區	玉川町二丁目八一番地			三四		顧問	余	部市郎兵衛
同	玉川町三丁目二六番地				三三		顧問	宮	本富藏
同	草開町八六番地				六四六		顧問	藤	本八次郎

同	玉川町一丁目四六番地	大毎慈善團	囀託産婆	島澤	サダ
兵庫縣武庫郡大庄村西萩ノ戸五七〇				南條	茂
			主事補		

第六項 自創立以降 主なる日記
至昭和九年末

大正七年度

十月廿六日 當方面委員に撰定されたる委員十五名府廳舎へ召集知事より方面委員設置に關する指示ありて委員囀託狀を受領す。

十一月一日 藤本八次郎委員の紹介にて南條茂氏書記に就任す。

十一月五日 方面委員の事業實行方法につき協議のため田中(喜一郎)區會議長より今夕午後七時より西野田第一小學校に會合方通達あり、委員中より常務委員互選の結果左の三氏當選さる。

第一西野田方面 池水 恒太郎氏

第二西野田方面 廣岡 菊松氏

第三西野田方面 松本 辰三氏

續いて各部の擔當方面を定む。西野田第一方面部内は左の如し。

草開町、平松町、龜甲南之町、龜甲北之町、江成町、玉川町一・二・三丁目(但し三丁目電車道以北)、茶園町

十一月廿日 午後七時より第一西野田小學校にて委員會を開催す。書記退廳後より午後七時迄の事故に對しては小學校

長大塚委員之を處理すること等その他二件議決す。

十二月十二日 午後二時より第一西野田小學校に西野田方面委員聯合會を開催す。

十二月十七日 午後壹時小河博士及岡本屬來訪方面時務を閲覽せらる。

十二月二十八日 北區西寺町一丁目河原秀孝氏より小餅一升券四十枚寄贈さる。

十二月二十八日 河原秀孝氏寄贈小餅券各委員と協議し夫々配布す。

大正八年度

一月十日 弘濟會西野田保育所設置につき高見健一氏來訪せられ托兒の斡旋其の他につき協議を受け池水常務、藤本谷木委員共に盡力さる。

同日十九方面の増設新方面の發表あり。

三月一日 弘濟會西野田保育所開所當方面より三名托兒す。

三月卅一日 方面委員手帳制定。

五月七日 北區堂島濱通り上田楠太郎氏より施米四斗寄附受付翌八日カード家庭四十世帯に交附す。

五月二十一日 大阪府警察管轄區域變更せられ福島警察署新設同署長土井末吉氏方面委員幹事を命ぜらる。

七月七日 曾根崎警察署詰島田政市委員解囀後任として福島警察署詰阿武隆輔氏囀託さる。

七月八日 伊藤萬助氏寄贈金八十五圓七十一錢也受附。

十月十一日 南條書記腸チブスに罹り桃山病院に入院す。

十一月十五日 大正八年特別大演習觀兵式舉行せられ委員一同陪觀の榮に浴す。

十二月二十七日 大正日日新聞より歳末同情として小餅一升入袋九十七、救世軍より慰問袋十五個を寄贈せらる。

大正九年度

一月二十日 救済課を社会課と改稱せらる。

四月十五日 北野川崎方面名稱改正さる。

舊名稱	新名稱
第二北野方面	濟美第三方面
第三北野方面	濟美第五方面
第一川崎方面	濟美第二方面
第二川崎方面	濟美第四方面

四月二十三日 當方面委員山中雄輝氏解囑となり坊南安次郎氏囑託せらる。

五月二十二日 當方面常務委員囑託に關する件大阪府方面委員幹事より左記文書受付。

囑託第一西野田方面常務委員 藤本八次郎

解 囑 池永恒太郎

六月一日 月番方面規定本日より施行す。

七月九日 森長三郎、柴田機一、藤井源吉の三氏當方面委員を囑託せらる。

九月八日 龜甲南町九十一番地根來岩次郎氏より衣類十一點受付。

九月十三日 午後二時より第一西野田小學校にて當方面第一回月番方面委員會を開催す。

十一月二十六日 大阪府方面委員實施二週年記念總會を中央公會堂に於て開催せらる。

十月二十八日 方面委員幹事福島警察署長の更囑あり左記發令さる。

囑託 宮田茂穂氏 解囑 土井末吉氏

十二月二十六日 濟美第三方面經由(某氏寄贈)小餅一石五斗也受付。

十二月三十一日 午後四時より常務委員以下全員出席し以上寄附金品の配給をなし午後十一時終了、それより事務及會計の

査閲を受け午前零時四十分本年度の事務を終る。

大正十年度

一月六日 第三西野田方面廢止せられ其の區域の一部分當方面に編入さる。

一月七日 龜甲南町九三島津菊三郎氏より小兒衣類十點寄贈受付。

一月十七日 當方面委員福島警察署警部阿武隆輔氏轉任につき後任として藏内兼次郎氏當方面委員に囑託され同時に左

記の八委員にも囑託せらる。

井口安之助、西野仙太郎、豊田保三、森田四郎兵衛、中川由松、野中利三郎、北本重次郎、森田寅次郎

三月一日 貧困者葬儀無料及實費取扱に關する件大阪府内務部長より通達ありたり。

四月一日 東區内本町橋詰町大阪商品陳列所に於て大阪府衛生會主催兒童衛生博覽會開催されカード家庭に無料入場

券を寄贈せられたるにつき全カード者に配布す。

四月二十五日 委員會を開催し委員の擔當區域一部變更し左の通り分擔を定む。

玉川町一丁目 山本末次郎

同 二丁目 池永恒太郎
 玉川町三丁目 宮本富藏、北本重次郎
 玉川町四丁目 荒木徳藏
 中江町 野中利三郎、森田寅次郎、藤井源吉
 草開町 豊田保三
 茶園町 柴田機一、中川虎雄
 江成町 西野仙太郎、谷木儀八
 大開町 北村甚之助、森田四郎兵衛、豊田龜三郎
 龜甲南之町、北之町、平松町 岡本順次、長野藤吉、井口安之助
 五月十七日 財團法人大阪府方面委員後援會内務省より設立許可さる。
 六月二十八日 第二回月番方面委員會開催各方面より出席六十名、府社會課より中尾主任、小菅主事補臨席さる。
 八月四日 本日より六日迄毎日午前九時より十二時迄赤十字社支部樓上に於て方面書記講習會開催せらる。
 八月十二日 今開町二丁目岩井要次郎氏より亡妻の一週忌の志として施米一石二斗寄贈さる。
 八月十九日 山葉子廢止同盟會發會につき西野田聯合方面委員會を第二西野田小學校にて開催し來る九月一日より實施
 と可決し發起人は役所關係を除きたる方面委員全部とすることも可決さる。
 十一月四日 本日より四日間中央公會堂に於て全國第六回社會事業大會を開催せられ藤本常務委員接待係として連日出
 席斡旋せらる。

十一月十一日 玉川町二丁目畑治一氏より金百五十圓寄贈せらる。
 十二月二十一日 西九條下ノ町古林熊吉氏より白米五升叁百三十八枚(六石九斗)寄贈せらる。
 十二月二十九日 下福島小林歌氏より施餅一斗寄贈せらる。
 十二月三十日 午後六時より藤本常務委員以下八委員の應援を得て前記寄贈品全カード者に配給午後十一時三十分終了す

大正十一年度

一月十四日 物價調節を目的とする官行木炭廉賣の件常務委員會に於て可決され其の第一回配給數量百七十俵を收受す
 二月廿四日 草開町八尾候太郎氏より金壹百圓也寄贈せらる。
 五月十二日 東京市方面委員山崎金五郎氏、林田嘉吉兩氏事務視察のため來訪せらる。
 川畑小藏氏當方面委員を囑託せらる。
 五月二十九日 中江町高橋仁兵氏より金壹百圓也寄贈せらる。
 七月十八日 囑託西野田第一方面委員 岸上松一、北島半兵衛、福田伊三郎、仲谷彌太郎、森儀十郎、濱田種次郎、樋
 野與次郎、川崎貞一
 九月二日 福島警察署詰委員更囑 囑託警部小田馨氏、解囑警部補藏内兼次郎氏。
 九月十八日 濟生會大阪府病院新館落成、本日より收容開始す。
 十一月七日 第二回方面委員總會を中央公會堂にて開催せらる。

大正十二年度

一月十日 草開町豊田保三氏より救濟資金として金五十圓也寄贈せらる。

二月十四日 玉川町一丁目産婆島澤サダ氏大毎慈善團より同團産婆を囑託せられ當方面區域を擔當せらる。
 三月二十五日 第四回月番方面委員會を第五野田小學校に於て開催す。
 五月十七日 當方面委員野中利三郎氏より金五十圓也寄贈受付。
 七月七日 玉川町古谷松太郎氏より金壹百圓也寄贈受付。
 八月十一日 森田常務代理委員岐阜縣社會事業視察のため出張せらる。

大正十三年度

二月二日 中央公會堂に於て庶民信用組合貯金表彰式を舉行せらる。當方面個人表彰として江成町奥田保吉氏表彰せらる。
 三月廿九日 兵庫縣社會課井上寅次郎氏事務視察の爲來訪せらる。
 四月七日 第三回大阪府方面委員總會大手前高等女學校に於て開催當方面全員參列す。
 十一月二十五日 午後六時より第二野田小學校に於て西野田聯合社會事業研究會を開催當方面全委員出席す。
 十二月三十日 本年度歳末同情金品の配給をなす。尙現況撮影のため慈善新報社大阪都新聞社より寫眞班來所せらる。

大正十四年度

二月十三日 午後二時より第五野田小學校に於て第六回月番方面委員會開催す、當日栃木縣保導委員十二氏の參聽ありたり。
 △玉川町一丁目森長三郎委員より金壹百五十圓也救恤費として寄贈せらる。
 三月廿四日 京都大阪滋賀二府一縣第一回方面委員聯絡會滋賀縣廳內縣會議事堂に於て開催せらる。

四月二日 方面制度創設の功勞者法學博士小河滋次郎先生本日逝去せらる。
 五月十三日 本日より四日間東京芝公園地増上寺大殿を會場とする第七回全國社會事業大會に當方面委員九氏及び南條書記出席す。

八月廿六日 西野田第一方面 常務委員方面委員 解囑 藤本八次郎
 西野田第一方面 常務委員 囑託 森田寅次郎

十月十日 大阪市立市民病院開院さる。
 十二月二十九日 歳末同情金品午後一時より各委員に分配委員より擔當カード者家庭に配給す。

大正十五年 昭和元年 年度

一月四日 本日より第七回月番方面に入る。
 一月廿七日 玉川町三丁目尾寅之助氏より金壹百圓也救恤費中へ寄贈せらる。
 二月二日 午後八時より當方面事業後援會發會式舉行す。
 三月六日 信用組合貯金優良表彰式を中央公會堂に於て舉行せられ、當方面八等賞の表彰を受け當方面片山辰吉貯金優良者として表彰せらる。
 五月八日 大阪市窮民救助規定及同施行細則を定めらる。
 六月四日 森田常務委員常務會一行と共に岡山縣香川縣社會施設見學に出張せらる。
 六月十八日 大阪府立保嬰館開館す。
 十月十二日 高知縣社會事業主事生城重龍氏事務視察のため來訪せらる。

十月十四日 第一西野田小學校講堂に於て當方面主催第一回家族慰安會を開催す。
 十月廿五日 滋賀縣主催近畿方面補導委員聯合會開催され森田常務委員出席せらる。
 十一月廿二日 栃木縣補導委員四名事務視察のため來訪せらる。
 十二月廿四日 聖上陛下御平癒祈願正午全委員事務所集合徒歩にて七社に祈願のため參拜す。
 戎神社、天滿宮、御靈神社、浪速神社、座摩神社、高津神社、生國魂神社
 十二月廿九日 上田學務部長、森下社會課長、牧野囑託、前田囑託、小菅幹事、大北幹事歳末配給狀況視察のため來訪せらる。

昭和二年度

二月五日 當方面事業後援會第二回總會を開催、府社會課より牧野、小菅幹事出席せらる。
 三月五日 常務委員會東京市社會施設視察團に森田常務委員參加上京せらる。
 三月十七日 信用組合第三回表彰式を實業會館に於て舉行さる、川畑委員擔當杉原文市君表彰の選に入る。
 三月廿四日 愛知縣方面委員桑原藤太郎氏外五委員事務視察のため來訪せらる。
 四月十六日 大阪社會事業聯盟總會に森田常務、柏木、豊田、余部委員出席せらる。
 六月十一日 第一西野田小學校講堂にて第二回家族慰安會開催す。
 七月十五日 京都府伏見公會堂に於て二府三縣方面補導委員聯合會開催せられ森田常務委員出席せらる。
 十月廿一日 午後七時より圓満寺に於て方面關係者第三回追弔會執行す。
 十二月廿五日 大阪毎日新聞慈善團小額生業資金貸附規程制定せらる。

十二月卅日 午後一時より全委員召集、昭和二年度歳末同情金品の配給をなす。府社會課より社會事業主事補豊田三之助氏視察來訪せらる。

昭和三年度

一月十八日 野中利三郎氏より金貳百圓也、西野田第一、第二方面に寄贈せらる。
 一月廿四日 知事官舎別館にて信用組合理事會開催せられ森田常務出席せらる。
 三月十二日 長野縣社會事業主事濱田修藏氏他六氏事務視察のため來訪せらる。
 三月十六日 第五回庶民信用組合優良貯金者表彰式舉行され當方面より玉川町三ノ三六小林てる表彰せらる。
 五月十九日 大開町一丁目森田四郎兵衛氏より救恤費として金壹百圓也寄贈せらる。
 七月廿五日 玉川町一丁目奥田作兵衛氏より救恤金として金五拾圓也寄贈せらる。
 七月廿八日 ブラジル大使館員南條榮氏を聘し懇談會を開催す。
 八月二十日 委員長尾幸治氏解囑、新たに伊藤眞道氏囑託せらる。
 九月三日 玉川町二丁目古谷松太郎氏より方面救恤費として金壹百圓寄贈さる。
 十月十三日 午後六時より極樂寺に於て第四回追弔會を執行す。
 十月十六日 森田常務委員天王寺公園に於ける大阪府地方饗饌に御召の光榮に浴す。
 十一月二十八日 長崎縣方面委員十八名當方面事務視察せらる。
 十二月二十二日 玉川婦人會より金七拾五圓也寄贈せらる。
 十二月二十七日 木谷義明氏より金參拾圓也寄贈せらる。上福島北三丁目石原晋次郎氏より餅米壹斗寄贈受付。上福島北四

丁目松江幸氏より白米五升寄贈受付。西淀川區塚本町原ヌイ氏より白米五斗二升寄贈受付。玉川町三木幾藏氏より小餅一升入百八十袋及阿彌陀經百八十冊寄贈せらる。
十二月二十九日 港區八幡通壽屋より小餅四斗也寄贈せらる。歳末同情金品本日配給す。

昭和四年度

一月廿一日 第八十九回委員會開催。乾委員病臥中につきその見舞を豊田、森長、濱田、野中委員に依頼し當方面事業後援會總會の件等につき協議す。
三月 四日 午後七時より當方面後援會役員會を開催し昭和四年度收支豫算を審議し總會の日時を決定す。
三月 九日 大阪乳兒保護協會に於て西野田方面に小兒保健所設置場所選定方の命を受け江成町を適當と認め報告す。
三月十四日 午後七時より當方面事業後援會第四回總會を開催す。
五月 七日 森田常務委員以下全委員及婦人會等の應援を得て保嬰館主催巡回講演會を開催す。
五月廿八日 廣島市社會課藤川正己氏事務視察せらる。
六月 四日 天皇陛下大阪に行幸森田常務委員（全常務委員一同）特別拜謁を賜はる。
南條書記大阪市廳舎に於て盛花瓶華を謹挿す。
六月十七日 第四回家族慰安會開催全委員應援來賓七十八名カード家族六百八十餘名出席し盛大を極む。
六月廿九日 大阪府方面委員創設十週年記念總會を中央公會堂に於て舉行せられ當方面委員山本米次郎氏勤續委員として表彰せらる。
七月十二日 堺市社會課住友茂章氏堀畑常務委員以下六名當方面事務視察のため來訪せらる。

九月二十日 西起三郎氏より救恤費として金貳百圓也寄贈せらる。
十月 三日 森田常務委員豊田龜三郎、西野五兵衛、仲谷彌太郎、委員當方面後援會會長余部氏外三名同伴午前九時發朝
鮮視察に出張さる。

十月廿四日 昭和四年度追弔會を圓満寺にて執行す。
十月廿八日 第十一回月番方面委員會開催す。
十一月十三日 東京市明治神宮外苑日本青年館に於て第二回全國方面委員大會開催南條書記參會せらる。
十一月十五日 龜甲町二丁目三澤伊八氏より金五十圓也寄贈せらる。
十一月十六日 森田常務委員饗饌を賜る。
十二月 五日 大阪府實業會館にて近畿社會事業大會開催せらる。
十二月二十一日 前日と本日と本日に涉り入院患者歳末慰問を行ふ。
十二月二十九日 午後より全委員參集同情寄附物品を配給表により各委員分配各委員より擔當カード者に夫々配給す。

昭和五年度

一月十八日 新設十一方面設置せらる。
二月十一日 當方面書記南條茂氏大阪府社會事業功勞者として大阪府より表彰せらる。
三月廿一日 當方面後援會第五回總會を開催し府より牧野幹事出席せらる。
八月 五日 本日より當方面區域内社會調査始まる。
十月 一日 第二回國勢調査施行森田常務委員以下全員調査員として活躍す。

十月廿一日 昭和五年度追弔會極樂寺に於て執行せらる。
 十一月五日 救護法實施促進大阪府方面委員大會を實業會館に於て開催す。
 十二月八日 大開町二丁目松下幸之助氏より金貳百圓也寄贈せらる。
 十二月九日 玉川町二丁目余部ユキ氏より衣類約三十點寄贈せらる。
 十二月廿九日 午前十一時全委員集合本年度歳末同情金品の配給をなす。

昭和六年度

一月六日 森田常務委員嚴父伊兵衛氏の金婚記念として救恤費金壹百圓也寄贈せらる。
 一月十四日 第一百十八回委員會開催、本月五日腸ナプスと決定され桃山病院に入院せし南條書記の件につきこれを公務
 疾病と認め府社會課に報告す。
 五月二十八日 故法學博士小河滋次郎先生並に方面關係物故者追悼會東區内本町四丁目津村別院に於て執行せらる。
 六月四日 東區府立實業會館にて第十二回近畿方面委員聯絡會開催せられ森田常務出席せらる。
 八月十五日 故森田伊兵衛氏供養として森田寅次郎氏より白米五十俵寄贈せられ夫々西北九方面に分配す。
 九月九日 森田常務委員先代伊兵衛を襲名せらる。
 九月廿九日 玉川町中藤三郎氏より西野田第一、第二方面に金參百圓也寄贈せらる。
 十月廿九日 昭和六年度追弔會、圓滿寺に於て執行す。
 十一月廿一日 定期委員會開催後援會々則第五條による役員を左記の通り推薦す。

會長 余部 市郎兵衛氏 會計 豐田 龜三 郎氏
 會計監事 古谷 松太郎氏 理事 宮本 富藏氏

理事 高橋 仁兵衛氏
 十一月三十日 當方面委員更囑あり

囑託 山本 武信氏 解囑 大谷 福松氏
 囑託 遠藤 善二良氏 解囑 千畑 源吉氏

十二月二十九日 全委員召集歳末同情金品の配給をなす。

昭和七年度

一月一日 本年度より救護法施行實施せらる。
 一月二十七日 軍事救護法施行細則大阪府より受附。
 二月四日 玉川町二丁目余部市郎兵衛氏より救恤金として金壹百圓也寄贈せらる。
 三月廿五日 全國方面委員聯盟發會式に大阪府代表として森田常務委員出席方を指名せられ午後七時發列車にて上京せ
 らる。
 六月廿一日 森田常務委員大阪府方面常務會幹事に推薦せらる。
 八月廿七日 玉川町一丁目中野正平氏より金五百圓也當方面救恤費として寄贈せられ内金壹百圓也第二西野田方面に分
 與す。

十月六日 昭和七年度追弔會を玉川町極樂寺に於て執行す。
 十一月十二日 森田常務委員大阪城内大本營に天機奉伺參向。
 十一月十四日 當方面委員左記六名陸軍大觀兵式陪觀の光榮に浴せり。

森田 伊兵衛 野中利三郎 遠藤善二良
川畑 小藏 岸上松一 榎本友吉

十二月廿六日 大阪朝日新聞社會事業團より歳末同情金品持参せらる。

一金三百〇七圓也 お歳暮

一金壹百二十九圓也 白米代

十二月二十九日 全委員參集顧問林市藏氏より講話ありて後各委員擔當區域の配給を開始午後十時終了す。

昭和八年度

三月十八日 中央公會堂に於て大阪府方面委員總會及び大阪府方面委員聯盟結成式舉行す。森田常務出席す。

五月廿一日 西野田第一方面カード家庭慰安會を開催す。

六月廿一日 常務員一行は栃木、埼玉兩縣下方面事業視察旅行の途に上る。

六月廿四日 東京家庭學校長牧野虎次氏、同志社大學教授竹中勝夫氏兩名及び同大學生十名西野田第一方面を視察に來る。

八月十三日 藤澤社會課長令閏十日逝去せられ本日各方面常務委員葬儀委員となり天王寺南門超福寺に於て告別式執行す、當第一方面よりは森田常務出席す。

十月一日 第十七回近畿方面委員聯絡會を和歌山市公會堂に於て開催さる。

十月九日 中央公會堂に於て第四回全國方面委員會開催、午前十時開會式、引續き協議會を舉行す。午後一時より知事官會別館庭前に建設の故小河滋次郎先生頌德碑除幕式舉行、全國各府縣代表者參列、當事務所より森田常務出席。

十月廿六日 西野田第一方面追悼會を執行す。各委員出席す。

十二月三十日 午後一時全委員當事務所に集合、歳末同情金品を各委員擔當區域カード家庭に配給す。

昭和九年度

二月十七日 當方面後援にて（兒童愛護の諸問題）と題し賀來主事の講演會を開催す。聴衆人員約七百名の盛事。

二月廿一日 内務省社會局小澤一先生當方面を視察せらる。

二月廿七日 埼玉縣社會事業主事補中村禰氏、同澗見啓成氏外委員八名當方面事務視察せらる。

三月十九日 南條主事補、命に依り山口縣廣島縣の社會事業視察の爲め出張し同月二十四日歸阪す。

三月廿五日 北海道函館市大火災に對し委員會を召集し金壹百五圓也を義捐す。

四月廿一日 内務省に於て全日本方面委員聯盟代議員會開催せられ森田常務委員出席の爲め上京す。

四月三十日 廣島縣方面委員宇根實氏外五名、及び徳島縣屬一宮義氏、小菅主事に同伴せられ當方面を視察せらる。

六月五日 高知縣下社會事業視察のため森田常務委員出張せらる。

六月十日 昭和九年度全カード者慰安會を築港花壇に開催す。

七月十六日 林顧問の紹介にて鷺尾勘解治氏當方面事務を視察せらる。

七月十七日 當方面委員岸上松一氏住居異動の爲辭表提出中の處本日解囑せらる。

七月廿一日 此花區救護事務懇談會開催せられ森田常務委員南條主事補出席す。

九月六日 全日本方面委員聯盟清浦會長主催、後藤内務大臣以下内務省主腦部招待會の席上、大臣に展示すべき大阪府方面委員事業の資料取纏めにつき林顧問より南條主事補に下命さる。

九月十五日 内務大臣に展示すべき大阪府方面委員事業の資料を東京中央社會事業招待會宛發送す。
 九月十六日 小管主事に引率せられ森田常務委員、南條主事補上京す。
 九月十八日 東京工業俱樂部に於て内相招待會開催せられ左記出席
 後藤内相、大森政務次官、丹羽事務次官、橋本參與官、狭間秘書官、橋本秘書官、赤木社會局長官、藤野保護課長
 十二月十九日 當方面委員七名赤十字病院、市民病院、慈惠病院、及び授産場、保育部に收容中の者を慰問す。
 十二月二十日 當方面委員十名弘濟會事務所に收容中の者を慰問す。
 十二月二十九日 歳末同情金品配給、藤澤社會課長、渡邊主事補と共に視察せらる。

第七項 處理 狀況

相談指導 (自創設以降至昭和九年末) 取扱件數二、七九四件、生活上、育兒上、戶籍上、家事上、人事上、衛生上
 保健治療 (大正七年十月ヨリ昭和九年末迄) 取扱件數一二、七二六件、濟生會治療券交附、特別治療券交附、赤十字
 治療券交附、保嬰館治療券交附、日本生命濟生會治療券交附、市立健康相談所治療券交附、山縣眼科治療券交附、荒谷
 齒科治療券交附、日生病院治療券交附、病床慰問、入退院取扱、大毎助産券交附、救護法に依る醫療券交附、
 育兒獎學 取扱件數五一九件、育兒委託、就學勸說、學用品給與、轉校取扱
 周旋紹介 取扱件數九九七件、葬儀轉旋、遺骨引取方紹介、就職轉旋、歸國世話、產院紹介、就學轉旋、内職轉旋、
 產婆紹介、奉公世話
 戶籍整理 (創立昭和九年末)、取扱件數一、〇一二件、寄留届、出生届、死亡届、婚姻届、内縁整理、失踪届

金品給貸與 (創立以降昭和九年末) 取扱件數九、八〇五件、應急救護金交附、就業輔導資金交附、施米支給、葬儀費補
 助、生活費補助、醫療費補助、一時救護金支給、香奠贈與、眼鏡支給、歸國旅費支給、入院治療費補助、大毎生業資金
 交附、入院患者附添費交附、大朝一時應急救護金交附、病氣見舞金交附、行商資金貸與、歳末同情金品交附
 其の他 (創立以降昭和九年末)、取扱件數七、〇八六件、徵兵臨時願、貧困證明、扶養交渉、軍事救護申請、火葬
 料免除申請、戶籍謄本申請、應急救護金申請、救護法居宅救護申請、救護法收容救護申請、乘船賃引證交付、慰安會
 開催、追弔會執行、取扱總件數三四、九九四件

第八項 カード登載世帶數

自創設以降至昭和九年末、登載總數一、七四〇

大正七年度		大正八年度		大正九年度		大正十年度		大正十一年度		大正十二年度	
種別	戸數	種別	戸數	種別	戸數	種別	戸數	種別	戸數	種別	戸數
第一種	一〇	第一種	一九	第一種	一六八	第一種	一八七	第一種	七	第一種	二五
第二種	三七	第二種	一八七	第二種	四七	第二種	一〇〇	第二種	二一〇	第二種	二三五
合計	四七	合計	一九八	合計	一八七	合計	一〇〇	合計	二一〇	合計	二三五
第一種	四	第一種	七	第一種	三	第一種	一	第一種	一	第一種	一
第二種	三一	第二種	九三	第二種	三五	第二種	九九	第二種	二一〇	第二種	二三五
合計	三五	合計	九九	合計	三六	合計	一〇〇	合計	二一〇	合計	二三五
第一種	一三	第一種	二五	第一種	一三	第一種	一四	第一種	一四	第一種	一四
第二種	五四	第二種	二一〇	第二種	五四	第二種	六四	第二種	一四	第二種	一四
合計	六七	合計	二三五	合計	六七	合計	七四	合計	二四五	合計	二四五

大正七年度
カード登録原因
老衰 孤獨

大正七年度
カード削除理由
生活 向上

第九項 カード登録原因及削除理由

昭和九年度	昭和七年度	昭和五年度	昭和三年度	大正十五年度	大正十三年度	昭和十四年度
合第一種計	合第一種計	合第一種計	合第一種計	合第一種計	合第一種計	合第一種計
一三五	一三八	一三〇	一四三	一一八	八九	一〇一
二二四	二八八	三六四	四四九	三三五	二五八	三〇一
三六一	三七六	四二九	四九〇	三七三	三〇一	三〇一
昭和八年度	昭和六年度	昭和四年度	昭和二年度	昭和十四年度		
合第一種計	合第一種計	合第一種計	合第一種計	合第一種計		
一七五	一〇二	一三五	一四八	一一六		
二七五	二七二	三三五	四二七	四三六		
三六一	三二二	四二七	四九〇	五〇七		

大正八年度

カード登録原因

世帯主死去	一
世帯主疾病	一四
世帯主收監	三
世帯主不具	二
家族疾病	七
家族入替	一
收入僅少	一五
合計	四七

カード削除理由

事故完済	四
歸外轉居	三
區外轉居	九
轉居不明	九
死亡	四
合計	四七

大正九年度

カード登録原因

カード登録原因

收入僅少	一九
世帯主疾病	三九
家族疾病	三五
戶籍整理	一
合計	九四

カード削除理由

生活向上	二〇
事故完済	一八
歸外轉居	一六
區外轉居	一三
轉居不明	二二
死亡	五
合計	九四

世帶主疾病 一六
 家族疾病 一
 世帶主死亡 一
 收入僅少 二
 合計 三五

大正十年度

カト下登載原因
 老衰孤獨 三
 世帶主疾病 一八
 家族疾病 二四
 收入僅少 一二
 家族不入營 二
 世帶主不具 一
 家族不具 一
 世帶主家出 二
 家族家出 一
 合計 六四

生活向上 三
 事故完濟 一〇
 區外轉居 四
 轉居不明 〇
 歸國 六
 死亡 二
 合計 三五

カト下削除理由
 事故完濟 二〇
 生活向上 七一
 歸國 四
 區外轉居 七
 轉居不明 二
 死亡 二
 保護中 三
 合計 六四

大正十一年度
 カト下登載原因
 老衰孤獨 四
 世帶主疾病 三三
 家族疾病 一八
 世帶主不具 一
 家族不入營 二
 收入僅少 七
 世帶主家出 一
 家族收監 一
 合計 六七

大正十二年度
 カト下登載原因
 老衰孤獨 二
 世帶主疾病 八
 家族疾病 二
 收入僅少 二
 合計 一四

カト下削除理由
 生活向上 六
 事故完濟 三六
 區外轉居 六
 轉居不明 一〇
 死亡 四
 合計 六七

カト下削除理由
 事故完濟 六
 區外轉居 二
 生活向上 一
 轉居不明 四
 歸國 一
 合計 一四

大正十三年度

カ下登録原因

老衰	世帯主疾病	世帯主死亡	家族疾病	収入僅少	戸主入營	家族入營	合計
六	三七	三	三四	六	二	一	八九

大正十四年度

カ下登録原因

老衰	世帯主死亡	世帯主疾病	世帯主不具	家族疾病	家族死亡	家族不具	世帯主收監
七	二	五六	三	四一	二	二	一

カ下削除理由

生活向上	事故完済	歸國	區外轉居	轉居不明	死亡	合計
五	三六	一四	八	二一	五	八九

カ下削除理由

生活向上	事故完済	歸國	區外轉居	轉居不明	死亡	合計
四	四三	一六	九	三〇	一四	二六

大正十五年

カ下登録原因

老衰	世帯主死亡	世帯主疾病	家族疾病	世帯主不具	世帯主入營	家族入營	収入僅少	家族出	合計
四	二	六〇	四〇	一	三	二	四	二	一一八

昭和二年度

カ下登録原因

老衰	世帯主疾病	世帯主孤獨
二	六五	二

カ下削除理由

生活向上	事故完済	歸國	區外轉居	轉居不明	死亡	合計
二	四二	一七	一一	二九	一七	一一八

カ下削除理由

生活向上	事故完済
五	六九

昭和三年度

合	世	收	世	家	世
計	帶	入	帶	族	帶
	主	僅	主	疾	主
	入	少	入	病	疾
	營	出	營	病	病
一四八	二	三〇	一	四八	

カード登載原因

昭和四年度

合	老	世	世	收	家	世
計	衰	帶	帶	入	族	帶
	孤	主	主	僅	疾	主
	獨	家	入	少	病	疾
		出	營			病
一四三	三	二	二	一七	四四	七五

カード登載原因

昭和五年度

合	家	家	老	收	家	世
計	族	族	衰	入	族	帶
	家	入	孤	僅	疾	主
	出	營	獨	少	病	疾
						病
一三五	二	一	七	二〇	四九	五六

昭和六年度

合	家	老	收	家	世
計	族	衰	入	族	帶
	入	孤	僅	疾	主
	營	獨	少	病	疾
					病
一三〇	二	五	三四	四八	四一

昭和三年度

合	保	死	轉	區	歸	事	生
計	護	亡	明	居	國	濟	上
一四八	三	一五	二八	一六	一二		

カード削除理由

昭和四年度

合	保	死	轉	區	歸	事	生
計	護	亡	明	居	國	濟	上
一四三	四	一八	三一	一五	一三	四九	一三

カード削除理由

昭和五年度

合	保	死	轉	區	歸	事	生
計	護	亡	明	居	國	濟	上
一三五	一	八	二〇	二一	一一	七〇	四

昭和六年度

合	保	死	轉	區	歸	事	生
計	護	亡	明	居	國	濟	上
一三〇	六	八	二〇	一五	八	七二	一

カード登載原因

世帯主疾病	四三
家族疾病	三一
老衰孤獨	八
收入僅少	一九
家族入營	一
合計	一〇二

昭和七年度

カード登載原因

世帯主疾病	七四
家族疾病	三六
收入僅少	一七
老衰孤獨	三
世帯主入營	二
合計	一三二

昭和八年度

カード削除理由

生活向上	一
事故完済	五八
歸國	七
區外轉居	九
轉居不明	一〇
死亡	二
保護	四
合計	一〇二

カード削除理由

生活向上	一一
事故完済	九四
歸國	二
區外轉居	五
轉居不明	六
死亡	一一
保護	三
合計	一三二

カード登載原因

老衰孤獨	五
世帯主疾病	六三
家族疾病	二八
收入僅少	二一
家族入營	二
主帯主入營	三
合計	一二二

昭和九年度

カード登載原因

世帯主疾病	七二
家族疾病	四六
老衰孤獨	五
收入僅少	一〇
家族入營	二
合計	一三五

カード削除理由

事故完済	五八
生活向上	六
歸國	六
死亡	一七
轉居不明	九
區外轉居	六
保護	二〇
合計	一二二

カード削除理由

事故完済	四六
死亡	一九
區外轉居	三
轉居不明	二
救護停止	一
生活向上	六
保護	五八
合計	一三五

第三章 修養團體

第一節 玉川婦人會

第一項 創立

辻徳光氏を講師とする割烹講習會は我郷土に於ける婦人の集りとしては有力なものであつた、其の會員として平素より熱心に研究されて居た、田中キク女史並に中野スエ女史は婦人の修養機關として婦人會を創立せんものと思ひ立ち、東奔西走されること三ヶ月、兩女史の熱心と卓見と趣旨の立派なる企てとは相俟つて多數の賛同者を得、發起人會、幹事會の開催となり、大正十四年十一月一日、輝しき前途を持つ我が玉川婦人會は、見事な發會式を擧げたのであつた、茲に兩女史の苦心も聊なりとも報ひられた感がないでもない。

發會式 當日

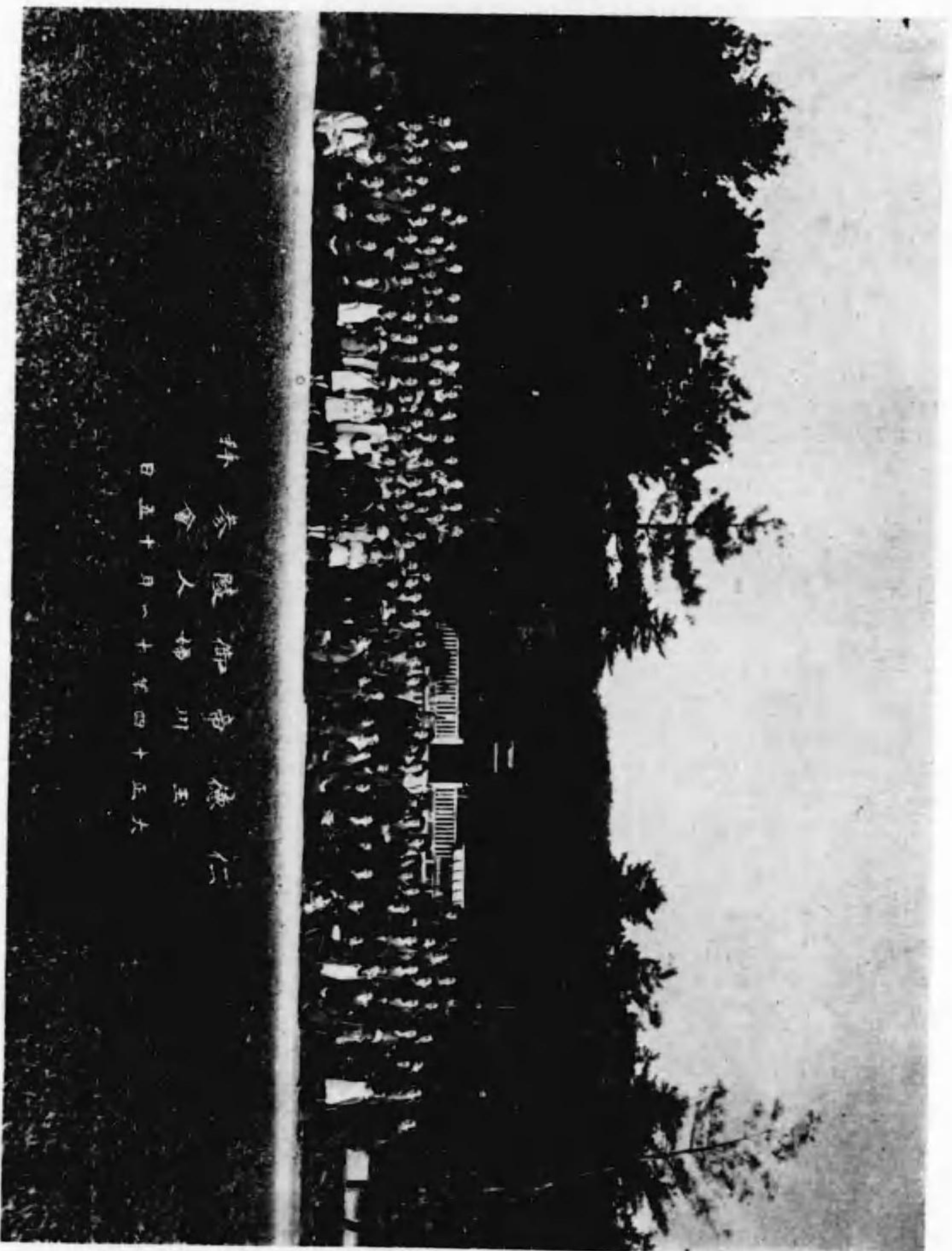
重なる來賓

此花區長 區會議員 田中喜三郎、區會議員 高木正明、校醫 山本茂

市社會教育主事 長山 貞 等々の諸氏

當日の協議會 (座長田中キク女史)

- 一、集りの通知を受けた際は互ひに誘ひ合せて出席する事
- 二、時刻を違へぬ様にする事
- 三、お互ひに服装は平常着のまゝで集る事



林 參院御帝徳仁

會人婦川玉

日五十月一十午四十五大

念記拜參院御會人婦川玉

四、差別的の言葉遣を止めて平等な言葉を用ふる事

當日の詮衡委員會

常任幹事を詮衡決定したのであるが次の諸女史が就任する事になった。

田中キク

中野スエ

西五辻(白谷)春枝

豊田貞子

余部ユキ

泉隆

高木敏子

感謝状

玉川婦人會

大正十四年十二月廿七日當府方面
委員西野田某二方面ニ對シ救
恤ノ資トシテ斜ニ石寄附相成
奇持至ニ有之茲ニ感謝ノ
意ヲ表シ候也

大正十五年一月二十二日

大阪府知事 中川 登

感謝状

玉川婦人會

昭和三年五月五日當府方面
委員西野田某二方面ニ對シ救
恤ノ資トシテ金五拾圓寄附相成奇
持ノ至ニ有之茲ニ感謝ノ意ヲ
表シ候也

昭和三年五月五日

大阪府知事 力石雄一郎

第二項會

則

- 一、本會ハ大阪市此花區玉川婦人會ト稱シ事務所ヲ第一西野田小學校内ニ置ク
- 二、本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
 - 1、普通會員
 - 2、特別會員
 - 第一西野田小學校通學區内在住ノ婦人ノ有志者及ビ本會ノ趣旨ニ賛同シタル婦人ヲ以テ組織ス
 - 第二西野田小學校女子職員
 - 3、名譽會員
 - 本會ニ功勞アリタル者ニシテ總會ニ於テ承認ヲ經タルモノ
 - 三、本會ハ婦人トシテノ修養ヲナシ家庭ノ改善ヲ圖リ、兼テ會員相互ノ親睦ヲ保チ進ンデハ社會奉仕ヲナス
 - 四、本會ノ目的ヲ達スル爲ニ左ノ事業ヲナス
 - 1、講習會及ビ講演會ノ開催
 - 2、社會見學及ビ旅行會ノ開催
 - 3、趣味ノ向上ヲ圖ル諸會ノ開催
 - 4、生活改善ノ研究及實行
 - 5、社會奉仕
 - 6、他ノ教育教化ヲ目的トスル團體トノ連絡
 - 五、本會ニ左ノ役員ヲ置ク (第三項参照)

- 六、役員ハ左ノ方法ニヨリ之ヲ定ム
 - 1、役員ハ總會ニ於テ會員中ヨリ選舉ス
 - 2、常任幹事ハ役員中ニテ互選ス
 - 3、時宜ニ應ジテ役員ヲ増減ス
 - 七、役員ノ任期ハ一ケ年トス
 - 但シ再選スルヲ妨ゲズ
 - 八、會務ハ常任幹事ニ於テ之ヲ處理ス
 - 九、會務遂行其他ニ就イテ必要アル場合ニハ幹事會ヲ開催ス
 - 十、總會ハ毎年一回之ヲ開キ豫算決算ノ承認役員選舉及必要ナル事項ノ報告並ニ決議ヲナス
 - 但シ必要ナル時ハ臨時總會ヲ開催スル事アルベシ
 - 十一、本會ノ經費ハ會費及寄附金ヲ以テ之ニ充ツ
 - 十二、會費ハ一ケ月金參拾錢トス
 - 但シ特別會員及名譽會員ヨリハ會費ヲ徵集セズ
 - 十三、前項ノ外講習會、講演會及ビ其他ノ諸會ヲ開催スルニ當リ場合ニヨリテハ別途講習料其他ノ實費ヲ收受スルコトアル

- 十四、會員ニシテ會費滞納六ヶ月以上ニ及ブトキハ退會シタルモノト見做ス
- 十五、退會者ハ理由ノ如何ニ拘ラズ既納ノ會費ハ一切之ヲ返還セス
- 十六、本會則ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラザレバ改廢修正スルコトヲ得ズ

第三項 現勢並に役員

- 一、會員 數 一三〇名内外
- 一、名譽會員 一 名
- 一、特別會員 一六 名
- 一、役員

- 會長 田中 キク
- 副會長 中野 スエ 西五辻(白谷)春枝
- 會計 豊田 貞子 泉 隆
- 庶務 高木 敏子 長樂 シカ
- 幹事 谷 富子 豊田美代子 豊田 リヨ 扇谷 コマ 高木 京子 田中 民枝
- 中 孝子 念佛四音子 森 ワガ 森田 テル 草加久米子 山本 タマ
- 畑布 美子 濱田みさを 島澤 サダ 北本 末乃 平井千枝子 西谷 花代
- 余部 英子 余部千代子 余部 ゆき 柴田 イシ 長谷川この 田中 ぬい

河崎 千代 田堀ます子 神波 大野しづ子 (順序不同)

- 一、資産 基金 八百圓(大阪貯蓄に定期預金)
- 經費 一ヶ年約八百五拾圓位
- 維持方法 會員の會費並に篤志家の寄附に依る

第四項 本會の事業

事業

毎月一、二回の幹事會及び緊急事項ある毎に會合し、事務遂行に關しての打合せ及處理をなす、其の事業の重なるものを擧げる。

一、講習會及講演

- 主婦の任務 家庭教育 實踐倫理 兒童心理學 家庭經濟 和洋裁縫 小兒簡單服 ミシン裁縫 衣服の整理保存 染色法 絞 汚點拔法 和洋洗濯法 湯のし 洗張法 編物 刺繡 リボン刺繡 和洋料理 食物の貯藏法 嬰兒の飲食物 滋養物病人の食物 清涼飲料 簡易製菓 文化住宅 室内裝飾法 遺傳 胎教 妊婦の心得 分娩前後の心得 母乳と牛乳 嬰兒の取扱 育兒の心得 傳染病の豫防及手當 消毒法 救急法 マッサージ 看護法 珠算 家計簿記 文化什器 家庭醫學 通俗法規 文化燃料 和洋作法 日用品の鑑定法 手紙の書方 時事問題等
- 一、社會見學及旅行

- 乳兒院 產院 託兒所 盲啞學校 養老院 慈惠院 修德館 紡績工場 電話局 化粧品工場 新聞社 其他工場會社

- の見學 御陵巡拜 神社佛閣の參拜 等
- 一、趣味の向上
- 和洋各種音樂會 談話會 生花會 茶の湯試食會 書畫會 盆裁 和歌 俳句 寫眞 幻燈 活動寫眞會
- 一、社會改善
- 節約實行 服裝改良 時間勵行 能率增進 虛禮廢止 公德養成 陋習打破
- 一、社會奉仕
- 敬老會 女中會 慈善事業 講演會 諸種の宣傳

種別	大正		昭和		昭和		昭和		昭和		昭和	
	十四年度	十五年度	一年度	三年度	四年度	五年度	六年度	七年度	八年度	九年度		
講演及講話	一	一	三	二	二	二	一	一〇	五	一		
割烹ニ關スル講習	一	二	二	一	二	一	四	三	一			
裁縫及手藝ノ講習		三	一	二				四				
洗濯及染色講習		三										
湖東流盆景ノ講習										二	九	
救急法ノ實習												二
育兒相談會		一	一									
映畫ノ會及慰安會			一		一	二	一		一	八		

第五項 本會の沿革

大正十四年十二月六日 午後八時二十分皇孫殿下御誕生ノ報ヲ聞クヤ常任幹事五名ニテ、各幹事、花賣ヲナシソノ純益金ニテ餅ヲツキ極貧民ニ配布ス。

大正十五年十二月一日 聖上陛下御平癒祈願ノ爲、玉川婦人會幹事及會員二五名、我神社ニ參拜、神主ト共ニ赤心ヲコメ祈願ス。

昭和二年三月十日 奥丹地方震災義捐金募集ノタメ、幹事戸別訪問ヲナシ、二日間ニ同情金六〇〇圓ヲ得、即チ内五〇〇圓ヲ此花區役所ニ一〇〇圓ヲ大阪市聯合婦人會ニ寄託ス。

昭和二年十二月十九日 方面委員ヨリ細民ノ窮狀ヲ聽取シ、語ル者、聞ク者共ニ感涙、早速西野田有志ノ同情ニスガリ、幾分ノ寄贈ヲナス(二〇一圓四〇錢、衣服三〇點ノ寄贈ノ内、現金一八六圓及衣服三〇點ハ西野田第一方面ニ、其ノ分配方ヲ依頼シ、殘金一五圓四〇錢ヲ以テ、玩具購入ノ上大阪府立保嬰館ニ寄贈ス)

昭和三年七月五日 午後二時ヨリ我神社ニ於テ、防空演習出動ノ西野田在郷軍人會及青年會ノ爲、非常時焚出シニ從事シ午後五時頃、川岸侍從武官視察ノ光榮ニ浴シ、一同侍從ト共ニ記念撮影ヲナス。

昭和三年七月六日 午後二時ヨリ前日同様防空演習出動者ノ爲ニ、焚出シヲナス。

昭和三年十月五日 本會、成申、此花、三婦人會聯合ニテ、御大典紀念事業金募集ノ爲、午前、午後、夜間ノ三回、北陽館ニ於テ映畫ノ會ヲ催シ、入場券ヲ各役員ノ手ニテ發賣、其ノ純益金ニテ、御大典事業トシテ、御眞影前幕一張及抹茶道具一揃ヲ第一西野田校ニ寄贈ス。

昭和四年六月三、四、五日(三日間) 聖上陛下大阪へ行幸ノ砌、西野田在郷軍人會及青年會、夜警出動ノ命ヲ受ク、爲ニ婦人會ハ午後五時ヨリ第一西野田校ニ於テ辨當、夜食ノ焚出シニ當ル。

昭和六年十一月二十二日 滿洲事變出征ノ皇軍將士ニ慰問金ヲ贈呈ノ爲、會員並ニ有志ノ戸別訪問ヲナシ、寄附金三三〇圓

ヲ得、中野、高木、泉ノ三氏、朝日新聞社ニ持参シ、寄贈ノ手續ヲ終了ス。
昭和七年二月十七日 中央公會堂ニ於テ、聯合婦人會創立十周年記念會開催、玉川婦人會々長田中ヤク氏、多年ノ功勞ニヨリテ表彰サル。

昭和七年三月一日 上海事變ニ出征サレル、宇都宮師團ノ將兵ヲ、部内ノ各宿舍ニ慰問シ、慰問品ヲ贈呈ス。翌三月二日早朝ヨリ、上海出征ノ軍人諸士ヲ築港迄見送り、祖國ノ爲、奮闘シテ下サル様、御願ヒシ、武運長久ヲ祈リテ萬歳三唱。

昭和七年五月二十九日 婦人會及他ノ諸團體ト聯合ニテ、招魂祭ヲ戎神社ニ於テ壯嚴ニ舉行サル。

昭和八年六月十三日 國防婦人會ヘ奉仕トシテ、雑巾三〇〇枚寄贈ス。

昭和九年二月十三日 皇太子殿下御降誕奉祝會開催。宮城遙拜、溪間先生ノ講演 余興トシテ琵琶。

昭和九年三月二十三日 北海道函館市ノ大火災ニツキ、罹災者救済費トシテ、本會ヨリ一〇〇圓ヲ贈ル。

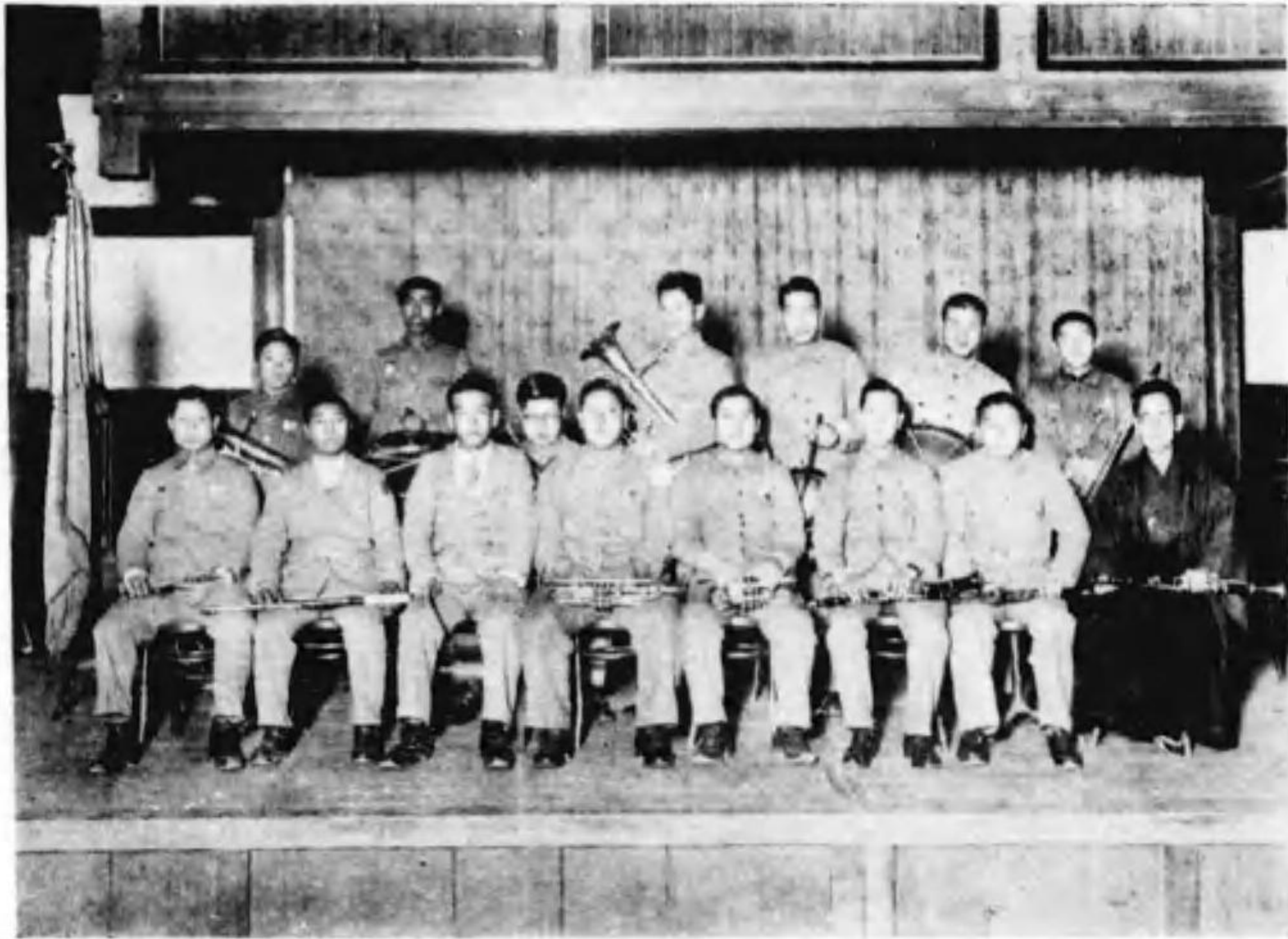
昭和九年七月二十六、七、八日ノ三日間ニ亙リ、二府六縣、即近畿防空演習舉行サル、ニ當リ、學校長乾分團長ヨリ配給、調理、救護ノ任務ヲ依囑サレ、國家非常時ニ際シテノ演習トテ、會員總動員ニテ其ノ任務ヲ遂行シ、全ウスベク日夜奮闘努力ス。

第二節 第一西野田青年團

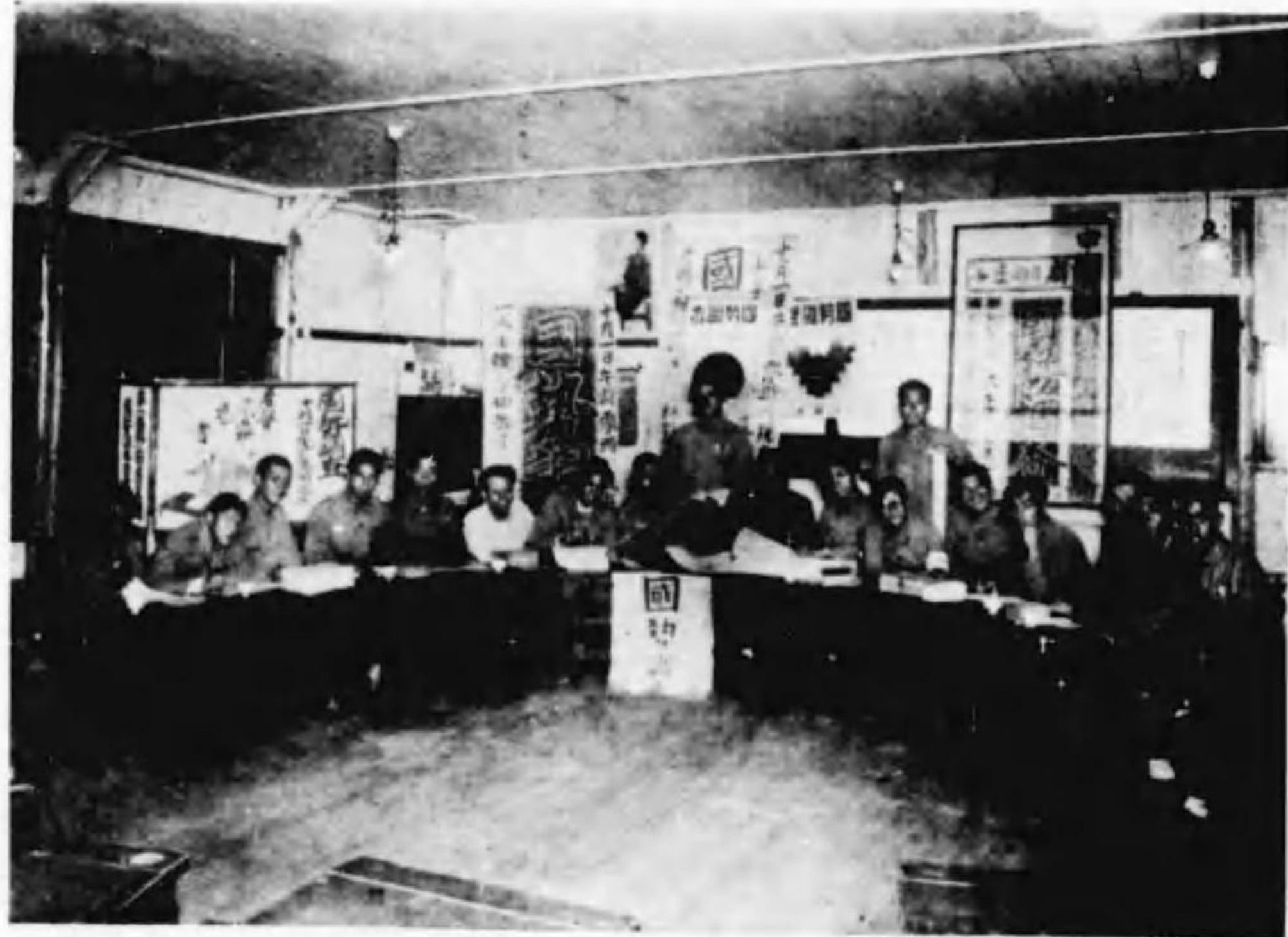
第一項 若

中

青年會の前身とも見らるべきものに、若中があつた。男子十五歳に達すると必ず、若中に仲間入りをしたものである。此



第一西野田青年團ラバスドン



第一西野田青年團の國勢調査に於ける活動

の時は仲間入りをする青年を持つ両親のいづれかが、若中の仲間として宣敷くお願ひ申すと挨拶したものである。これは思ふに宣誓式にでも相当するものであつたらう。若中は血氣盛りの青年の團體であつたのだから、其の習慣や行事等々に於て絶對的と言つてもよい位個人の自由勝手は認めなかつた。其の制裁等に於ては殆ど絶對的のもので父兄と雖も容喙を許されなかつたのである。行事の主なるものは度胸だめし、談話討論會、伊勢講、お火たき等々であつたさうだ。

伊 勢 講 (別項参照)

主な行事としては勿論伊勢參宮である。毎年大抵五月に催されたもので、玉造までお見送りを受けて參詣の途に就いてから天満下に肉親のお迎を受け、下の天神さんの濱へ着くまで概ね十二日を要したさうである。色々の道順もあつたさうであるが其の中の一つを書いて見ると

出發→玉造(肉親の見送りはこゝまで)→生駒(生駒)→津(晝食)→奈良(晝食)→丹羽市→三輪(晝食)→長谷(晝食)→ハイバラ(晝食)→ダケ(晝食)→ツルの渡し(晝食)→宮川(晝食)→宮川大夫んきに迎へられて第四夜→參拜(外宮→内宮朝熊山)→二見→宮川(大夫ん)の家で第五夜→松坂(晝食)→津(晝食)→關(晝食)→鈴鹿坂の下(晝食)→草津(晝食)→京都(第九夜)→愛宕參詣→京都(第十夜)→伏見(三十石の船)→天満下着(肉親に迎へられる)→下の天神さんの濱着(解散)

お 火 焚 (別項参照)

ここでは若中のお火焚についてのみ述べて見ると、若中は毎年十二月に氏神さんの惠美須さんでお火焚に奉仕したさうである。釜二つに湯をわかす、これが所謂湯立である。巫女が神前に奉仕する。其の意味は俗間では次の様に解してゐる。毎年十月になると全國の神々様方が出雲の大社にお集まりになるそこで各地方では神様はお留守になる事となる。此の月を神無月(神なし月)と呼ぶのであるが、十二月になると出雲から神様方がお歸りになると考へたそこで若中は神様の御旅行のお

つかれをお慰め申すと云ふ、やさしい心持からお足をお洗ひになるお湯をおたて申すのだぞうだ。巫女の湯立がすむと神前に於いてしめし合ひ即ち制裁をする。之れは神様のお留守中よろしからざる行ひのあつた者を神前でこらすのであるから實に嚴格であつたさうである。こうして若中は修養に鍛錬に精進したものである。想像するだけでも、ゆかしさを覚える。

第二項 創立と組織の大並要に役員

大正八年十二月第一西野田青年會を創設す。其の組織は次の通りである。尙又昭和八年十一月第一西野田青年團と改稱す。

第一西野田青年會(會長 二)

- 庶務部
 - 文藝部
 - 辯論部
 - 體育部
 - 音樂部
 - 少年部
 - 山岳部
- 各部に部長一、副部長一、と若干の委員を設く

現在役員

- 顧問 乾 市松 團長 石森太次郎
- 副團長兼會計 伊藤 二郎 副團長 猪木 榮
- 幹事長 田中正男

- 校内幹事 渡邊 月男 校内幹事 工藤 定

第一分團

- 分團長 中村 榮造 副分團長 吉崎 政雄
- 幹事 山中 範夫 幹事 泉 吉晃
- 幹事 山田 靜雄 幹事 大鹽 一雄

第二分團

- 分團長 小島 勸治 副分團長 岡本 正男
- 幹事 米田 勝行 幹事 井口 健三郎
- 幹事 増田 一 幹事 餘部 信雄
- 幹事 生島 武雄

第三分團

- 分團長 小佐川 國雄 副分團長 辻野 福二
- 幹事 居内 正太郎 幹事 水上 重雄
- 幹事 大原 芳一 幹事 西山 辰雄

第四分團

- 分團長 安福 清一 副分團長 中川 繁雄
- 幹事 岩井 正次 幹事 西岡 忠孝
- 幹事 藪野 榮造 幹事 神崎 德太郎
- 幹事 押谷 春光

團員數	顧問	一名
	名譽團員	二名
	特別團員	二三名
	贊助團員	九五名
	正團員	二六三名
	計	三八四名

歴代会長及副會長

初代会長	自大正八年十二月 至大正九年四月	奥井俊雄氏
副會長	自大正八年十二月 至大正九年四月	石田政次郎氏
二代會長	自大正九年四月 至大正十年四月	山田三郎氏
副會長	自大正九年四月 至大正十年四月	石田政次郎氏
三代會長	自大正十年四月 至昭和四年九月	平岡嘉三郎氏
副會長	自大正十年四月 至大正十一年十月	余部晴雄氏
副會長	自大正十一年十月 至大正十四年一月	石森太次郎氏
副會長	自大正十三年四月 至大正十四年四月	武部芳穂氏
副會長	自大正十四年四月 至昭和五年四月	瓦崎喜代太郎氏
副會長	自大正十五年四月 至昭和二年四月	武部芳穂氏

副會長	自昭和二年四月 至昭和四年九月	石森太次郎氏
副會長	自昭和四年四月 至昭和六年四月	世古長三郎氏
四代團長	自昭和四年九月	石森太次郎氏
副團長	自昭和五年四月	伊東二郎氏
副團長	自昭和六年四月	猪木榮氏

昭和八年十一月第一西野田青年會を團と改稱す

第三項 指導方針

- 一、令旨並大阪市聯合青年團綱領の趣旨を體し心身の練磨を計り質實剛健の氣風を涵養し健全なる國民善良なる公民たらしめ、且つ統制ある團體生活の眞精神を高調するにあり
- 二、尊嚴無比なる國體と美はしき自然を有する我が帝國の沿革を知らしめ國家觀念を確立せしむ
- 三、帝國經濟の中心をなす本市青年は、特に事業的要素の涵養につとめ自主創造の人たらしむること
- 四、繁劇なる都市生活の實際に適應すべく平和なる心情と剛健なる身體の養成並に統制ある行動の訓練に努力すること
- 五、青年の友情と愛郷の精神によりて、團結せしめ正義と愛に活動せしめること
- 六、青年訓練所は本團員に對する最良の修養機關として之が就學獎勵に費用を出して努めると共に當事者と連繫を密にし各其の特色を發揮し、其能率を高めるべく各種施設の性能を明にし、其の間の重複混雜を避け融和渾成せる一體の組織的活動をなしつつあり

- 七、優秀なる中堅青年の養成
- 八、團員一般に對する施設は修養と娯樂の一致點を中心標的とす
- 九、事業の計畫實施並に事務取扱は團員自ら研究實行せしむ
- 十、本團行事は、指導方針の精神を合理化したる中心行事を先づ定め、是に依つて、團員の團結を圖り更に他の修養 設の部門をも設け複雑多岐なる團員の希望を達成せしむ。

第四項 西野田青年團非常時變災要務規定

第一條 西野田聯合區並ニ隣接區内ニ火災及非常變災アリタル場合ニ於テ本團が最モ敏活秩序アル行動ヲナスヲ以テ要旨トス

第二條 本團員が非常變災ニ際シ適當ノ行動ヲナス爲メ非常係ヲ設ケ左ノ役割ヲ置ク

- 一、非常指揮官ハ團長及副團長之ニ充ツ
- 一、非常委員ハ各分團若干名

(分團長又ハ副分團長及幹事ヲ以テ之ニ充ツ)

第三條 指揮官並各員ニ一定ノ記章ヲ右肩ヨリ左脇下ニ掛ケ佩用セシムルモノトス

但シ右記章ナキ場合ハ何人タリトモ之レヲ認メズ

第四條 各分團長ハ毎年四月一日ニ非常委員ヲ選定シ團長ニ之レヲ報告シ承認ヲ受クベシ

第五條 本團區内ニ火災アリタル時ハ分團長ハ直ニ團長ニ通知シ各非常委員ヲ出動セシメ之レヲ引率ノ上ナルベク早ク現場

ニ駆付ケ本團高張提灯ノ下ニ集合スベシ

但シ集合ノ上ハ各分團長ハ出動人員ヲ指揮官ニ報告シ命ヲ受ケ非常委員ヲ督勵シ相當ノ任務ニ就クモノトス

第六條 指揮官ハ現場ニ於テ警察又ハ消防署員ト協議ノ上任務ヲ定メ分團長ニ命ジ服務セシムベシ若シ指揮官事故アルトキハ最初ニ集リタル分團長之ヲ代理スベシ

第七條 區外隣接地ニ火災アル場合ハ團長宅前ニ集合シ團長ノ命ヲ受ケ行動スベシ

第八條 非常變災ノ場合ハ第七條ニ據ル

第九條 非常係出動ノ服裝ハ團服ヲ着用スベシ

第十條 火災及非常變災ニ據リ現場ニ駆付ケタル時警察署消防署其他協議スベキ機關ナキ時ハ指揮官ハ適宜ノ處置ヲ取ルベシ

但シ警察官又ハ消防署員出張シタル時之レヲ報告シ其ノ指圖ヲ待テ更ニ相當ノ任務ニ就クモノトス

第十一條 火災又ハ事變アル現場附近ノ住民ヨリ家財持出其ノ他特別ノ援助ヲ求メラレ萬止ムヲ得ザル場合ハ分團長ヲ經テ指揮官ニ報告シ許諾ノ上之レヲ爲スベシ

但シ指揮官ハ警察官又ハ消防署員ニ之レガ報告スルヲ要ス

第十二條 非常係出動後任務ヲ終リタル時又ハ集合ノ命令アル時ハ高張提灯ノ下ニ集合スベシ分團長ハ各非常委員ノ點檢ヲナシ指揮官ニ報告スベシ

第十三條 非常係出動中委員ニ負傷又ハ事故アル場合ハ直チニ指揮官ニ報告スベシ但シ負傷等ハ成ルベク早ク五ニ應急ノ處置ヲ取ルヲ要ス

第十四條 非常係員ニシテ指揮官ノ命令ニ從ハザル等ノ行爲アリタル時ハ團長ハ分團長會議ノ決議ヲ以テ役ヲ解除シ又ハ相當ノ處分ヲナスモノトス

第十五條 警察署員及消防署員直接指揮命令ヲシテ服務スル場合ハ非常委員ハ所屬分團長ニ報告シ分團長ハ直ニ指揮官ニ報告スルコトヲ要ス

第十六條 團長ハ適當ナル時期ニ於テ演習ノ爲メ非常召集ヲ行ヒ練習ヲナス事アルベシ

第十七條 非常委員ハ勿論本團員ニシテ火災又ハ非常變災等ヲ認知シタル時ハ直ニ最寄り分團長若クハ團長ニ報告スベシ

第十八條 非常變災用トシテ左記ノ道具ヲ備ヘ置ク事
一、非常委員記章(赤標)

第五項 本團の事業

毎月十日、青年日懇談會を開催す、各月「幹部講習會」を開催し、青年指導訓練の實際を協議研究す。毎週水土の兩日、文庫を開放して書籍を閲覧せしめ、青年の修養に意を用ふ。實地見學は適時、之を行ひ、旅行及登山會は年四回行ふ。一夜講習及キャンプの會を年一回八月に行ふ。毎年或は隔年陸上大運動會を開催し、毎年或は隔年全市招待雄辯大會を開催す。第一西野田青年團報を年二回發行す。毎年十二月 義士會を開催す「講演會」年三回知名の士を招聘す。

第六項 青年團事業豫定表

四月 天長節拜賀式、總會、幹部講習會、修養講演會、團員懇談會

五月 遠足、登山、團員懇談會、卓球競技會

六月 實地講習會、修養講話

七月 講演會、防空演習參加、氏神祭禮奉仕、團員懇談會

八月 水泳、一夜講習會、朝起會、山岳キャンプ、團報發行、團員懇談會

九月 團員懇談會、講演會、登山、長期旅行

十月 陸上競技會、修養講話、團員懇談會

十一月 明治節拜賀式、雄辯大會、實地見學、音樂會

十二月 西野田聯合青年團記念式並表彰式、入退營者歡送迎會、義士會、防火宣傳、團員懇談會

一月 四方拜賀式、團報發行、修養講話、新年懇親會

二月 紀元節拜賀式、雪中登山、團員懇談會

三月 實地講習會、講演會、團員懇談會

毎月一回雄辯練習會、俳句、謠曲、役員會開催、其他市區聯合青年團へ懇談會員の派遣

第七項 沿革

大正八年十二月第一西野田青年會を創立す

大正九年十月國勢調査に當り其の徹底に務む

大正九年十一月皇太子殿下御令旨御下賜あらせらる

大正九年十一月平岡氏明治神宮御造營奉仕に東上し其の職責を全うす
 大正十一年大日本青年會館建設に當り基金醸出す
 大正十二年九月關東大震災に當り義捐金壹百七拾五圓衣類寢具其他雜品壹車を寄贈し永田東京市長より感謝狀を受く
 大正十二年十月文庫部及貯金部を創立す
 大正十三年七月攝政宮御成婚記念事業として仁德天皇御陵參道改修工事に奉仕す
 大正十四年五月但馬地方大震災に當り義捐金及衣類寢具等を寄贈す
 大正十四年十月國勢調査の宣傳に務む
 大正十五年十二月大正天皇奉悼式を舉行す
 昭和二年三月奥丹後大震災に當り義捐金を贈る
 昭和二年六月平岡會長大阪市聯合青年團長より表彰せらる
 昭和三年七月大阪市防空演習に参加して良好なる成績を残し第四師團長及大阪市聯合青年團長より感謝狀を受け大阪市より
 防空演習参加記念狀を受く
 昭和四年七月聖上陛下御親閱並に御警衛に奉仕して感謝狀並に御下賜金を賜ふ
 昭和四年十月明治天皇御駐轡遺蹟顯彰碑除幕式に参加
 昭和四年十一月天保山に明治天皇御駐轡記念碑除幕式並に閑院宮殿下閣團式に參列す
 昭和四年十一月少年部、社會部、德育部、體育部、文藝部、山岳部を創設す
 昭和五年四月第一西野田青年教育後援會創立せらる

昭和五年十月國勢調査に本團員總動員宣傳に努む
 昭和六年十二月新に樂器を購入して音樂部を充實す
 同時に野球部を創設す
 昭和六年十二月在滿將士慰問の爲金參百五拾參圓餘を毎日新聞社へ寄託す
 昭和七年六月市聯合青年團創立拾五周年記念式に本團團長石森太次郎氏團參與滿拾年以上の功勞者として大阪市聯合青年團
 長より感謝狀と記念品を授與さる
 昭和七年十一月聖上陛下御駐轡中御警衛並御警備補助の任に服す當日畏くも城東練兵場に於て我等青年は御親閱の光榮に浴
 し御下賜金と記念狀を下附遊ばさる
 昭和七年十一月大阪青年塾堂建設資金を募集して好成绩を收む
 昭和八年六月本團伊藤副團長大阪市聯合青年團長より表彰の光榮に浴す
 昭和八年十一月第一西野田青年會を團と改稱す
 昭和九年三月明治大帝御聖德記念館建設基金募集を行ひ好成绩にて區に引繼ぐ
 昭和九年三月本團團則を改正し諸規定及非常變災要務規定を作成す
 昭和九年五月皇太子殿下御降誕奉祝聖恩旗拜戴式に參列す
 昭和九年五月皇太子殿下御降誕記念樹を第一西野田校校庭に玉川婦人會と共同して植樹す
 昭和九年七月近畿大防空演習に参加目的達成に貢獻す

第四章 其他 諸 團 體

第一節 町 内 會

本校部内には現在二十七の町内會あり、共に町内の親睦、共同一致、共存共榮の實を擧げ、自治向上の精神を以つて健全なる發展を圖りつゝあり

第一西野田小學校部内町内會一覽表

町名	會名	會長名	會員數
(町開草)	草友會	岩村 興作	四五
	親交會	豊田 保三	二八
	一致會	大石 己之助	五二
	眞盛會	奥村 治三郎	二八
	戎會	藤本 八次郎	四六
	有志會	大路 喜次郎	二一
	草新會	西野 重次郎	三七
	親永會	豊田 保三	一五六
	親友會(戎市場)	古山 興吉	二九
	藤波會	森 長三郎	一二五
	共和會		一六
	親友會	豊田 宗太郎	八〇
(一町川玉)	豊玉會	豊田 宗太郎	一六

平松町	(一町甲龜)	(三町川玉)	(二町川玉)
平親會	龜親會 昭典會 甲松會 榮親會 大阪親交會 龜松會 交親會	極樂會 城之内會 親睦會	玉川會 中江會 中交會
吉田 孫二	白谷 輝光 白岡 保治 木谷 千代松 津田 忠次郎 池田 章一 矢野 政一 南作 右衛門	余部 松三 野中 利三郎 北本 重次郎	田中 藤三郎 小田 金三郎 野中 利三郎
四四	三一 六四 一一 一〇 五八 三四 二五	三三 四〇 四六 七一	九一 三七

草友會

各町内會、會則、事業、其他

一、創立 昭和四年五月、創立者町内有志

二、事業 會員相互ノ親睦（運動會宴會）本會員ニシテ社會ノ模範トナルベキ善行アリタル者、又ハ本會ノ爲絶大ナル功勞アリタル者ヲ表彰シ金壹封ヲ贈呈ス

三、役員 會長岩村與作、副會長長西三郎、會計堀江龜太郎、幹事長河島三治郎、幹事余部、大瀨、河瀬、植田、堀家、林森岡、西野、波田諸氏

四、會員 四十五名（現在）

親交會

一、會則 略ス

二、創立 御大典記念に昭和三年十一月創立

三、事業 年一回會員ノ懇親會、年一回會員ノ精神修養會（宗教家ニ依頼ス）

四、役員 會長豊田保三、副會長大石己之助、會計井谷清太郎、幹事若干名

五、會員 二十八名

眞盛會

一、目的 本會ハ會ノ親睦ヲ圖リ一致協力シ會員相互ノ幸福ヲ圖ルヲ以ツテ目的トス

二、創立 昭和四年六月廿七日

三、事業 會員吉凶移動ノ場合會員ヲ送ル、年一回會費ノ都合ニヨリ運動會ヲ行フ

四、役員 （任期一ケ年）會長一名（現在）奥村治三郎、副會長一名、會計一名、幹事若干名

五、會員 廿八名

戒會

一、創立 大正十年十月三十一日

二、事業 毎年一回總會、昭和三年九月御大典記念事業トシテ町内鐵鋼製鈴蘭式街路照明燈五燈付ヲ各所ニ建設ス

三、役員 一〇名

四、會員 四五名

有志會

一、創立 昭和四年三月設立

二、事業 相互積立貯金ヲ始メルニ付相談中

三、役員 會長大路喜次郎、會計西谷堅次、幹事堀内伊之助、同會根佐五郎、同前田彌三郎

四、會員 二十一名

草新會

一、創立 大正十四年五月、創立者西野重次郎

二、役員 會長西野重次郎、會計上原明、幹事長岡野恒松、幹事中塚正市、小林清次郎、村井善太郎、若松松五郎、磯貝菊松、柳田岩次郎、阪本惣次郎

三、會員 三九名

親永會

一、創立 大正三年十一月、日獨戰爭ヲ機トシテ創立ス

- 二、事業 春季總會ヲ開キ會員ノ懇親ヲ目的、入退營ノ送迎、弔ノ世話、役員ハ町内ノ世話ヲナス
- 三、役員 會長豊田保三、副會長片岡光三郎、岡田松之助、會計日野善次郎、幹事拾六名
- 四、會員 一五六名

親友會(戎市場)

- 一、創立 明治四十五年七月十三日
- 二、事業 天災地變ニ於ケル義捐、慰問或ハ町區公共事業等ニ於ケル寄附慶弔ノ會旗贈與
- 三、役員 會長古山與吉、副會長山口文作、役員等井源三、深田定勝、栃木喜次郎、秦春吉
- 四、會員 二十九名

藤波會

- 一、創立 大正十三年十月
- 二、事業 町内ニ入退營者アルトキハ會員タルノ有無ヲ問ハズ祝意ヲ表シ之ヲ送迎シ且ツ我神社ヘ武運長久ノ御祈禱ヲ奉獻スルモノトス
御大典ノ奉祝出征軍人ノ慰問、著シキ天災等ニ對スル義捐金ノ募集其他町内協力ヲ要スル事業發生ノ場合ハ全町有志ト協力之ヲ達成ヲ期スモノトス
會員及會員家族ノ内死亡者アリタル時ハ弔旗ヲ供ヘ、會員會葬弔意ヲ表スモノトス且ツ葬式執行ノ委托アリタル時ハ斡旋ノ勞ヲ取ルモノトス
- 三、役員 會長森長三郎、副會長一名、幹事十七名

四、會員 百二十五名

親友會

- 一、創立 本會ハ寛政八年(今ヨリ百四十年前)創立セラレシ「野田村東之町伊勢講」ヲ明治三十二年「親友會」ト改稱シ爾來今日ニ至ル
- 二、事業 會則第三條ニ掲グルモノヲ主トシテ行ヒ會員相互ノ親睦ノ爲毎年一回總會ヲ行フ
- 三、役員 會長豊田宗太郎、副會長荒木德藏、會計念佛長次郎、幹事川島美貞、赤田喜三郎、八尾以太郎、中野嘉吉
- 四、會員 八〇名

豊玉會

- 一、創立 昭和四年十一月
- 二、事業 會員相互親睦ノ爲時々會合ヲ行フ
- 三、役員 (第十二條)
- 四、會員 十六名

玉川會

- 一、創立 大正七年八月ニ於ケル米騰動ノ不祥事ニ鑑ミ町内有志「玉川町二、三丁目」相謀リ大正七年九月組織ス
- 二、事業 春又ハ秋ノ好季ニ會員總會ヲ開キ會員ノ和親ヲ圖ル、其他區内ノ繁榮策ニハ一致其ノ目的ニ盡瘁ヲナシ相當ノ成績ヲ揚グ
- 三、役員 會長田中藤三郎、副會長一名幹事十六名

四、會員 九十一名

中 江 會

一、創立 大正九年八月

二、役員 會長小田金三郎、幹事長森川政吉、會計柚野寅吉、幹事葛田竹男、長原長平、藤田眞治、掘田久彌

中 交 會

一、創立 大正拾參年五月廿四日

二、役員 會長野中利三郎、副會長一名、會計一名、幹事拾名

三、會員 七拾一名

親 睦 會

一、創立 大正九年四月三日

二、事業

一、大正十五年十二月二十六日大正天皇崩御遙拜式參列

一、昭和元年三月奥丹後地方大震災慰問金品送達

一、同三年五月十九、二十日出征兵士宿泊ニ際シ慰問及ヒ金品贈與

一、同三年十一月十日御大典奉祝大會參加

一、同六年聖上陛下大阪行幸奉迎參加

一、同七年三月一日出征將士宿泊ニ際シ慰問及ヒ金品贈與

一、同十一月大演習參加部隊將士宿泊ニ際シ慰問及ヒ金品贈與

一、同九年二月皇太子殿下御降誕奉祝參加

一、同九年七月二十六、七、八日二府六縣聯合大防空演習防護分團ニ參加

其他軍人會主催戰病死者招魂祭等數度參拜參列ス

三、役員 會長北本重次郎、副會長北本石松、會計肥田龍藏、幹事池田己之助、西内政雄、寺田定助、堂庭肯五、内海晋四

郎、萬谷彌吉、石川貴敏、北本作二郎

四、會員 四拾六名

城 之 内 會

一、創立 大正五年十月

二、事業 每春一回懇親ヲ旨トシ遊覽旅行ヲ行フ、其他町内一致シテ行動スルノ要アル事ニハ必要ニ應ジ常ニ參加シ又主催

シテ之ヲ行フ

三、役員 幹事拾名、合計野中利三郎、余部松三、萬谷彌吉、永田喜一郎、川崎文吉、魚田安次郎、濱田晋三郎、田中小三

郎、森田丑松、新谷仁太郎

四、會員 四拾名

極 樂 會

一、創立 大正七年一月

二、事業 組合員ノ内祝事有之節ハ會員ヨリ金貳拾錢宛徵集シ祝意ヲ表ス、入營退營ノ場合モ右ニ準ジ送迎ス

葬儀有之節ハ幹事出席手傳シ會員一同野送リシ弔意ヲ表ス

- 三、役員 會長余部松三、幹事六名
- 四、會員 參拾參名

龜親會

- 一、創立 明治四十年創立ニ依ル榮親會々員ノ北部ヲ分割シ新ニ昭和五年一月二十二日創立ス
- 二、事業

- 一、毎年四月總會ヲ開キ同日春季懇親會ヲ開催ス
- 二、毎年十月秋季運動會及懇親會ヲ開催ス
- 三、町内ノ時事問題ニ關シ其都度懇談會協議會ヲ開催ス
- 四、會員及家族ノ死亡ニ際シテ役員ハ葬儀準備及會計ヲ掌リ會員會葬ヲナス
- 五、家族中入退營アルトキハ會員送迎ス

- 三、役員 會長臼谷輝光、副會長中村新平、會計小川嘉七、幹事扇谷龜吉、渡邊茂市、平田健作、垣内富太郎、中村丑松、宮本發三、常藤信次
- 四、會員 三十一名

昭典會

- 一、創立 昭和八年十二月
- 二、事業 春期親睦會、秋期總會、其他

- 三、役員 會長白岡保治、副會長山元鐵藏、南部長作、會計前田喜三郎、川部金三郎、幹事猪田梅三郎、杉原喜三郎、岩根金之助、田中進、三宅亮佑、鈴木善右衛門、遠藤秀雄
- 五、會員 六十四名

甲松會

- 一、創立 大正拾壹年拾壹月
- 二、事業 第三ノ目的ヲ達スル爲、會員家族中ニ於テ慶弔事ノ生ジタル場合ニハ別記ノ通り會費中ヨリ之ヲ支出シ慶弔意ヲ表スル事(金拾圓也)當今五圓ニ改ム

- 三、役員 會長木谷千代松
- 四、會員 拾貳名

榮親會

- 一、創立 大正元年拾一月一日
- 二、會長 津田忠次郎
- 本會ハ聯合會組織ト共ニ中止サレタ(本年)

大阪親交會

- 一、創立 大正十二年一月
- 二、役員 幹事長五選(一年重任ヲ許サズ)、池田章一、幹事池田章一、海野喜一、酒井榮作、服部泰一、會計泉三、會員 五十八名

龜松會

- 一、目的 人類ノ親睦ト町ノ繁榮ヲ圖リ然シテ團結ス
 - 二、創立 大正三年十月 御大典記念
 - 三、事業 年二回(四月、十月)親睦ノ爲郊外遠足ヲ行フ
 - 四、役員 會長矢野政一、代表者今井權太郎
 - 五、會員 三十四名
- 交 親 會
- 一、目的 會員相互親睦ヲハカリ自治向上ヲ圖ル
 - 二、創立 大正拾二年五月一日
 - 三、事業 町内ノ交際上種々錯多ノ弊害アルヲ自覺シ有志相集リテ會組織ニ至ル
 - 一、會員及ビ家族中死亡者アル時ハ弔意ヲ表スル爲會旗ヲ立テ規定ノ香資ヲ送り誠意ヲ以テ會員全部會葬ス
 - 二、會員中軍隊ニ入退營者アル時敬意ヲ表ス爲規定ノ祝儀ヲ送り會員全部送迎ス
 - 三、婚禮及子生養子轉宅等ハスベテ個人祝儀ヲ廢シ會ニテ處理ス
 - 四、會員親睦ヲ圖ル爲春秋運動會ヲ開催スル事アルベシ
- 備 1、經費總額 一ヶ年九十圓 2、負擔方法 一戸ニ付一ヶ月五十錢
- 四、役員 會長南作右衛門

平親會

- 五、會員 二十五名
- 一、創立 大正十四年五月十三日
- 二、事業 會則第四條
- 三、役員 顧問入江幸左衛門、會長吉田孫二、副會長川内嘉平、會計森内政治郎、幹事石川達義、吉村由平、竹田保太郎、中村安次郎、室岡彌太郎
- 四、會員 四拾四名

伊勢講

伊勢講は即ち伊勢皇大神宮尊崇心の結合に起つた信仰團で、野田村伊勢講は東之町に於て少なくとも寛政以前に生れたものである。而して毎年、講中に於て代表者を定め、正五九月を參宮期と定め、參宮人は講中並に町内の人々によつて、大いに門出の祝を受け、道中の恙なきを祈られて旅立ち、大和街道、伊賀路を通り、伊勢路に入り、參宮道を通つて外宮、内宮に參拜し、歸りは近江路を採り京都を経て、伏見より川舟の便をかりて歸阪する者が多かつた。歸ると其の無事を祝ふ爲めに講中並に町内男女が集つて壽合つた。參宮入費は毎月の積立金から支辨する爲め、講内年長者が五六



人立會の上勘定し、之に對する響應は極めて簡素で、有合せ品茶漬位であつた。當講は敬神の念より出たとは云へ、互に親交を深める上にも大なる効果を占したものである。永年續いて來た同講は時代の推移に伴ひ明治三十三四年頃今の町内會の態に改めたのが即ち今玉川町一丁目にある親交會の前身である。

岩組

天臺宗信仰團體に岩組といふのががあるが、當地同組中を藤野田岩組といつた。傳云、今より七十年の昔には大峰山本堂の鍵は大坂岩組へ持ち歸り藤野田岩組の預りとなつてゐたが或年の四月六日吉野川の大出水に出會ひ、諸國の先達多勢集り居し時、野田宿岩善七氏は、口に鍵を喰へ、着物を頭に結び付けて吉野川を泳ぎ渡つて役を果したと、之に見るも相當古い歴史を持つことは明かで、現在は當地玉川町二丁目の濱野安治郎氏が岩組の總長を務め、本部を同氏宅に置いて居る。毎年大峰山々明には入峰して行を行ふとのことである。

教親會

一、創立

昭和十年四月二十九日天長節の當日學校の祝式に御參列下さつた部内の有力者、森田伊兵衛氏、野中利三郎氏、豊田保三氏等の御發意に因つて本年度より教育後援會の役員の増加並に龜甲町二丁目が本校の通學區域と四月より確定せられたのを期として、元第三西野田小學校の教化委員であつた龜甲町二丁目の名譽職の方々をも加へて部内教化事業の進展向上並

二、目的
びに相互の親睦を圖る目的を以て發會式を昭和十年五月十一日六甲甲陽園内甲陽館の大廣間に於て擧げたのである。

三、役員

昭和十年度役員

會 長	余部市郎兵衛
副 會 長	森田伊兵衛
玉一、幹事	森 長 三 郎
玉二、幹事	田 中 藤 三 郎
玉三、幹事	中 野 間 菊 雄
草開町幹事	藤 本 八 次 郎
龜一、幹事	甘 田 久 吉
龜二、幹事	川 畑 小 藏
會 計	田 中 藤 三 郎

附記

一、近畿を襲へる風水害

(イ) 一般被害状況
(ロ) 本校の被害状況

二、西野田懐古座談會

近畿を襲へる風水害

(大阪都市協會發行雜誌「大大阪 昭和九年 十月號」に據る)

昭和九年九月廿一日午前七時五十五分頃、近畿地方を襲ふた。猛颯風は、本市上空に於いて風速六十餘メートル(測定器破損のため正確なる事不明)といふ未曾有の颯風となり、本市を中心として近畿一帯は風水害のため幾多の戦慄すべき惨害を蒙つた。

今本市の被害状況をみるに市内全區に亘り學校、一般家屋、大小工場、神社佛閣、官公衙等諸建築物の倒壊、船舶の沈没、港、大正兩區の全部、此花、西淀川、西成、住吉區の一部に於ける西大阪一圓の大高潮による浸水、及び旭、東淀川、東成、北、西、浪速各區の一部低地に浸水せる被害、死傷及行方不明者總數、實に一萬七千八百五十四名、約五億圓に上る損害であると傳へられてゐる。

一時は送電、發電設備の破損、道路橋梁、築堤の毀損を始めとして上水道の斷水、市電、地下鐵、各郊外電鐵、省線各路線の電線故障、浸水、線路破壊、衝突、電信、電話線の破損、電柱の倒壊等相次ぎ凡ての通信交通機關は全く杜絶し近代文化施設の盡くが全半壊して、市内外の交通は中絶、暗黒の廢墟街と化し、その惨狀は實に往年の關東大震災に次ぐものでありと云はれてゐる。

(イ) 一般被害狀況

區名	罹災程度				罹災家屋數				罹災者				罹災人口			
	全潰	半潰	流失	全燒	全潰	半潰	流失	全燒	死亡	重傷	輕傷	行方不明	全潰	半潰	流失	全燒
此花區	2,477	92	0	0	2,569	0	0	0	33	773	1,763	11	2,569	0	0	0
港正區	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0
大正區	1,214	0	0	0	1,214	0	0	0	0	0	1,214	0	1,214	0	0	0
西淀川區	2,184	0	0	0	2,184	0	0	0	0	0	2,184	0	2,184	0	0	0
住吉區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6,778	92	0	0	6,970	0	0	0	33	773	3,760	11	6,970	0	0	0

罹災家屋數 (大阪府救護本部九月廿三日調査)

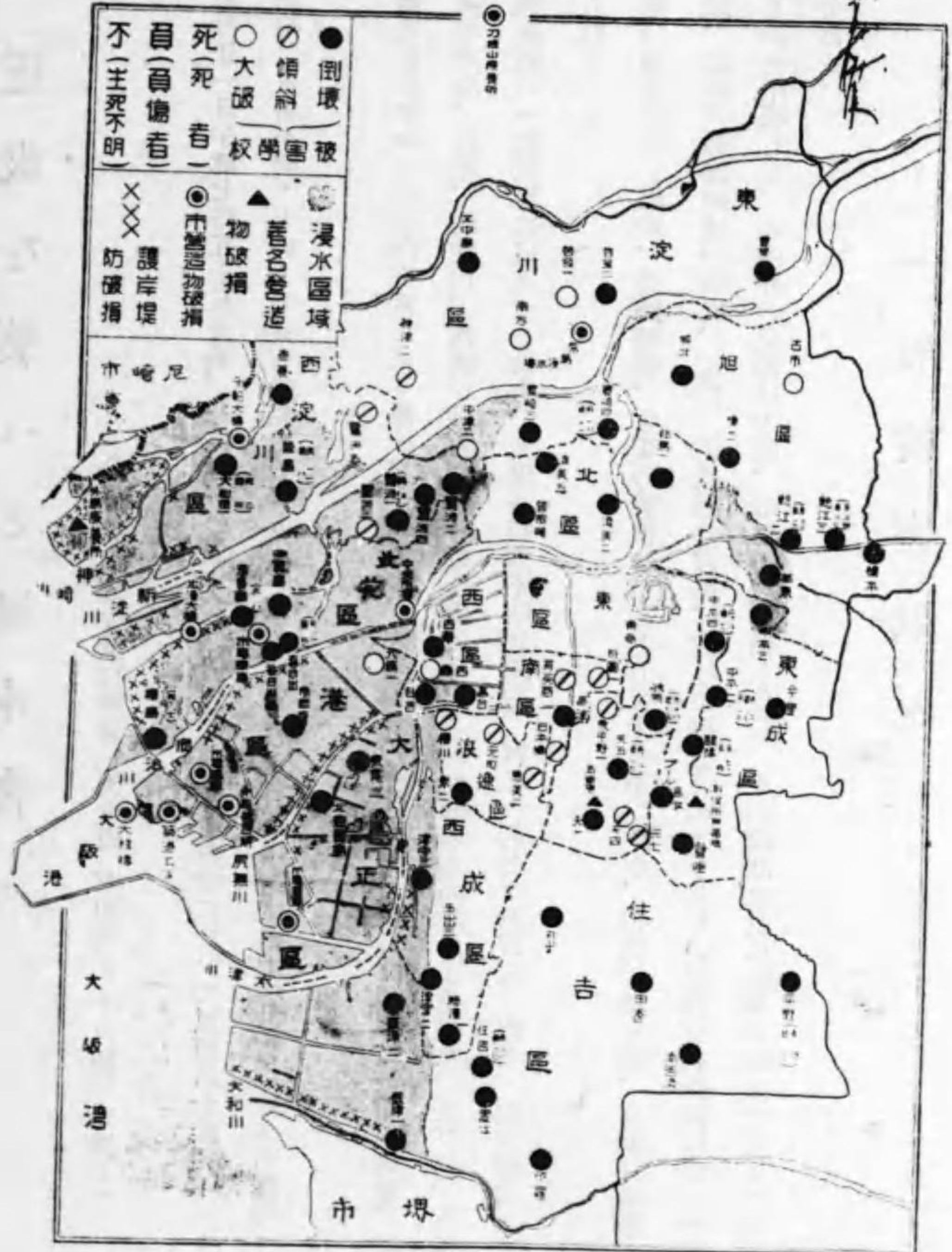
世帯數

人口

區別罹災者調 (大阪府救護本部調査)

死亡 33人
重傷 773人
輕傷 1,763人
行方不明 11人
計 2,569人

大阪市内の被害状況 (大阪府救護本部調査)



被害激甚なりと認むる各區の狀況

(大阪府救護本部二十四日調)

區名	全潰家屋		半潰家屋		流失家屋		床上浸水家屋		床下浸水家屋		全燒家屋		計	
	家屋數	世帶數	家屋數	世帶數	家屋數	世帶數	家屋數	世帶數	家屋數	世帶數	家屋數	世帶數		
此花區	一九八	一九八	四三	四三	六〇	六〇	一七、三〇〇	一七、三〇〇	一	一	一	一	一九八	一九八
港區	一〇八	一〇八	三九	三九	六	六	六三、〇八八	六三、〇八八	八八	八八	一	一	一〇八	一〇八
大正區	三〇五	三〇五	一、〇七五	一、〇七五	七	七	三、八八八	三、八八八	七	七	一	一	三〇五	三〇五
西淀川區	五〇四	五〇四	二、一〇二	二、一〇二	一一〇	一一〇	一七、七六八	一七、七六八	三、九一〇	三、九一〇	一	一	五〇四	五〇四
住吉區	五三三	五三三	一、六六一	一、六六一	九九	九九	一、一〇五	一、一〇五	一	一	一	一	五三三	五三三
西成區	二〇〇	二〇〇	八〇〇	八〇〇	一四	一四	二、五五九	二、五五九	一、七〇八	一、七〇八	一	一	二〇〇	二〇〇
計	一、三〇〇	一、三〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	二二〇	二二〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一	一	一,三〇〇	一,三〇〇

(備考) 人口は推定に依る

浸水面積 (大阪府救護本部九月廿三日調)

區名	浸水面積 (平方軒)	區名	浸水面積 (平方)	區名	浸水面積 (平方軒)
東淀川區	〇・八	東區	一	天王寺區	一
西淀川區	一三・五	西區	〇・四	西成區	二・三
此花區	二・五	港區	九・三	住吉區	九・九
北區	〇・三	大正區	九・七	旭區	一・〇
南區	一	東成區	〇・〇	湊速區	一・〇
合計	一五・三				〇・七

痛ましき小學校の被害

慘害の中最も多くの痛ましき犠牲者を出したるは小學校で、本市營、中、小學校、幼稚園舎の被害をあげて見ると(大阪府教育部九月廿四日調)

區別	小學校	中等學校	幼稚園	計
全部倒壊	五	一	一	五
一部倒壊	四〇	四	一	四五
傾斜及大破	八三	四	五	九二
浸水	三〇	二	一〇	四二
計	一五八	一〇	一六	一八四

風水害による児童教職員の死傷は（大阪市教育部九月廿七日調）

區別	児童	教職員	計
死	二六二	八	二七〇
重傷	二一三	一八	二三一
軽傷	一、三九二	一三四	一、五二六
行方不明	四	一	四
計	一、八七一	一六〇	二、〇三一

に上つて居り、かくの如く可憐なる之等児童の多數が校舍倒塌に依つて死傷したる事は、教育界未曾有のことであり將來の學校建築上大問題を投げかけてゐる。

商業關係の總損害三億圓

商業關係の被害状況については大阪府商務課の實地調査の結果、次のごとく總額實に三億圓を超える大損害であることが判明した。最も被害の甚だしかつたのは、港、大正、此花三區の西大阪方面で風害よりもむしろ水害による被害がその大部分を占めてゐるが、業種別による被害概況は次の通りである。（大朝九月廿五日）

—業種別被害—

- △商店街、卸商賣街——被害の小賣店は總數八萬の殆んど全數で店舗の損傷帳簿の浸水など、西大阪方面の二萬七千店舖は殆んど全滅その總被害額二千七百萬圓一店舗當り平均一千圓。
- △倉庫——市内中心部以東の倉庫は殆んど損害なく、これに反し築港方面の倉庫は盡く全滅、建物損害三十萬圓、貨物は

綿花、綿糸三千萬圓、米穀二千萬圓などを始め總額一億圓。

△貿易——倉庫内の輸出入商品被害を始め大阪港外、各河川碇泊中の船舶の被害を加へればその額はたうてい目算が立たず汽船、帆船、はしけ、發動機船などの損傷沈没せるものゝみにても約六百隻に達してゐるのでこれを損害額に換算すればどれほどの高額に達するかわからない。

△金融——これも西大阪に散在せる各銀行、無盡會社らの各支店倒塌、浸水數知れず損害額は未詳であるが莫大な額に上る見込み。

△小賣市場——水害を受けた公設市場八、私設市場七十、合計損害額は建築物被害、商品被害を合して二百三十三萬圓、風害を受けた公設市場四十六、私設百二十、その損害額總計三十五萬圓、これら全部を合して二百六十八萬圓に上つてゐる。

工業方面の被害は致命的

工業方面の被害については、何分、重工業、機械工業及び化學工業關係の大小工業が主として大正、港、此花の各區の大暴風雨と津浪被害の中心部にあるため全滅の状態を示して居り、今のところ、被害額は勿論復舊の豫測すらなし難い慘狀である。

今大阪府工務課の非公式發表（大朝九月廿四日）による各種の産業被害状況を見れば左の如し

—各種産業被害状況—

- 纖維工業 綿織布工場被害はかなり多いが、メリヤス、捺染工場および紡績工場は水害地に近い關係上被害も輕微。
- 金屬工業 市部水害地に最も多く被害甚大、殊に製鋼、鐵管、亞鉛鐵板は重大被害あり。
- 機械工業 浸水地に密集してをり殊に造船、車輛の被害甚だし。

化學工業 各方面に散在するも浸水地域に多く、浸水被害大、原料製品の損失は莫大に上る、特に肥料、硫酸、曹達は致命的である。

——染料、塗料、顔料の被害も大きい——

窯業 工場少く、被害も軽い。

食料工業 被害輕微、その他では製材業最も被害甚だし。

衣食配給班の活動

二十一日災害發生と共に本市は臨時救護を設け、各區長を第一線に立たしめ、市内の罹災推算約二十萬人に對し食糧、毛布、莫産、雜品の支給を開始したが、午前九時早くもトラック卅臺に毛布三萬枚、蒲團八百枚、衣類五千枚、堅パン、米袋など滿載して現場に急行第一回の配給を行ふとともに現場で六千五百人分の炊出しを始めた。しかし罹災地は數尺の浸水あり、殊に港、大正區方面には木材、難破船が道路上に横はり、これら配給品の運搬意に任せず救済甚だ困難を極めたが、「トラック」乗合自動車の外浸水深き方面は公園用ボートを利用する等、凡ゆる方策を採り、地元及他區の青年團、在郷軍人會、國防婦人會の應援(後略)を求め全員必死の活動により二十三日に至り一日六十萬人分の炊出しを配給、三十日迄に配給を了したる主なるものは左の通りである。

白米	一、三一七、九六〇食	パン	一、七一六、一六〇食
辨當	六八、〇〇〇食	毛布	九〇、〇〇〇枚
雨傘	四、五〇〇本	衣類	七四、〇〇〇着
莫産、蓮	一五九、八八九枚	詰詰	五五六、三七六個

梅干	四〇六、〇〇〇人分	蠟燭	四七〇、〇〇〇挺
麥	二五七二〇	乾麩	一、七一六、一二〇人分
漬物	三九樽	果物	四九一箱
醬油	一八、九六石	酢	九五本
菓子	一、九五〇袋	芋	一六一俵
野菜	六〇〇箱	味噌	一〇罐
茶碗	四〇キロ		
	一七箱		

温い外部の急援

右配給品の調達に付ては陸軍の好意により、軍用パン、白米、罐詰及毛布、炊出用具の特別供給を受け、海軍亦二十二日吳鎮守府より派遣の驅逐艦「早苗」よりビスケット二十ト、罐詰十ト、白米、醫療、材料、毛布五千枚等を滿載して來航、又、各種團體名古屋市始め諸都市、新聞社受付寄附中(別項)よりの割當提供も相當巨額に上つた車輛の徴發については一日平均トラック百五十臺に自動車二百臺を借入れ外に府警察部の援助を受け配給上大助かりであつた。

右の外、被害の比較的少かつた北、東、西、南、浪速の各區民より左の如く辨當、衣類等の寄附があり、夫々罹災區に配給した。

白米	一〇〇石	辨當	一九三、四〇二人分
衣類	三三八、九二〇個	毛布	八五五枚
其他	十三種 四〇、九三七個		

食糧の配給激減

就業資金は二十圓宛

かくて市救護本部では風水禍第八日の二十八日から食糧配給を極度に減することとなり二十七日午後二時半發表した。これは同日午前九時から罹災地六區長と關市長が協議の結果によるものだが、また救護本部調査によつても罹災救助義金法により、五日限度がすぎた今日物資の供給状況が大體平靜になり良く施米を行ふ場合には、東京大震災當時の弊害並に失敗を繰り返すものとして次の要救護者を除く配給を停止するに決定した。

今後は非とも救護を行はなければならぬ者は、堤防決潰の浸水區域現に浸水せる區域、救護法適用者、家屋大破、床上浸水で自炊能力なき者、今次の災害による失業者など五萬餘人であるが、市當局では失業者には職業紹介所出張所を罹災地に設けて救済、更に一人、二十圓ぐらゐの就業資金を與へる方針で、集團的收容者には現地に歸るやう敷物等生活必需品を白米相當量を與へ歸宅を奨励することとなつたが、市當局では二十七日罹災地各區長より配給方針につき罹災者に通牒を發した。

醫療救護班の活動

災害發生とともに市は市バス五臺、醫師八名、看護婦十五名、雜役その他二十二名、それに擔架醫療材料を滿載した、救護班が現地に急行したのを皮切りに、市民、桃山、刀根山、各健康相談所、乳兒院、産院、防疫課、衛生試験所等市設醫療機關を以て二十數班の救護班を編成し、赤十字社其の他の應援を得、災害地區役所に於て負傷者の手當をなし、二十二日より移動救護班十班を組織して罹災地を巡回するほか十三個所の臨時診療所を設け、二十九日迄に延一萬三千五百五十四人を診療した。急援の名古屋市班は同日迄に一千十人の醫療救護に當つた。

傳染病猖獗

豫防注射開始

一方市防疫課では災害地の疫病發生のため二十三日應急對策として、傳染病患者の輸送並に消毒を開始すると共に注射班十班を編成、浸水區域を主として同日より腸チフス注射を泉尾、九條、市岡、朝日橋各署で開始、卅日迄に五千人に注射した。

また浸水家屋の衛生に關するリーフレット二十萬枚を各戸に配布し、また消毒藥品として漂白粉、生石灰を無料で交付した。しかしてこの強制豫防注射で嚴重調査した結果、同日夜までに水禍後發生した疫痢、赤痢、チフス患者は三十名に達し同夜全患者を阪大病院に隔離收容した。

罹災者の衛生救護に對しては大阪府、市、陸、海軍、阪大、赤十字、弘濟會、濟生會、簡易保險各病院總動員のもとに必死となつて豫防、治療に努めてゐるが罹災状況は災害直後のあの傷ましくも夥しかつた外科患者につゞいてこんどはより悲惨な赤痢、疫痢、腸チフスの消化器系統の傳染病、更に二十六日の雨は感冒、氣管支カタル、肺炎などの呼吸器系統の患者をも續發せしめて、外科から内科へ心なき雨によつて傳染病、呼吸器疾病に拍車をかけてきた。

かくて二十一日以來二十八日迄の患者は赤痢三百六十八名、腸チフス四百六十名、バラチフス、猩紅熱その他百四名にのほり一日平均七十三名弱といふ猛烈さでいよゝ全面的に猖獗をきはめてきたので、府衛生課では現在の防疫陣容では手薄とあつて根本的大豫防對策を樹立し、三十名の防疫醫と六十名の防疫官吏増員方を内務省に要求する一方府下各署に檢病戸口調査、死體檢案の嚴重勵行を命じ患者の早期發見に努め、ついで「傳染病に關する注意」の印刷物三十萬枚を大阪、堺、

両市に撒布注意を喚起するなど徹底的撲滅を目ざしてゐる。なほ同課細菌研究室のワクチン注射液製造は機關に故障を生じ一時製造不能に陥つてゐたが、二十六日夜から復舊したので五十萬人の注射液を急造、また赤痢及び疫痢のミリワクチンは同じく五十萬人分を至急購入、合せて百萬人分を備へつけ積極的に豫防注射または豫防服用をなさしめた。

固定診療所設置

市の救護班には二十七日より名古屋市から來援の二班と協力して罹災市民の外傷内科的疾患の診療に大わらはの活動をつゞけ二十一日來延八十班を出し診療人員は二十六日までに延人員九千七百八十七名に達したが、日のたつとともに内科的疾患が次第に多數となる傾向があるので二十八日からさらに左記個所へ臨時固定診療所を設置した。

春日出(春日出衛生組合内)西九條(四貫島衛生組合および西九條幼稚園内)九條(九條會館市岡第四および第五小學校内)三軒家(三軒家小學校内)鶴町(鶴町衛生組合内)大和田(大和田衛生組合)傳法(傳法小學校内)津守(津守第一小學校内)の各方面

街路清掃班の活動

高潮の爲め浸水の甚だしきは八、九尺に及び二十二日に至るも尙退水せぬため交通連絡上困難を生じたのみならず浸水が永引けば必然悪疫流行の虞れがあるので、それが排除のため衛生清掃班を組織して必死の努力を重ね、或はガソリンポンプを利用し、或は道路、堤防、下水管の一時的破壊を行ふなど全力を努めたる結果、漸次退水を見目下の處では、西淀川區川北方面の大部分、傳法町及港區南市岡八幡屋方面並住吉區北加賀屋町及此花區一部分に浸水を見るのみとなつた。しかるに二十六日の冷雨に濡らされた慘士は恐るべき疫禍の培養基となり、搗て、街路上の瓦礫、楚、破材なども早急に取片づけ

るべく、從來の清掃班を擴充し軍隊式に編成して八ヶ中隊三十三ヶ小隊を配し、一方地元衛生組合の應援を得て大正、港、浪速、此花、西淀川、西成、住吉の各區にわたりトラツク九十一臺、馬力百四十臺、小型運搬車百三十五臺、人夫千五百二十名を出動せしめた。

しかし雨に阻まれて兎角意の如くならず清掃戦線異状ありに救援の名古屋、神戸兩市役所、報知新聞社のトラツク十數臺に一日からは東京市役所から廿臺が加はり、土木、水道各部も泉尾、市岡方面を應援し、それに天理教外語、中學、高女生、青年團員ら五百名と信徒千五百名を合し二千名の「日の寄進」隊は鶴町大運橋通方面を中心に四方に清掃陣を擴げた、これら四千人を超える人々の努力によつて毎日塵芥二十六萬餘貫、泥土、瓦など八十八萬餘貫、疊三萬餘枚が運び出されて約八十ヶ所で野天燒きとし、各焼却場でもヘビィをかけてゐるが、木津川焼却場が致命的大破のため寢屋川を主力に二部作業を續けてゐる。

また廿四日より浸水地域の特別屎尿汲取を開始した。

火葬場全能力を擧ぐ

多數兒童の壓死其他溺死者多數に上つたため、火葬場は超満員の處へ、春日出、小林兩葬儀所等の浸水大破で、火葬能力減退したので、殘餘の葬儀所に於て毎日二回乃至四回の特別作業を行ひ應急措置を採つた。

災害發生二十二日より二十四日に至る間までが最頂上で廿九日迄に災害のもの九百二十五件、普通千五十二名といふ誠に慘然たるものがある。

葬儀所	普通	罹災	九月廿二日	普通	罹災	九月廿三日	普通	罹災	九月廿四日	普通	罹災	計
阿倍野	金	壹		陸	一三三		六	一三三		六	一三三	一三三

へ今までの二部教授綏和主義から耐震、耐火、耐風の堅牢第一主義に轉換せんとしてゐるが、現在二百四十四校のうち木鐵混合學校を加へた鐵筋八十八校、木造百五十六校で、しかも、この木造中今次の慘禍に顧みて至急改築を要するもの約百校を數へ、これが根本的改築に着手するにせよ五ヶ年計畫二千五百萬圓を要し、市財政と關連して大英斷を要する問題である。

小學校死傷者調べ (九月二十四日現在)

校名	児童			職員		
	死亡	行方不明	重傷	死亡	重傷	輕傷
恩貴島	八	一	一	一	一	一
味原	一六	一	一〇	一	一	一
北恩加島	九	一	一	一	一	一
天王寺第五	七	一	七	一	一	一
鷺洲第一	一五	一	三	一	一	一
大和田第一	一	一	一	一	一	一
姫島	二	一	一	一	一	一
豊崎第四	一九	一	二	一	一	一
鷓橋第二	七	一	一	一	一	一
(備考)保護者死亡鷓橋第二(四名)、天王寺第五(三名)						
中本第二	七	三	一	一	一	一
同第四	八	一	一	一	一	一
餘江第二	三	一	一	一	一	一
計	一〇七	一〇	一三	一	一	一

校名	死亡	行方不明	重傷	輕傷	計	死亡	重傷	輕傷	計
餘江第三	三	一	一	三	八	一	一	一	三
住吉	一八	一	五	三〇	五四	一	一	一	三
平野尋常	四	一	一	五	一一	一	一	一	三
玉出第三	九	一	一〇	一五	三五	一	一	一	三
南百濟	一	一	一	一	四	一	一	一	三
喜連	一	一	一	一	四	一	一	一	三
春日	一	一	一	一	四	一	一	一	三
櫻島	五	一	一	一	八	一	一	一	三
市岡第三	一	一	一	一	四	一	一	一	三
田邊	一	一	一	一	四	一	一	一	三
計	一〇七	一〇	一三	三三	一六三	一	一	一	三

學校幼稚園被害一覽 (昭和九年九月二十四日午前十一時現在報告收受のもの)

【備考】印は浸水せるものを示す

- 全倒壊 (小學校) 鷓橋第二 餘江第二 南百濟 津守第二 櫻島
 一部倒壊 (小學校) 曾根崎 春日出高等 四貫島 春日出 味原 花園 市岡第六 北恩加島 泉尾第三 天王寺第一 天王寺第五 高津 敷津 榮第二 難波 櫻川 大和田第一 姫島 鷺洲第一 鷺洲第二 香簀 啓發第一 二 豊崎第三 豊崎第四 北中島 中本第二 中本第三 中本第四 榎本 餘江第三 城東 榎並 住吉 丸山 平

野田邊 依羅 墨江 玉出第三 粉濱・津守第三
(幼稚園) 日吉

(中等學校) 東商業 都島工業 西華女學校 豐崎學校

傾斜及大破 (小學校) 都島第一 都島第二 都島第四 櫻宮 松ヶ校 濟美第一 濟美第二 濟美第四 濟美第五 西
九條 第二西野田 第一西野田 第四西野田 廣彩 堀江 築港南 築港北 市岡第三 九條第一 九條第二
・九條第三 九條第五 江戸堀 泉尾第二 天王寺第四 天王寺第六 天王寺第七 東平野第二 桃園第一 日本
橋 難波新川 難波元町 惠美第一 惠美第二 傳法 大和田第二 鷺洲第三 鷺洲第四 鷺洲第五 川北 神
津 豊崎第一 豊崎第二 豊崎第五 豊崎第六 十三 豊里 三國 大隅 中津第一 新庄 三津屋 中本第一 今
里 鳴野 大宮 神路 生野 育和 阿部野 長居 長池 常盤 鯉江 喜連 金塚 今宮第一 天下茶屋 古市
清水 城北 淀川 鶴橋高等 玉出第二 今宮第五 天王寺 啓發第一 啓發第三 敷津第二 平野高等 粉濱第
二 徳風勤勞 難波實務

(幼稚園) 明治 堀江 榮 高臺 花園

(中等學校) 櫻宮高女 扇町高女 西區商業 育英商工

浸

水 (小學校) 恩貴島 芦分 梅香 島屋 市岡第一 市岡第四 南市岡 錦 波除 吾妻 三先 田中 八幡屋
石田 安治川 泉尾第一 天王寺第九 南壽 鶴町 大正 三軒家第一 三軒家第二 三軒家第三 南恩加島 港南
福 西淀川 境川實務 市岡第二 津守第一
(幼稚園) 四貫島 西九條 芦分 九條第一 九條第二 安治川 泉尾第一 傳法 千船 姫島

(中等學校) 市岡商業 泉尾工業

以上の内、復舊の見込なきもの五十校に達する。

	復舊見込なきもの	見込あるもの	損害額(圓)
小學校	四五	一一三	三、八〇、八〇〇
幼稚園	一	五	一六、八〇〇
中等學校	三	六	一、〇〇一、〇〇〇
計	四九	一二四	五、〇〇八、六〇〇

一時は水飢饉

最も迅速に復舊

二百五十萬市民の生命の水道は颶風襲來と共に停電し取水及送水電動唧筒の全部運轉不能に陥り遂に一時断水の已むなきに至つたので、家用小發電設備に依り辛うじて二十一日午前及び午後五時より七時迄各二時間宛給水を開始したる處、幸ひに間もなく市電及宇治電より受電することを得て断水することなく給水を繼續することを得た。

大手前の高地區配水唧筒は午前八時停電と共に運轉不能となり上本町天王寺方面の高地區一帶の断水状態を防ぐべく市電氣局と接衝の結果、廿二日午前五時受電と共に運轉を開始したので全市の給水は完全に復舊した。断水中は撒水車二十五輛を利用して各所に上水の配給を行つた。しかし罹災地域では千船大橋、小運橋、北港大橋墜落の爲鐵管や給水栓の損傷で断水状態に陥つた箇所多く、大正區鶴町方面の如きバケツ、鹽を持つた罹災者が撒水車の周圍を取巻いて喧嘩場の如き光景を呈した。

抽水所復舊

下水道抽水所も停電で一時其の機能を停止するの止む無きに至つたが、恩貴島、西野田、境川、市岡、小林、櫻川、傳法の七ヶ所は浸水甚だしく、應急的に直ちに溢流門扉の開閉により排水するとともに人夫を出動せしめて運河附近に堀割りを作つて泥水を追込んだ。二十二日には懸命の作業で低地の四貫島市岡三軒家の外は餘程減水し浸水地に在るもの五ヶ所中、市岡抽水所は廿六日午後八時三十五分より唧筒一臺（百三十五馬力）の復舊運轉を見るに至り、次で櫻川抽水所も昨夜十時半に至り三十八馬力唧筒の運轉を開始したので、現在恩貴島、傳法及小川の三抽水所を除き全部復舊運轉を見るに至つたので不衛生極まる濕地の水捌けは餘程よくなつた。

而して水道部としてはその復興計畫に於て、今回の災害に於て痛感された點、即ち風水害で停電のため、貯水池へ淀川から取水するモーターが止り一時は時間給水といふ致命的不便を除くためには貯水池に自家發電所を設ける必要があり、かねてからの計畫をいよゝこの際實現することになつた、發電能力は約五千キロの火力で經費約百萬圓、これさへ竣工すれば今回のやうな電力會社の大停電にも絶對安全で斷水の憂ひはなくなるわけである。

電燈電力止まる

未曾有の電氣被害

大都市の生命線——水道、交通、照明の三大要素と近代産業の原動力たる電動力を一瞬にして吹きさらはれた京阪神の照明とその交通機關は動かす大同、宇治電、日電の三大電力會社の供給する約八十萬キロの大動力は、颯風襲來とともにピタ

リと停止し未曾有の電氣饑饉に陥つた。各電力會社では京阪神三都の暗黒化と交通の不隨状態を一刻も早く是正しようと努めてゐるが送電線、變電線、配電線と三段にも叩きつぶされてゐるため如何ともする能はず市電の九條、春日出兩火力發電機も浸水のため運轉不能に陥り廿一日夜は全市暗黒街と化した。市電では平塚局長以下總動員で復舊に努めた結果二十一日午後初めて五、五〇〇キロ合計八八、一〇〇キロの復舊を見たので、先づ以て水道用電力の供給を開始し、其の後通信用、街燈用、公署及病院の電燈、電力を供給し次で一般家屋に供給し全回線三二九線中、浸水地區（北港、三軒家、鶴町、築港）及び電柱倒壊甚だしい百濟方面等の五六回線を除き次の如く漸次復舊して全市七割まで點燈を見るに至つた。

右の浸水區域については一時も早く復舊すべく二十三日早朝から市電氣局屋内試験係員約百名を出動せしめこの區域の絶縁試験を行ふとともに外線復舊作業に努めてゐる。

送電日	晝夜間線(動力)	夜間線(配電)
二十日	一六回線	一回線
二十二日	六〇	八七
二十三日	一一二	一二六
二十四(見込)日	一三	一七
二十五日	兩線を合せて二七〇回線	

△損害二百八十五萬餘圓 市電燈・電力關係の損害は左の通りである。

變壓器	四、八五七臺 (二〇一、三五〇圓)
引込線	二七九、八四二個所(九八一、三六八圓)
配線	二四八、三五〇個所(六三五、〇五〇圓)

電 動 機 三、九八〇臺 (一七七、三〇〇圓)
 扇 風 機 一五、一二〇個 (二六三、〇〇〇圓)
 計 器 一、〇六〇個 (二二三、九〇〇圓)
 其他建物備品 (七六、七三〇圓)

小計 二五五八、六九七圓

◎料金割引による減収額

電 燈 料 二〇四、〇〇〇圓
 電 力 料 七五、〇〇〇圓
 電熱其他料金 二二、〇〇〇圓

合計 二、八五八、六九七圓

電氣局總損害五百八十五萬圓

以上の外九條、安治川兩發電所(六萬七千圓)、開閉・變電機械境川外變電所十二ヶ所(六萬圓)、送電線路架空地中共(十一萬圓)、配電線路同(三十六萬圓)、通信線(三萬七千圓)、電氣試驗所(三萬圓)、高速鐵道關係(三萬七千圓)、倉庫九條外四ヶ所印刷工場(七萬三千圓)、等で電氣局としての損害額は五百八十五萬餘圓に上りこれを各別別にすれば左の通りである。

總 損 害 額	五、八五五、八一二圓		
△運 輸 部	一、三八七、八四一圓	△電 燈 部	二、八五八、六九七圓
△技 術 部	一、四八〇、〇二四圓	△高 速 部	三七、八二〇圓
其他廳舎關係建物	九〇、八〇〇圓		

電 車 に 代 る バ ス

市電半數は浸水

電力の供給を断たれた爲、市電はもとより各郊外電車全部運轉不能に陥つたので、直ちに乗合自動車を總動員して一時交通に供へ、極力電力供給の復舊に努め二十二日正午より堺筋線南北線外八線、二十三日より築港線外九線の開通を圖り、浸水地の一部を除くの外、九十五%まで市電の運轉を回復した。

しかし七百餘臺中故障車は浸水せる築港、鶴町、春日出各車庫所屬のもの他約三百五十臺でこれを残り四百輛の市電とバス四百臺で平生一日平均のバスと市電の乗客百廿萬人を運ばうといふのであるから如何に全能力をあげても依然市民の足は不足勝ちで、ラッシュアワーの混雑は名状すべからざるものがあり、二十二日の如きは約三十萬人を運んだが平均二十萬位であつた。しかし収入の上からいふとこれが爲めに生じた電車収入減三萬六千五百圓は市バスの高三萬八千六百圓を収入(九月二十七日迄)して償ふて餘りあらしめた。災害地域に立往生の故障車は殆んどモーター浸水で、交通障害となるため隨所から一ヶ所に押し寄せ殊數繋ぎの光景を呈してゐる。市電では十一月迄にはなんとか平生通り運轉を復舊させ度いと焦慮してゐるが、福町の車輛工場(二十五萬圓)、兼平町の修理工場ともに浸水で肝腎の機械、器具類一切(約五十萬圓)水泡に歸したため非常な支障を來たし、その上、鶴町の車掌、運轉手たち従業員の公舎、築港教習所も全壊半壊の憂目から従業員の遺縁りにも頭痛鉢巻といふ受難である。この損害電車(六十八萬圓)軌道二十九キロ(三十萬圓)電車線(十五萬圓)以下莫大な額に上らう。地下鐵は二十二日朝間より閉通した。

道 路、公 園、橋、大 破

道 路 高潮の襲來は倒壊家屋、船舶、難破船、材木を道路上に押上げ、それに御路樹が殆んど横倒しになるなど全く

交通不能の状態に陥つたので工作物が多いため損害最も大きく約七十萬圓に達する。道路の復舊は罹災地域への物資の配給防疫班の活動等の先決条件となるもので市土木部でも千六百人の人夫を使用して鋭意泥、古礫その他の取片づけに努力してゐるがその工程は遅々として進まず。

恩賞島、西九條、四貫島、櫻島の一部は排水のために切斷した部分の復舊のみ完了したが、櫻島の浸水地域は目下作業中で市岡、築港、九條、松島方面は排水作業を終つたばかり、安治川方面の低地にはまだ水がある、道路整理は廿六日迄に築港線七割、九條高津線五割安治川線、鶴町線三割。

修理は安治川線五割、築港線六割まで工程進捗してゐる、東部地区の取かたづけは概ね完了したが東成、西成兩區の被害地は四、五割方取かたづけられ東淀川區は一割方整理されただけである。

決潰道路の應急處理は先づ低地部の排水が第一で市岡、築港、恩賞島、西九條、四貫島、櫻島では堀割を作つて漸く泥水を流し込んだ。今残つてゐるのは安治川、敷津、津守、大和田、大野、加賀屋町方面である。三軒家川、正蓮寺川方面の浸水甚しい處ではその堤防を干潮時に一時破壊するなどの大作業をさへ敢行した。

目下河川や運河の交通を妨害する天保山幸運橋際の土運船の引揚や道路に乗上げた團平船の引卸作業に懸命である。

被害の大部分は浸水によつて、木煉瓦が殆んど浮上り、ために隨所に凹地を生じたもの約二萬八千平方米、十一萬圓の損害。砂利を洗去られたもの六十六萬平方米、二十一萬圓、簡易舗裝破損八萬七千平方米、五萬六千圓等。

その他、損害を表示すれば左の通りである。

橋 梁 千船大橋中斷半壞木津川入舟橋傾斜、外七十六橋（内流失三）損害四萬八千圓

淺瀬船 曳船、ランチ等三十四隻（内沈没三、破損三十二）一萬四千圓

倉 庫 工場 鶴町プラント、タイル、乳劑各工場倒壊、材料置場流失、堀川倉庫破損等約四萬圓

街路樹總倒れ 市内二萬六千本の街路樹の内三分の二、實に一萬八千本は半ば傾き或は根こそぎ倒されてしまつた市公園課ではその手當をはじめたが、七千本は既に枯死して回生の見込なく残り一萬一千本の手當をなし、大體堺筋御堂筋、南北線等の幹線道路だけは終つた、最も被害の多いのは泉尾のアカシヤ、築港線のアカシヤ、プラタナス、北港のアカシヤ、プラタナスで種別にはアカシヤとホブラが根が浅いため最も風に弱く、プラタナスと青桐、銀杏が強いことが判つた。海水の浸水地域は倒れなくても鹽水でやられた、七千本の補植については現在市の苗圃には一千本内外しかない、買入れるとすれば一本四圓としても二萬四千圓、當分買へさうもなく「街路樹のない街」が當分續くだらう。

公 園 各公園の被害は樹木七千八百本（約一萬圓）大阪城公園では天守閣裏のかやの大木（高さ七間）が根本二間半を残して折れたのを始め外堀内外の松、櫻約二百本有名な桐畑も悉く倒れたが二割は枯死を免れ、櫻では櫻宮公園の三百本、田邊公園の三百本、城北公園、天王寺動物園内のものなど殆ど倒れ、枯死は免れても來春の花がどうかと氣遣はれてゐる。市公園課では動物園に一萬五千圓、各公園に七萬圓、街路樹に三萬圓の復興費をたてゝゐる。

渡船場 災害のため渡船流失三十隻、浸水破損四十三隻、棧橋三十ヶ所、待合所廿一棟流失、破損二十八棟で安治川筋（一）淀川筋（二）木津川筋（八）尻無川筋（四）木津川筋（二）は全滅に歸した（損害約七萬三千圓）本市渡船場では極力之が回復に努め、二十八日迄には全市卅ヶ所中廿三ヶ所の開通を見た。なほ千船大橋半壞流失のため臨時船を開始した。

大阪港の痛手

大棧橋大破上屋倒壊

大阪港の被害は千五百トン以上の汽船だけでも十九隻破損、運航不能を見、大棧橋は三つに打ちきられ、海岸凡そ十萬坪